

総務政策委員会資料 1
令和 6 年 11 月 20 日
担当:情報戦略局 財政課

教育民生委員会資料 1
令和 6 年 11 月 19 日
担当:情報戦略局 財政課

産業建設委員会資料 1
令和 6 年 11 月 18 日
担当:情報戦略局 財政課

所管事業の令和 6 年度進捗状況 及び予算の執行状況等の調査資料

目次

事業名	所管委員会	ページ
出会い・結婚支援事業	総務政策委員会	3
公共施設マネジメント事業		4
地域活動デジタル化推進事業		5
防犯カメラ設置推進事業		6
書かなくてよい窓口導入事業		7
孤独・孤立対策推進事業	教育民生委員会	8
チャイルドシート一時利用支援事業		9
脱炭素社会普及促進事業		10
予防接種事業		11
子どもの学び場づくりサポート総合推進事業		12
体育施設通信環境整備事業		13
排水機維持管理経費(機能更新)	産業建設委員会	14
選ばれる観光地づくり推進事業		15
外国人観光客誘致推進事業		16
排水機場維持管理経費(ポンプ場機能更新)		17
岡本吹上線改良事業		18
住宅・建築物耐震改修等促進事業		19

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	49	頁	説明資料	81	頁						
予算科目		款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	7	企画費					
事業名		出会い・結婚支援事業															
事業の位置付け		第3次総合計画		139	人権尊重・男女共同参画(その他)			所属		市民交流課							
事業期間		(開始年度)		H27		～		(終了(予定)年度)		－		大事業	企画推進事業				
事業目的	地方創生の基本目標の一つ「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ための取組の一環として、出会い・結婚に関する情報提供や相談等を実施し、結婚を希望する人が結婚できる地域社会の実現に向けて取り組む。							普通建設									
								事業分類区分				重点				新規	
								○		まち・ひと・しごと		○		定住			
								SDGs		17		実施手段					
事業内容	1 いせ出会い支援センターの運営 委託先 株式会社デルタスタジオ 委託料 9,683,300円 開所日時 水曜日(11時から20時) 木曜日 金曜日 土曜日(11時から18時)																
	○出会いや結婚に向けた相談、出会いの場の情報提供、出会いイベントの開催、マッチングサポート等を実施。																
	○企業の結婚支援促進 安心して結婚・出産・子育てができる社会づくりを目指し、いせ若者応援ネットワーク「いせむすび」登録企業を対象に、出会いの場の情報提供や環境づくり等の相談支援を行い、仕事と結婚・子育てとの両立がしやすい職場環境を促進。 ・対象 市内及び伊勢志摩定住自立圏域内市町に事業所を置く企業・団体																
	○大学生を対象に「仕事と結婚・子育てとの両立」をテーマにしたライフプランニングセミナーを開催。																
進捗状況	2 伊勢市版婚姻届・出生届の提供 伊勢市オリジナルデザインの婚姻届及び出生届を提供することにより、結婚や出産のイメージアップを図る。																
	・いせ出会い支援センター利用件数 1,613件 (来所640件 電話199件 メール196件 相談185件 チラシ393件)																
	・出会いイベントの開催 「夏の出会い応援交流会」開催日 R6.6.2 参加者 40人																
	・恋活マッチングサポート 登録者数 67人 閲覧者数 70人 引き合わせ数 19組																
事業を取り巻く状況等	・「いせむすび」登録企業数 210社																
	・ライフプランニングセミナーの開催 開催日 令和6年10月25日 対象 皇學館大学生108人																
	・伊勢市版婚姻届ダウンロード数 282件 出生届ダウンロード数 40件																
	※件数等については9月30日時点																
・三重県は結婚支援にかかる新事業を実施するため、令和5年4月から南勢地区の拠点施設として、「みえ出逢いサポートセンター南勢サテライト」を同施設に開設。市と開所日を分けて月曜日と火曜日に運営し、協定により賃貸料及び光熱水費の2.5/7を三重県が負担している。																	
・本事業の推進については、三重県が実施する事業との連携や重複の整理を行っていく必要がある。																	
当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額							
事業費(千円)		12,180		0		0		0		12,180		11,812					

令和6年度 執行状況				会計	1	一般会計	予算書	51 頁	説明資料	81 頁							
予算科目		款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	15	財産管理費					
事業名		公共施設マネジメント事業															
事業の位置付け		第3次総合計画		811	総合計画に基づく効率的、効果的な行財政運営			所属		資産経営課							
事業期間		(開始年度)		H25		～		(終了(予定)年度)		一		大事業		公共施設マネジメント事業			
事業目的	公共施設等の総合かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的とする。							普通建設									
								事業分類区分		○		重点				新規	
												まち・ひと・しごと				定住	
								SDGs		11		持続可能な都市					
事業内容	【具体的内容・仕組み】 ○公共施設等総合管理計画・施設類型別計画の推進 各施設の今後の管理方針を示す施設類型別計画の進捗を図るため、施設類型ごとや地区別の関係施設所管課による打合せ及び作業部会を開催して、各施設の方向性等について協議・調整を行う。また、全庁横断的な体制として設置する公共施設等マネジメント推進会議を開催し、管理方針等を決定する。 施設類型別計画について、令和5年度に公共施設等総合管理計画を改訂し、また、施設類型別計画策定以降に方向性に変更が生じている施設もあることから、それらを補整するための一部改訂を行う。 ○施設カルテの管理 市が保有する公共施設の現況や機能、管理運営に係るコスト、利用状況等を「見える化」するとともに、ホームページで公開し、市民等への情報提供等に活用する。 ○公共施設マネジメントシステムの運用 施設の各情報を一元管理・共有化するとともに、保全業務の効率化を図り、今後の維持管理経費等の試算や施設運営状況の把握、分析等を行う。 ○職員研修の実施、先進地視察、外部研修等への参加 施設所管課職員の意識向上を図る。また、担当職員の知識習得を目指す。																
	○公共施設等総合管理計画・施設類型別計画の推進 関係課による打合せ及び作業部会を開催し、各施設の方向性等について協議・調整を行った。また、公共施設等マネジメント推進会議を3回開催し、二見体育館の機能移転や一之木地区集会所の廃止等について協議した。 ○学校跡地利活用について 旧神社小学校について、事業者と契約締結し、引き渡しに向けて準備を進めている。 ○公共施設マネジメントシステムの運用及び公共施設カルテの管理 システム運用により施設情報を一元管理し、情報共有を図ることができた。また、施設情報の更新等を行い、その情報を基に公共施設カルテを作成し、市HPにて公表した。 ○職員研修の実施 PFIを中心としたPPPへの理解を図ることを目的として、講師を招き職員研修を実施した。																
	・老朽化が進む公共施設の更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっている。これらの背景を踏まえ、「新しく造る」から「賢く使う」への転換が必要との認識の中で、公共施設の総合的・計画的な管理と最適な配置を目指すため、平成28年には伊勢市公共施設等総合管理計画を策定し、令和5年に一部を改訂している。 ・計画を進めていくためには、公共施設マネジメントの内容や必要性について、市民や利用者の理解が得られるよう努める必要がある。 ・学校跡地について、状況等を見ながら順次公募を進めていく。																
	事業を取り巻く状況等																
		当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額					
事業費(千円)		1,644		0		0		0		1,644		1,122					

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	53 頁	説明資料	34 頁					
予算科目		款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	18	地域自治推進費		
事業名		地域活動デジタル化推進事業												
事業の位置付け		第3次総合計画		112	地域活動の仕組み・体制の充実支援			所属		市民交流課				
事業期間		(開始年度)		R5	～		(終了(予定)年度)		R8	大事業		自治区振興事業		
事業目的	地域住民のコミュニティ活動及び地域のデジタル技術の活用を促進し、地域活動の円滑な情報共有及び事務の負担軽減を図る。							普通建設						
								事業分類区分		○	重点			新規
										○	まち・ひと・しごと			定住
								SDGs		11	持続可能な都市			
事業内容	自治会及びまちづくり協議会が地域活動を効果的・効率的に行えるよう、デジタル化を積極的に促進するために必要な支援を行う。													
	○地域団体意見交換会 自治会が取り組んでいるデジタル化の先進事例発表等を通じて、デジタル技術活用が身近にできることを実感してもらい、デジタル化の促進を図る。													
	○アドバイザー派遣 自治会とまちづくり協議会が抱えているデジタル技術活用に関する課題の解決に向けて、個別に直接支援を行うアドバイザーを派遣する。 ＜回数＞ 1団体あたり最大3回、合計100回予定													
	○伊勢市自治会デジタル化促進事業補助金 自治会を対象に、デジタル化を進める上で必要不可欠となるインターネット環境整備や機器購入等について、補助金を交付する。 ＜補助内容＞ 補助対象経費100,000円、補助割合2/3、上限額66,000円、30団体予定													
進捗状況	○地域団体意見交換会 開催日：令和6年10月29日 内 容：①自治会のデジタル化事業取り組み状況について ②個別相談会、情報交換会													
	○アドバイザー派遣 派遣期間：令和6年6月19日～令和7年2月28日 派遣団体数：14団体 派遣回数：16回（9月30日時点）													
事業を取り巻く状況等	○伊勢市自治会デジタル化促進事業補助金 交付自治会数：4自治会 交付金額：263,000円（9月30日時点）													
	・デジタル化の必要性を感じている地域団体も多くあるが、デジタル技術を活用できる人材の確保と育成が課題となっている。 ・アンケート調査等により地域のデジタル化にかかる課題とニーズの把握に努めながら、デジタル化を通じた事務の効率化や地域活動の展開を考えている地域団体の支援に取り組んでいく。 ・自治会におけるデジタル化の事例を他の自治会にも共有し、地域の担い手の負担軽減、若者等の加入促進が進むよう、地域のデジタル化を一層促進していく。													
		当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額		
事業費（千円）		5,380		0		0		0		5,380		263		

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	55 頁	説明資料	82 頁		
予算科目		款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	20	防犯活動推進費	
事業名		防犯カメラ設置推進事業									
事業の位置付け		第3次総合計画 523 防犯環境の整備			所属		危機管理課				
事業期間		(開始年度) R2 ～ (終了(予定)年度) ー			大事業		防犯活動推進事業				
事業目的	犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、防犯講習の開催や啓発行事の実施、自治会が設置する防犯灯への補助や防犯パトロールを始めとする自主防犯活動への支援等さまざまな取組を行っている。 これらの防犯活動を補強する観点から自治会による防犯カメラ設置を推進し、より一層の犯罪抑止力の向上を目指していく。				普通建設						
					事業分類区分		○	重点		新規	
							まち・ひと・しごと			定住	
					SDGs		16	平和			
事業内容	【内容】 自治会が地域の防犯活動の一環として、防犯カメラを設置する活動に対し設置費用等への補助を行っている。令和5年度から新たに維持管理費に対しても補助を行うことにより、自治会の負担を軽減し、継続して防犯カメラ設置の推進に取り組む。 【根拠法令等】 伊勢市防犯カメラ設置補助金交付要綱 伊勢市防犯カメラ維持管理経費助成金交付要綱 【R6予算額】 整備：2,450千円 維持管理：2,290千円 合計：4,740千円 【効果】 防犯カメラを整備することにより、犯罪の抑止、安心感の醸成、事件等の解決に繋がり、より安全で安心できる市民生活の確保につながる。 【概要】 1. 補助対象者 自治会 2. 補助対象経費 ①整備 防犯カメラの購入費・設置工事費・設置にかかる各種手数料等 補助率 1/2 (上限150,000円/台) ②賃借料 防犯カメラの賃借料/月×初年度の月数×1/2 補助率 1/2 (上限150,000円/台) ③維持管理 防犯カメラの取替・移設・撤去、専用柱の取替・移設・撤去、その他修繕、保守点検費、共架料、電気料 ①～③補助率 1/2 (上限あり) 【実績】 令和2年度 72台、令和3年度 53台、令和4年度 22台 令和5年度 41台、 令和6年度 22台 (R6.9.30現在) 計 210台										
	・自治会への防犯の案内通知や防犯講習会等で、防犯カメラを設置することにより、犯罪抑止に有効であることなどを説明し事業の推進を図っている。 ・令和6年度については、9月30日現在で22台の申請があり、おおむね当初予算で見込んだ台数で推移している。 ・令和6年8月に全自治会に対し、防犯カメラ設置に関するアンケートを実施し、設置後の効果、今後の設置意向等の調査を行った。										
	当事業を活用し防犯カメラを設置した自治会からは、「防犯カメラがあることで、犯罪抑止力になり安心・安全につながっている」「不法投棄が減少した」などの意見をいただいている。 今後も地域の自主的な防犯活動の一環としての防犯カメラ設置を推進し、安全で安心なまちづくりを推進していく。										
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額
事業費(千円)		4,740		0		0		4,740		1,472	

令和6年度 執行状況				会計	1	一般会計		予算書	57	頁	説明資料	36	頁				
予算科目		款	2	総務費		項	3	戸籍住民基本台帳費		目	1	戸籍住民基本台帳費					
事業名		書かなくてよい窓口導入事業															
事業の位置付け		第3次総合計画		812	行政のデジタル化				所属		戸籍住民課						
事業期間		(開始年度)		R6		～		(終了(予定)年度)		—		大事業		戸籍住民基本台帳管理事業			
事業目的	手続きに来庁された方の「書く負担」を軽減するため、書かない窓口を導入する。								普通建設								
									事業分類 区分				重点		○		新規
													まち・ひと・しごと				定住
									SDGs		11		持続可能な都市				
17		実施手段															
事業内容		来庁者及び職員双方が楽になる窓口を目指し、「行かない窓口」の推進及び「書かない窓口」の導入を図る。 1. 「行かない窓口」の推進 市役所に行かなくても、最寄りのコンビニエンスストア等で各種証明書が取得出来るコンビニ交付の利用を促進するため、令和6年度期間限定でコンビニ交付手数料を減額し、利便性の向上及び窓口の混雑緩和を図る。 2. 「書かない窓口」の導入 市役所へ来庁される方へより丁寧な対応を行うため、「書かない窓口」を導入し、申請書等を書く負担の軽減と業務の効率化を図る。 【内容】 証明書の発行や住民異動の手続きの際、職員による聞き取りや専用機器での本人確認書類の読み取り等で、申請書や届出書の作成を支援する。 聞き取り内容の入力及び読み取り内容からそのまま発行手続き等に進むことが出来るため、スムーズな証明書の発行に繋がる。 窓口での流れ（戸籍住民課・各総合支所生活福祉課） ①受付・本人確認（聞き取り又は読み取り） ②書類作成（職員が手続きの内容を聞き取り、申請書等を作成・印刷） ③確認・署名（来庁者が印刷された申請書等の内容を確認し署名） ④交付等（証明書の発行または手続き完了） ※課税課窓口でも申請書の一部の記入が不要になる。															
進捗状況		1. 「行かない窓口」の推進（コンビニ交付手数料減額） コンビニ交付利用件数 22,053件（R6.4.1～R6.9.30） 内訳 ・ 戸籍関係 19,259件 コンビニ交付率 40.6% （前年同期）13,010件 26.0% ・ 税関係 2,794件 コンビニ交付率 34.6% （前年同期）1,418件 16.7% 2. 手書きの負担を軽減する「書かない窓口」の導入 ・ 伊勢市書かない窓口システム導入業務委託契約（契約日 R6.4.24） 書かない窓口の導入にあたり、必要機器の購入、各種申請書等のレイアウト検討、運用マニュアルの作成、職員向け操作研修などを実施した。11月1日から運用を開始する。 ・ 対象手続き 各種証明書の発行（住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・税証明） 引っ越しなどの住民異動手続き、マイナンバーカードに関する一部の手続き															
事業を取り巻く状況等		今年度から伊勢市デジタル推進本部に設置された「窓口のあり方検討ワーキンググループ」において、ワンストップ化を含め、市として最適な窓口のあり方について検討を行っている。その中で、より効果的に業務改革を進めていくため、国の「窓口BPRアドバイザー派遣事業」を活用し、アドバイザーからノウハウの提供を受け、現状把握・課題発見に有効な「窓口体験調査」を実施した。今後さらに検討を進め、市民サービスの向上及び業務の効率化を図っていく。															
		当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額					
事業費（千円）		13,321		0		0		0		13,321		10,173					

令和6年度 執行状況				会計	1	一般会計		予算書	67	頁	説明資料	40	頁
予算科目		款	3	民生費		項	1	社会福祉費		目	5	地域福祉推進費	
事業名		孤独・孤立対策推進事業											
事業の位置付け		第3次総合計画		421	みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり				所属	福祉総合支援センター			
事業期間		(開始年度)		R5	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	いせライフセーフティネット事業			
事業目的	働きづらさを抱えた人からの相談に応じ、適切な助言を行うとともに、その個性や意欲に応じた社会参加や就労支援等を多分野の関係機関との協働で実施することで、社会を構成する一員として、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を図ることを目的とする。								普通建設				
									事業分類 区分	○	重点		新規 定住
											まち・ひと・しごと		
									SDGs	1	貧困		
3	保健												
8	経済成長と雇用												
事業内容	孤独・孤立対策として設置した「伊勢市多分野協働プラットフォーム」において、働きづらさを抱えた人への支援として「周知・啓発」「社会参加」「就労支援」を3本柱として取組を推進する。												
	【孤独・孤立対策推進事業】（委託先：NP0法人いせコンビニネット、委託料：5,200,000円） 就労に向けたチャレンジのきっかけづくりとして、下記の支援を実施。 ○地域や企業等でのボランティア体験・職場見学・就労体験 ○就労に向けた支援（一般雇用・障害者雇用・短時間雇用等） ○ボランティア体験・職場見学・就労体験等の受入先の開拓												
	【ひきこもり支援推進事業】（委託先：伊勢市社会福祉協議会、委託料：16,500,000円） 当事者やその家族等を包括的に支援するため、下記の支援を実施。 ○相談支援 ○居場所づくり ○連絡会・ネットワークづくり ○当事者会・家族会の開催 ○住民等向け講演会等の開催 ○ひきこもりサポーターの養成 ○実態把握調査												
	【ワークステーションいせ（市役所における短時間雇用）】 庁内の専門性を必要としない業務を切り出し、働きづらさを抱えた人の短時間雇用に取り組む。 ○雇用に向けた関係機関等との連携調整・就労体験調整 ○短時間雇用（会計年度任用職員）及び業務の切り出しに係る各課との調整												
※令和4年度、内閣官房（現：内閣府）「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の取組団体として採択され、雇用・産業・教育・福祉・地域等の分野で構成する「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を令和5年1月に設立。													
進捗状況	【孤独・孤立対策推進事業】 ○相談件数:24件（延50件） ○支援件数:14件 ○就労体験実施数:3か所 ○就労体験受入開拓数:4企業												
	【ひきこもり支援推進事業】 ○相談件数:19件（延270件） ○支援件数:47件 ○フリースペース:59回 25人利用（延290人） ○当事者会:12回 8人参加（延47人） ○家族交流会:3回 12人参加（延25人） ○講演会:11月予定 ○養成講座:12月予定 ○ひきこもり状態にある人の実態調査結果：137人												
	【ワークステーションいせ】 ○問い合わせ件数:71件 ○就労支援数:22人 ○採用人数:9人（週1回1時間:1人、週2回2時間:8人） ○業務内容:物品等の封入、チラシ折り、宛先シール貼り、簿冊整理、数量確認等 ○業務実施課数:10課（課税課、危機管理課、財政課、交通政策課、健康福祉部各課）												
事業を取り巻く状況等	孤独・孤立対策については、様々なライフステージに応じた福祉分野に限定されない支援が必要であることから、伊勢市多分野協働プラットフォームを中心として、各課の事業に「孤独・孤立対策」の視点を取り入れる等、多様な対応ができる体制づくりを進める必要がある。 働きづらさを抱えた人への社会参加・就労支援については、個々の状況に応じて段階的に進める必要があり、令和6年度から開始した「ワークステーションいせ」でのノウハウを市内の企業等に周知啓発し、理解・協力を得ながら、働きづらさを抱えた人の雇用（一般雇用・障害者雇用・短時間雇用）が伊勢市全体に広まるよう取り組んでいく必要がある。												
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額		
事業費 (千円)	26,868		0		0		0		26,868		22,089		

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	69 頁	説明資料	44 頁			
予算科目		款	3	民生費	項	3	児童福祉費	目	1	児童福祉総務費		
事業名		チャイルドシート一時利用支援事業										
事業の位置付け		第3次総合計画 441 乳幼児期の支援				所属		子育て応援課				
事業期間		(開始年度) R6 ～ (終了(予定)年度) ー				大事業		子育て応援事業				
事業目的	児童の安全を守り、子育て家庭を応援するため、児童の急なお世話や急病による通院、家族の帰省時などにおける緊急一時的なチャイルドシートの利用をサポートする。					普通建設						
						事業分類 区分				重点	○	新規
								まち・ひと・しごと			定住	
						SDGs		3	保健			
事業内容	【内容】 緊急的な児童の預かりや市外からの児童の帰省の際に、市内在住の祖父母やおじ・おばなどの家族を対象に、一時的に必要なチャイルドシートを貸し出し、家族による育児の負担軽減を図る。											
	【対 象 者】 児童の祖父母、おじ・おばなど（児童の父母は除く） 【台 数】 乳児用 5台 幼児用 5台 【期 間】 2週間以内（1回のみ延長可、追加料金あり） 【料 金】 1台につき1,000円／回 【貸出場所】 委託先の管理する場所にて実施 （委託先：NPO法人三重みなみ子どもネットワーク） 【利用方法】 ①電話又はオンラインで利用申請（希望日の2か月前の初日から受付） ②予約確定 ③当日、事業所で受け渡し ④貸出期間満了後、事業所へ返却（汚損、破損の場合は利用者にて対応） ⑤委託事業者から市へ利用報告の後、市から利用者へ利用料の請求											
進捗状況	○事業開始日 令和6年7月1日											
	○事業周知 【チラシ配布】 シルバー人材センター会員、いせファミリー・サポート・センター会員、民生委員・児童委員 【チラシ設置】 子育て応援課、各子育て支援センター 【情報発信】 市長定例記者会見、市ホームページ、市公式LINE、広報いせ、イセラなど											
事業を取り巻く状況等	○貸出件数（令和6年9月末現在） 乳児用 22件、幼児用 7件（1件あたりの平均利用日数 9.4日）											
	○道路交通法上、6歳未満の児童はチャイルドシートの着用が義務化されているが、全国的にも非着用による死亡事故が発生している。非着用での死亡率は着用時に比べて高く、児童の命を守るためにもチャイルドシートの着用は重要である。 ○本事業の1回の利用期間、貸出台数は需要を十分満たし、お盆休みには10台全てがレンタルされており、事業継続の期待は高い。 ○チャイルドシートを必要な方でシェアすることにより、循環型社会の実現に寄与できる。											
		当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額	執行済額	
事業費（千円）		847		0		0		0		847	725	

令和6年度 執行状況				会計	1	一般会計	予算書	79 頁	説明資料	48 頁		
予算科目		款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費		
事業名		脱炭素社会普及促進事業										
事業の位置付け		第3次総合計画		311	温室効果ガスの排出削減			所属	環境課			
事業期間		(開始年度)		R5	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	脱炭素社会推進事業		
事業目的	脱炭素社会の実現に向け、市民のライフスタイルの行動変容及び事業活動の転換を促す。							普通建設				
								事業分類区分	○	重点		新規定住
								SDGs	7	エネルギー		
									12	持続可能な消費と生産		
		13	気候変動									
事業内容	【内容】 ○脱炭素型ライフスタイルの推進 ・地球温暖化防止、くらしの脱炭素化（エコ住宅・エコ家電）、電気自動車・エコドライブ等の普及啓発 ・「伊勢市環境フェア～みんなで脱炭素社会をめざそう～」の開催 ○脱炭素経営の促進 ・脱炭素経営セミナー開催 脱炭素経営の重要性や取り組むべき課題（温室効果ガス排出量の把握や削減目標の設定等）への理解を深めるためのセミナーを開催し、事業者の脱炭素経営の取組を推進する。 ・事業所脱炭素化支援（温室効果ガス排出量算定、省エネ診断補助） 事業所における温室効果ガス排出量の算定や省エネルギー診断等にかかる費用の一部を補助することにより、事業所の脱炭素化を支援する。 ○第3期伊勢市環境基本計画（計画期間：R2～R11）の中間見直し ・伊勢市環境基本計画改定支援業務委託 第3期伊勢市環境基本計画と内包する伊勢市地球温暖化防止実行計画について、現行計画の取組成果と課題、国内外の環境の変化、市民意見、上位・関連計画との整合性等を考慮し、中間年に当たる令和6年度に見直しを行う。											
進捗状況	○脱炭素型ライフスタイルの推進 ・イベントでの電気自動車・太陽光発電等のPR、環境講座（ソーラーライト工作）を実施した。 ・10月に「伊勢市環境フェア～みんなで脱炭素社会をめざそう～」を開催した。 ○脱炭素経営の促進 ・事業所の温室効果ガス排出削減に向けた取組を促進するため、下半期に脱炭素経営セミナーの開催を予定している。 ・伊勢市事業所脱炭素化支援補助金制度に基づき、中小企業者が実施する温室効果ガス排出量算定及び省エネルギー診断等に要する費用の一部を補助し、脱炭素化を支援している。 交付決定実績 14件 1,981,000円（9月末日現在） ○第3期伊勢市環境基本計画（計画期間：R2～R11）の中間見直し ・第3期伊勢市環境基本計画の中間見直しを行うための業務委託契約を6月に締結し、伊勢市環境審議会の審議を踏まえて計画案を作成中。											
事業を取り巻く状況等	・国は2050年にカーボンニュートラルを目指し、温室効果ガス排出量削減目標を引き上げ、脱炭素社会実現に向けた動きを加速させている。 ・伊勢市においても令和4年度に「ゼロカーボンシティいせ」を宣言し、第3期伊勢市環境基本計画の温室効果ガス削減目標を見直した。 ・脱炭素型ライフスタイルへの転換は市民生活に直結しており、市民の理解と協力が重要であるため、市民が取り組みやすい施策展開とともに事業所や関係団体との連携を強化し進めていく必要がある。											
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額	
事業費（千円）	11,636		0		0		0		11,636		9,994	

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	81 頁	説明資料	50 頁	
予算科目		款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	3 予防費	
事業名		予防接種事業								
事業の位置付け		第3次総合計画 419 医療・健康(その他)			所属		健康課			
事業期間		(開始年度) H17 ～ (終了(予定)年度) ー			大事業		予防接種事業			
事業目的	予防接種により、疾病を予防し、感染の拡大を防止することによって、市民が安心して健康で暮らせる環境づくりを図ることを目的とする。				普通建設					
					事業分類区分	○	重点		新規	
							まち・ひと・しごと		定住	
					SDGs	3	保健			
事業内容	【内容】 ○定期接種 (1) A類疾病；人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防。 ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）など (2) B類疾病；個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防。 高齢者用インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者用肺炎球菌 ○任意接種 おたふくかぜワクチン、带状疱疹ワクチン、風しんワクチン 【令和6年度新規取組等】 ○任意接種費用の一部助成（R6.4月開始） ・おたふくかぜワクチン（対象：1歳～小学校就学前）2,000円×2回まで を助成 ・带状疱疹ワクチン（対象：50歳以上の方） 生ワクチン 4,000円×1回 または 不活化ワクチン 10,000円×2回 を助成 ○新型コロナワクチンの定期予防接種 ・対象：65歳以上、60歳～64歳で日常生活が極度に制限される程度の障がいがある方 ・自己負担額：2,100円 ○HPVワクチン（ヒトパピローウイルス感染症～子宮頸がん）のキャッチアップ接種を勧奨 ・対象：平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方 ・経過：平成25年から令和3年の間、HPVワクチン接種の個別勧奨を差し控えられた。 令和5年、定期接種が開始され、対象年齢（小学校6年～高校1年相当）を超えて、あらためて公費での接種の機会を提供。									
	【令和6年9月末時点の状況】 ○任意接種助成 ・おたふくかぜワクチン 606人（R6.4.30現在 1歳～6歳児 4,718人） ・带状疱疹ワクチン 1,136人（R6.4.30現在 50歳以上 64,757人） ○新型コロナワクチン ・10月1日、定期接種開始 （R6.4.30現在 65歳以上 39,532人） ○HPVキャッチアップ接種 ・接種人数 1,233人（勧奨通知送付者 4,769人）									
進捗状況										
事業を取り巻く状況等	○带状疱疹ワクチンは、現在、任意接種として位置づけられている。厚生労働省審議会（令和6年6月20日）において、定期接種に位置付ける旨の決定がされたが、時期や使用ワクチン、接種対象者は今後審議予定となっている。									
	○新型コロナワクチンは、国の特例臨時接種が終了（令和6年3月31日）し、令和6年度からは、原則、個別接種となる。季節性インフルエンザの予防接種と同様に、接種を希望する方が直接医療機関に予約していただき、受付・接種される。また費用についても、全額国負担から原則有料とされた。									
	○HPVキャッチアップ接種・償還払い及び風しんの追加的対策は、公費負担で接種できるのが令和6年度末で終了となるため、引き続き勧奨を進めていく。									
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額	執行済額
事業費(千円)	381,953		159,622		0		0		541,575	114,118

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	123 頁	説明資料	73 頁		
予算科目		款	11	教育費	項	1	教育総務費	目	4	教育研究所費	
事業名		子どもの学び場づくりサポート総合推進事業									
事業の位置付け		第3次総合計画		213	安全で安心な教育環境づくり		所属	教育研究所			
事業期間		(開始年度)		R6	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	教育研究所運営事業	
事業目的	・不登校児童生徒の社会的自立をめざし、総合的な支援に取り組む。 ・誰一人取り残されない学びの保障をめざし、児童生徒・保護者・学校を支援する。 ・教職員の専門的知識および技能の向上と保護者支援の充実をめざし、研修会や懇談会を開催する。						普通建設				
							事業分類区分	○	重点		新規
								○	まち・ひと・しごと		定住
							SDGs	4	教育		
事業内容	◎誰一人取り残されない教育の実現に向け、学校生活上、不安や困難を感じている児童への多様な居場所の確保と早期対応・早期支援 ・不登校等何らかの理由により教室に行きづらい児童の生活や活動を支援するための別室（ねすとルーム）を小学校6校にモデル校として設置するとともにサポーターを配置する。										
	○不登校児童生徒の社会的自立をめざした総合的な支援 ・一人ひとりに寄り添った支援の充実をめざし、児童生徒自立支援員を3名配置する。 ・児童生徒への相談等支援を充実させるため、教育コンサルタントを2名配置する。										
	○誰一人取り残されない学びの保障をめざした児童生徒・保護者・学校の支援 ・全小中学校に非常勤講師を配置し、児童生徒を支援する。 ・全小中学校において「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」（WEBQU）を実施する。 ・保護者・学校・関係機関と連携し、子どもたちをチームで支援できる体制づくりをする。										
	○教職員の資質の向上と保護者支援の充実をめざした研修会・懇談会の開催										
進捗状況	・小学校6校をモデル校に別室（ねすとルーム）を設置、サポーターを配置し、増加する不登校傾向児童への多様な居場所づくりの確保と早期対応に取り組んでいる。 ・教育支援センターでは、学習や運動、人とかかわり方についての学びを通して児童生徒の社会的自立に向けた支援をしている。 ・教育コンサルタントが学校訪問し、不登校児童生徒の状況等を聞き取り助言や支援をしている。 ・「WEBQU」の結果を分析し、不登校やいじめ等の未然防止及び早期発見・早期解決を図るため、学校訪問を行い、小中学校の様子や児童生徒の情報を共有している。 ・教職員向けの研修会（8月）のほか、不登校や登校しぶりを共に語り考える会「ホッとLine NEST」（7月）を開催した。また、年度内に教育支援センター研修員による研修会や第2回「ホッとLine NEST」の開催を予定している。 ・不登校の理解と対応のための保護者向け資料「ハーモニーハート」を小学1年生、中学1年生の保護者に配布した。（ホームページにも掲載）										
事業を取り巻く状況等	・伊勢市の不登校児童生徒数は、令和4年度1000人あたり21.4人、令和5年度は25.8人と年々増加傾向にあり大きな課題となっている。 ・多様な居場所の選択肢の1つとして、別室（ねすとルーム）の設置・サポーターの配置は需要が大きい。今後も多様な居場所づくりの確保に取り組んでいく必要がある。 ・不登校や登校しぶりの要因は、複数にわたって絡んでいることから、児童生徒へのアンケート結果や学校訪問等により、それぞれの状況を把握し、学校、家庭、関係部署、関係機関との連携を深め、個に応じた支援の充実に引き続き取り組んでいく。 ・別室（ねすとルーム）を利用する児童一人ひとりに寄り添った支援をしていくために、支援体制の構築、環境整備等をしていく必要がある。効果的に運用していけるよう、設置校を定期的に訪問し、聞き取りやアンケート結果等から取組を検証し、今後のよりよい支援方法や対応策を学校と連携して進めていく。										
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額
事業費(千円)	63,039		0		0		▲ 14		63,025		21,812

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計		予算書	135	頁	説明資料	79	頁		
予算科目		款	11	教育費		項	6	保健体育費		目	5	体育施設費		
事業名		体育施設通信環境整備事業												
事業の位置付け		第3次総合計画		233	スポーツ施設の利便性の向上			所属		スポーツ課				
事業期間		(開始年度)		R6	～	(終了(予定)年度)		R6	大事業		体育施設管理運営事業			
事業目的	スポーツ施設の利用者がインターネット等による情報取得や動画・写真などのデータ送信等を行うための手段として、スポーツ施設にWi-Fi環境を整備し、利用者の利便性の向上を図る。							普通建設						
								事業分類区分		○	重点		新規	
										まち・ひと・しごと		定住		
								SDGs		9	インフラ、産業化、イノベーション			
事業内容	【内容】 スポーツ施設にWi-Fi環境を整備する。													
	【全体計画】 ◎新規整備（Wi-Fi環境が構築されていない施設に対し、新規で環境整備を行う。） ・ダイムスタジアム伊勢 ・市営庭球場 ・三重電子スマイルアリーナ小俣 ・御薗B&G海洋センター ◎追加整備（既にWi-Fi環境が構築されている施設に対し、増強整備を行う。） ・伊勢フットボールヴィレッジ													
	【利用対象者】 ・施設を利用する利用者・観客・大会運営者（報道）													
	【利用目的（想定）】 ・利用者、観客：インターネットによる情報取得、動画・写真などの送信等 ・大会運営者（報道）：大会速報、LIVE中継などの試合状況を瞬時に送信等													
進捗状況	各体育施設において、設置場所の選定を行ったうえで、デジタル政策課との打ち合わせを行い、入札掲示に係る仕様書の策定を行った。 10月24日開催の契約審査委員会及びシステム管理・セキュリティ委員会の審査にかけ、入札業者の選定を行っていく。 今後の予定については以下のとおり。													
	10月24日：契約審査委員会及びシステム管理・セキュリティ委員会 11月 1日：入札掲示 11月19日：入札開札及び契約締結 3月：完成検査 検査完了後、利用開始													
事業を取り巻く状況等	スポーツを「する」ことで、スポーツの楽しさや喜びを知り、「みる」、「ささえる」ことによってそれを共有し、人とのつながりが生まれる。このようなスポーツとの多様な付き合いが、生活の一部となることを目標としてこれまで伊勢市スポーツ推進計画を進めてきた。 今後は、社会の変化に合わせ、スポーツを「する」環境だけでなく、「みる」、「ささえる」環境についても整備する必要がある。体育施設通信環境整備事業を通じて、スポーツ大会のライブ配信やオンラインチケットの利用、SNSへの投稿、また災害時の通信環境の確保など、多角的な視点を積極的に取り入れつつ、今後のスポーツ振興に役立てていく必要がある。													
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額			
事業費(千円)	12,008		0		0		0		12,008		0			

令和6年度 執行状況				会計	1	一般会計		予算書	95	頁	説明資料	97	頁
予算科目		款	6	農林水産業費		項	1	農業費		目	7	湛水防除事業費	
事業名		排水機維持管理経費(機能更新)											
事業の位置付け		第3次総合計画 619 農林水産業(その他)						所属		農林水産課			
事業期間		(開始年度) H27 ~ (終了(予定)年度) ー						大事業		土地改良施設維持管理事業			
事業目的	施設の老朽化が進行している農業用排水機場について、長寿命化計画に基づき、設備の更新・修繕を行うことにより、低下した排水能力の回復や施設の長寿命化を図る。 また、運転支援システムの導入により、施設の安定的な稼働と操作人の安全性を確保する。						普通建設						○
							事業分類区分		○	重点		新規	
									○	まち・ひと・しごと		定住	
							SDGs		2	飢餓			
12	持続可能な消費と生産												
事業内容	OR6事業内容 ①老朽化対策 国の補助事業採択を受けるため、長寿命化計画に基づき対象施設の事業計画書作成を行う。 採択を受けたものについては、県営事業として設計業務及び補修更新工事を行う。 [事業計画書作成対象施設] 鹿海排水機場 [設計業務対象施設] 三津排水機場、東大淀排水機場、楠部排水機場、楠部第二排水機場 [補修更新工事対象施設] 東大淀排水機場、亀池排水機場、楠部第二排水機場、通排水機場 ②運転支援システム導入（遠隔操作化） 国の補助事業採択を受けるため、対象施設の事業計画書作成を行う。 [事業計画書作成対象施設] 楠部排水機場、楠部第二排水機場、楠部東排水機場、鹿海排水機場、汁谷川排水機場 ○効果 ①老朽化対策 老朽化が進行する排水機場について、予防保全を目的とした適切な維持管理及び支出の平準化を図ることができる。 ②運転支援システム導入（遠隔操作化） ・H29年の台風第21号の際、施設又はその周辺が冠水した施設について、遠隔地から排水機場の操作が可能となる運転支援システムを導入することにより、安定的な稼働と操作人の安全性の確保を図る。												
	○直営事業 ・鹿海排水機場事業計画書修正業務委託 令和6年4月19日契約（委託期間4/19～11/29） ・楠部排水機場ほか農村災害対策整備計画（安全度評価）作成業務委託 令和6年5月14日契約（委託期間5/14～10/11） ・楠部排水機場ほか事業計画書作成業務委託 令和6年9月24日契約（委託期間9/24～3/21） ○県営事業（市は負担金を支出） ・農村地域防災減災事業 三津地区 設計業務施行中 ・" 東大淀地区 補修更新工事施行中（R5繰越分含む） ・" 亀池地区 補修更新工事施行中（R5繰越分含む） ・基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 楠部・楠部第二地区 補修更新工事施行中（R5繰越分含む） ・" 通地区 補修更新工事施行中（R5繰越分含む）												
進捗状況													
事業を取り巻く状況等	・多くの農業用排水機場が造成後45年以上経過し老朽化が進行しており、予期せぬ不具合が懸念されている。当市が管理する農業用排水機場は34施設と多く、物価高騰の影響もあることから、予防保全型の施設管理を行うことにより、効果的・効率的に老朽化対策を進めていく必要がある。 ・排水機場の運転管理については地元自治会に委託しているが、操作人の高齢化が進んでおり、作業の省力化や安全確保の対策が必要である。												
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額		
事業費(千円)	100,880		0		53,220		0		154,100		30,844		

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	103	頁	説明資料	60	頁		
予算科目		款	8	観光費		項	1	観光費		目	1	観光総務費	
事業名		選ばれる観光地づくり推進事業											
事業の位置付け		第3次総合計画		631	新たな交流を生み出すための魅力ある地域資源の発掘・磨き上げ			所属		観光振興課			
事業期間		(開始年度)		R6	～	(終了(予定)年度)		一	大事業		選ばれる観光地づくり推進事業		
事業目的	第63回神宮式年遷宮の諸行事や大阪・関西万博（令和7年）を契機として伊勢を訪れる観光客に対応する受入環境整備等を、伊勢市観光振興基本計画に基づき、選ばれる観光地となるように複数年にわたりソフト・ハードの両面の整備を行う。							普通建設					
								事業分類区分		○	重点		新規
										○	まち・ひと・しごと		定住
								SDGs		11	持続可能な都市		
事業内容	第63回神宮式年遷宮の諸行事を契機とした観光客の増加、多様化する観光需要の中で必要な受入環境の強化や観光コンテンツ磨き上げや造成を行い、選ばれる観光地としての取り組みを推進する。												
	■伊勢市駅手荷物預り所の機能強化 観光客の増加に対応するため、施設改修による受け入れ可能数量の引き上げや利便性の向上（約350個→約500個） ■内宮エリアの観光危機管理を推進 内宮エリアで地域が主体となった防災訓練、観光危機管理マニュアル作成を支援 ■バリアフリー観光の推進 車いすでの観光へのサポートや視覚障がい者向けのサポート実施に向けて研修等を行う ■観光地等混雑状況配信 市内主要観光地の混雑状況のウェブ配信と予測を行う ■観光客実態調査 市内の観光客の実態を把握するための調査を実施する ■プラスワンコンテンツ造成 選ばれる観光地として新たな観光コンテンツの造成や磨き上げを行う ■お木曳行事に向けたまち全体の機運醸成 お木曳行事催行の基盤となる奉曳本部、奉曳団連合会の結成支援とまち全体の機運醸成												
進捗状況	■伊勢市駅手荷物預り所の機能強化：改修工事設計業務を実施した。（令和7年度改修工事施工予定） ■内宮エリアの観光危機管理を推進：地域団体を主体として勉強会の実施や防災訓練を予定。 ■バリアフリー観光の推進：視覚障がい者の案内サポート研修を、内宮エリアで2回実施した。 ■観光地等混雑状況配信事業：主要観光地の混雑状況のウェブ配信などを行った。 閲覧数（4月～9月）：17,215回 ■観光客実態調査：伊勢市観光客実態調査を実施している。（年4回） ■プラスワンコンテンツ造成：観光庁の補助事業として令和6年5月30日に採択を受け、産官学で連携し、体験できるコンテンツ造成をするためのモニターツアー等を実施中。 ■お木曳行事に向けたまち全体の機運醸成：広報誌「令和のお木曳」やSNS等を活用した情報発信を行い、市内の機運醸成を図った。子ども向けお木曳ロゴマークを活用し、ポスターやTシャツなどを作成し、初穂曳に参加する小学生に配布し、次世代を担う子どもたちに向けた機運醸成を図った。												
事業を取り巻く状況等	・インバウンドやバリアフリーなど多様化する観光客ニーズへの対応、さまざまな人が伊勢の観光を楽しむために必要なソフト・ハード両面からの受入環境の強化が求められる。 ・自然災害が多発している中、観光危機管理の観点から観光客が安全に安心して観光ができる環境を整えて、訪れる人だけでなく住む人も満足ができる、持続可能な観光地づくりを行う必要がある。 ・第63回神宮式年遷宮に向けた諸行事を契機として、伊勢の魅力を発信、観光コンテンツの磨き上げや造成を行うことで、観光客の増加を見込んでいる。 ・お木曳行事に向けた地域活動の担い手不足が課題となっている。												
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額		
事業費（千円）	46,798		0		0		0		46,798		37,041		

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	103 頁	説明資料	62 頁		
予算科目		款	8	観光費	項	1	観光費	目	2	旅客誘致費	
事業名		外国人観光客誘致推進事業									
事業の位置付け		第3次総合計画	631	新たな交流を生み出すための魅力ある地域資源の発掘・磨き上げ			所属	観光誘客課			
事業期間		(開始年度) H20			～	(終了(予定)年度) ー		大事業	旅客誘致宣伝事業		
事業目的	日本の人口減少による観光客の自然減少への対応の一環として、次世代の柱となり得る外国人観光客を誘致し、地域経済へ貢献する。						普通建設				
							事業分類 区分	○	重点		新規
								○	まち・ひと・しごと	○	定住
							SDGs	8	経済成長と雇用		
事業内容	【市単独事業】 ■『The Study of ISE』ブランディング戦略事業 欧米を中心に世界的増加傾向にある「精神的な豊かさを求める人々」(SBNR層：Spiritual But Not Religious)をターゲットにした伊勢の文化観光の推進と旅行商品化による誘客。 ■外国人短期留学生招聘及び情報発信事業 皇學館大学と協働で、日本・伊勢の歴史文化に興味を持つ海外の学生等を対象とした学習カリキュラムの実施と留学生を通じた情報発信。 【各団体連携事業】 ■協議会事業 ○東海地区外国人観光客誘致促進協議会 ・海外からのメディア、旅行会社招聘、プロモーション事業 ○JNTO(国際観光振興機構) ○神秘の紀伊半島を一周するF I T誘客事業実行委員会 ・OTA等と連携した中国、台湾における認知度向上や来訪意欲を促進 ■伊勢市観光協会協働事業 ○シンガポール宣伝事業 ○外国語版観光パンフレット改訂・増刷(英語・繁体字)										
進捗状況	【市単独事業】 ■『The Study of ISE』ブランディング戦略事業 ・契約日：令和6年5月24日 ・旅行商品造成参画市内事業者説明会：令和6年7月22日(21社参加) ・欧米訪日客向け旅行会社による事業者等訪問：令和6年9月18～20日(12社訪問) ■外国人短期留学生招聘及び情報発信事業 ・契約日：令和6年8月30日 ・留学生募集：令和6年9月18日～10月18日 【各団体連携事業】 ・各団体等において、プロモーション事業等を実施している。										
事業を取り巻く状況等	令和6年8月末時点の訪日外客数は24,007,900人で、対前年同期比158%(令和元年同期比108.4%) 〔出展：いずれもJNTO発表資料〕と伸びている。また伊勢神宮参拝者数の内、外国人参拝者数も、令和6年8月末時点で72,435人で、対前年同期比142.8%(令和元年同期比114.8%)と伸びているものの、参拝者全体に対する外国人参拝者の割合は約1.4%と低い状況である。 さまざまな団体への参画や連携による取り組みと市単独の取り組みなど、効果的な事業展開とするため、引き続き、伊勢の歴史や文化の発信による文化観光の推進や、認知度向上を目指した事業展開を推進する必要がある。										
	当初予算額	補正額	繰越額	流用・充用額	予算現額	執行済額					
事業費(千円)	17,550	0	0	0	17,550	9,087					

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	109	頁	説明資料	66	頁	
予算科目		款	9	土木費	項	3	河川費	目	4	排水路維持費		
事業名		排水機場維持管理経費(ポンプ場機能更新)										
事業の位置付け		第3次総合計画	743	ポンプ場の更新及び延命化の推進			所属	維持課				
事業期間		(開始年度)			H25	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	排水施設維持事業	
事業目的	老朽化する都市ポンプ場の機能診断に基づき長期補修計画を策定し、予防保全の考え方で機能更新を行うことにより効率的かつ効果的な維持管理を行う。						普通建設					○
							事業分類	○	重点		新規	
							区分		まち・ひと・しごと		定住	
							SDGs	9	インフラ、産業化、イノベーション			
						11	持続可能な都市					
事業内容	○R6事業内容 長期補修計画に基づく設計業務と補修工事を行う。 [設計業務等対象施設] 神久ポンプ場 [補修工事等対象施設] 船倉ポンプ場、蟹田排水機場、エバーグリーンポンプ場、河崎3号ポンプ場、明倫小ポンプ場、宮川排水2号ポンプ、神久ポンプ場 ※船倉ポンプ場については、令和7年度債務負担行為による2か年の施工 [R5繰越工事対象施設] いな川排水機場											
	○効果 施設の機能診断結果に基づき、整備・取替・更新目標年数の設定及び補修計画を作成し、補修工事を行うことにより、予防保全を目的とした適正な維持管理及び支出の平準化を図ることができる。											
進捗状況	①委託	・神久ポンプ場機能診断業務委託 10/29契約 (工期 10/29～3/27) 内容：竣工より15年が経過することから劣化状態、劣化原因の評価を行う。 次年度実施予定である長期補修計画の見直しを行う際の基礎資料とする。										
	②工事	・宮川排水2号ポンプ補修工事 6/25契約 (工期 6/25～ 8/23) ・蟹田排水機場機械設備補修工事 9/10契約 (工期 9/10～ 3/ 6) ・エバーグリーンポンプ場補修工事 10/ 1契約 (工期 10/ 1～ 3/ 6) ・河崎3号ポンプ場ほか機械設備補修工事 11/ 5契約 予定 (河崎3号ポンプ場、明倫小ポンプ場) ※船倉ポンプ場は11月中に発注予定										
	③R5繰越工事	・いな川排水機場補修工事 (電気設備) 12/20 工事完了 予定 ・いな川排水機場補修工事 (機械設備) 1/31 工事完了 予定										
事業を取り巻く状況等	・近年、気候変動によるゲリラ豪雨などが多発する中、内水排除の役割を担っているポンプ場であるが、老朽化している施設が多く、予期せぬ不具合が懸念されている。このため、都市ポンプ場の長期補修計画を作成し、施設管理を事後保全型から予防保全型に切り替えることで、不具合を未然に防止し、浸水被害の軽減を図っている。											
	・ポンプ場の設計、工事を実施するにあたり、補助金や交付金の活用について国及び県と協議し、財源の確保に努める必要がある。											
	当初予算額	補正額	繰越額	流用・充用額	予算現額	執行済額						
事業費(千円)	99,036	0	76,560	0	175,596	97,172						

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計		予算書	111	頁	説明資料	103	頁	
予算科目		款	9	土木費		項	5	都市計画費		目	5	街路事業費	
事業名		岡本吹上線改良事業											
事業の位置付け		第3次総合計画		729	道路・公園(その他)			所属	基盤整備課				
事業期間		(開始年度)			R4	～	(終了(予定)年度)		R12	大事業	街路整備事業		
事業目的	宇治山田駅前の本路線は電線類が景観を阻害しており、また、地震による電柱の倒壊などの被害が懸念される。このため、電線類を地中化することにより、都市景観の向上と災害に強いまちづくりを進めるものである。									普通建設		○	
								事業分類 区分	○	重点		新規	
									○	まち・ひと・しごと			定住
								SDGs	11	持続可能な都市			
事業内容	○全体事業		延長 L = 3 0 0 m										
	○R6事業内容		整備工事 (L=130m) 占用物件移設補償 (一式)										
	○実施場所		岩渕 1 丁目地内ほか										
	○根拠法令		無電柱化の推進に関する法律 電線共同溝の整備等に関する特別措置法										
	○特定財源		無電柱化推進事業費補助 (国土交通省道路局所管) 補助率 5.5/10										
	○効果		都市景観及び歩道の安全性が向上する。										
	(事業計画)		R 6	電線共同溝整備、占用物件移設補償									
			R 7	電線共同溝整備、占用物件移設補償									
			R 8	電線共同溝整備、占用物件移設補償									
			R 9	電線共同溝整備									
		R10	舗装復旧										
		R11	入線、抜柱										
		R12	入線、抜柱										
		事業終了											
進捗状況	○岡本吹上線電線共同溝整備工事に伴う下水道管移設補償 令和6年6月4日契約 (期間6/4～8/30)												
	○岡本吹上線電線共同溝整備工事に伴う配水管移設補償 令和6年8月27日契約 (期間8/27～3/21)												
	○岡本吹上線電線共同溝整備工事に伴うガスパ管移設補償 令和6年10月2日契約 (期間10/2～1/31)												
事業を取り巻く状況等	○無電柱化推進事業費補助 ・ 交付決定内容 交付決定日 令和6年7月24日 (交付決定の効力 令和6年4月1日から) 交付決定額 44,550千円 (国費)												
	○電線共同溝整備工事の入札公告を令和6年11月に予定												
	○管路の浅層埋設や既設埋設物の移設に要するコストについて、令和6年に国から示された「無電柱化のコスト縮減の手引き」に基づき最小限に抑える。 ○宇治山田駅前での整備工事の為、地元住民及び駅利用者や来訪者などへの影響を最小限に抑えるため、一部区間において夜間工事を実施する。 ○無電柱化推進計画に基づき、三重県と連携して外宮周辺の無電柱化を進めて行く。												
		当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額	
事業費 (千円)		86,900		0		0		0		86,900		17,354	

令和6年度 執行状況			会計	1	一般会計		予算書	113	頁	説明資料	69	頁		
予算科目		款	9	土木費		項	6	住宅費		目	2	住宅対策費		
事業名		住宅・建築物耐震改修等促進事業												
事業の位置付け		第3次総合計画		753	木造住宅耐震化			所属	住宅政策課					
事業期間		(開始年度)			H17		～	(終了(予定)年度)		一			大事業	住宅対策事業
事業目的	今後発生が予想される南海トラフ地震による住宅・建築物の倒壊に伴う被害を最小限にするため、旧耐震基準で建設された昭和56年5月以前の木造住宅や防災対策上重要と考えられる民間建築物の耐震化を促進する。							普通建設						
								事業分類区分	○	重点		新規		
										まち・ひと・しごと		定住		
								SDGs	11	持続可能な都市				
事業内容	【内容】 大規模地震の際、倒壊の危険性が高い木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震診断を実施するとともに、耐震補強設計や耐震補強工事に要する費用の一部を助成する。 今般の能登半島地震により住宅の耐震性に対する意識が高まっている今の機会を捉え、地震対策の重要性の啓発を強力に進めるとともに、耐震補強工事費の補助額を拡充して負担軽減を図ることにより、耐震化を加速させる。 また、助成対象となる建物は、昭和56年5月以前建築の木造住宅であるが、高齢者世帯の居住が多く、耐震補強工事費が高額であるために施工を躊躇する方もいることから、生命を守る対策として、寝室など住宅の一部の安全を確保する耐震シェルター設置補助を新設し、比較的費用負担が少なく地震に備えられるよう努める。 ●補助対象事業 ①耐震診断 ②耐震補強設計 ③耐震補強工事 ④リフォーム工事 ⑤耐震シェルター設置 ⑥除却工事 ⑦ブロック塀等撤去補助													
	【過去の経緯・実績】 令和4年度より、除却工事の対象を空家に限定し、1年間の経過措置を設けた。令和5年度以降は、除却工事の対象は空家のみとなった。													
進捗状況	【補助金交付決定等の状況（令和6年9月30日時点）】 無料耐震診断 322件、耐震補強設計 13件（うち精密診断1件）、耐震補強工事 2件、 リフォーム工事 2件、耐震シェルター設置 4件、空家除却工事 98件、ブロック塀等撤去 37件													
	【戸別訪問の実施状況（令和6年9月30日時点）】 訪問戸数1,868戸、うち面談戸数685戸、うち耐震診断申込81件													
事業を取り巻く状況等	【啓発活動】 広報・ホームページに記事を掲載するとともに、戸別訪問による啓発を行っている。													
	・1月に発生した能登半島地震及び8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表があり、市民の木造住宅耐震化への関心が高まっていることから、戸別訪問活動と相まって当初予算で想定していた300件を超える無料耐震診断の申し込みがあったため、9月補正予算にて500件分に増額した。 ・令和6年度当初予算において、耐震補強工事補助金を上限100万円から125万円に拡充するとともに、耐震シェルター設置補助金（上限50万円）を創設した。さらに、三重県の補助制度拡充を受けて、6月補正予算において耐震補強工事補助金を上限150万円に、耐震シェルター設置補助金を上限100万円に拡充した。 ・啓発活動として戸別訪問活動を強化し、令和6年度から5年間で、市内の旧耐震木造住宅12,500戸を訪問する計画である。													
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額			
事業費（千円）	92,559		21,600		0		0		114,159		40,666			

令和 6 年度 経営状況について

1 利用状況（令和 6 年 9 月 30 日現在）

（単位：人）

区 分	令和 6 年度 実績（A）	令和 6 年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
入 院 患 者 数	42,518	45,018	△2,500	186
（1 日平均患者数）	232.3	246.0	△13.7	1.0
外 来 患 者 数	63,707	64,480	△773	△1,300
（1 日平均患者数）	513.8	520.0	△6.2	△10.5
健 診 者 数	7,270	7,112	158	△45
（1 日平均健診者数）	50.5	50.1	0.4	0.4

※入院患者数内訳

（単位：人）

区 分	令和 6 年度 実績（A）	令和 6 年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
一般病床【180 床】	25,863	26,535	△672	△1,989
（1 日平均患者数）	141.3	145.0	△3.7	△10.9
地域包括ケア病床【69 床】	9,516	10,797	△1,281	2,364
（1 日平均患者数）	52.0	59.0	△7.0	12.9
回復期リハビリテー ション病床【40 床】	6,075	6,222	△147	168
（1 日平均患者数）	33.2	34.0	△0.8	0.9
ホスピス病床【11 床】	1,064	1,464	△400	△357
（1 日平均患者数）	5.8	8.0	△2.2	△1.9

2 収入（令和 6 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

区 分	令和 6 年度 実績（A）	令和 6 年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
医 業 収 益	3,450	3,516	△66	38
（うち入院収益）	2,404	2,444	△40	59
（うち外来収益）	917	935	△18	△18
健 診 収 益	199	191	8	6
医 業 外 収 益	451	447	4	△182
特 別 利 益	0	0	0	0
計	4,100	4,154	△54	△138

3 支出（令和6年9月30日現在）

（単位：百万円）

区 分	令和6年度 実績（A）	令和6年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
医 業 費 用	3,675	3,694	△19	△9
健 診 費 用	102	104	△2	4
医 業 外 費 用	65	65	0	△5
特 別 損 失	0	0	0	0
計	3,842	3,863	△21	△10

4 収支（令和6年9月30日現在）

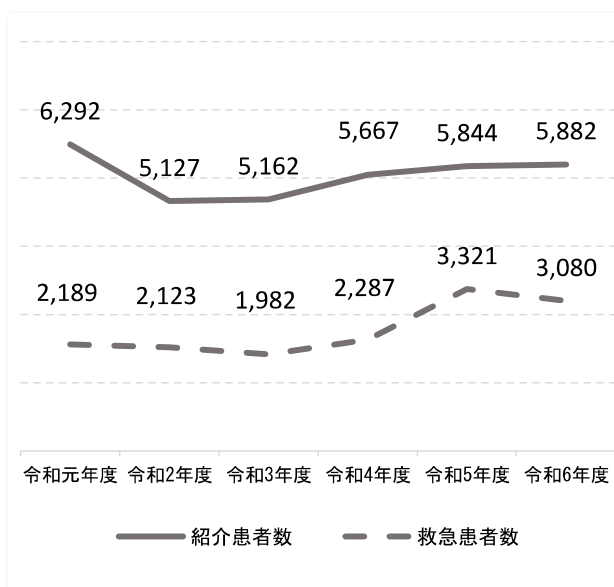
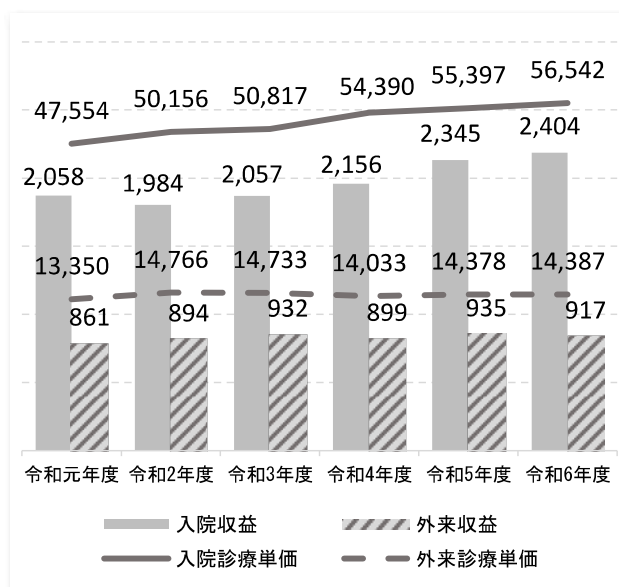
（単位：百万円）

区 分	令和6年度 実績（A）	令和6年度 予算（B）	増 減 （A）－（B）	対前年度 増 減
医 業 収 支	△225	△178	△47	47
健 診 収 支	97	87	10	2
そ の 他 収 支	386	382	4	△177
全 体 収 支	258	291	△33	△128

5 主な指標の推移（令和6年9月30日現在）

（1）診療単価（円）・収益（百万円）

（2）紹介患者数（人）・救急患者数（人）



学校水泳民間プール施設活用事業について

1 経過等

伊勢市では、令和元年度から、小学校の体育科における水泳指導に関して、民間プール施設及び人材を利用し、泳力向上等に向け水泳指導を実施し、今後の学校水泳における民間プール施設等の効果的な活用について研究を行ってきた。

2 実施内容

(1) 実施対象 市内小学校 1 ～ 6 年生

(2) 研究内容

(ア) 泳力向上に向けた教員とインストラクターのチーム・ティーチングによる効果的な指導の研究

(イ) 水泳指導に係る教員の業務改善の研究

(ウ) 水泳指導実施期間の拡張

(エ) その他、民間プール施設を活用した効果的かつ経済的な活用の研究

(3) 実施方法等

(ア) 原則、低学年部（1，2 年）、中学年部（3，4 年）、高学年部（5，6 年）ごとの泳力別のグループに分け、年間 5 回（1 回 90 分）の授業を実施する。

(イ) 各学年部を 10 人程度のグループに分け、インストラクターと教員によるチーム・ティーチング指導を行う。

(ウ) 施設へは、委託業者が準備したバス等により移動する。

3 実施状況

実施年度	実施校数	実施施設
R 1 年度	3 校	ベスパススポーツクラブ伊勢（3 校）
R 2 年度		中止
R 3 年度		中止
R 4 年度	5 校	ベスパススポーツクラブ伊勢（4 校） 伊勢スイミングスクール（1 校）
R 5 年度	6 校	ベスパススポーツクラブ伊勢（5 校） 伊勢スイミングスクール（1 校）
R 6 年度	10 校	ベスパススポーツクラブ伊勢（7 校） 伊勢スイミングスクール（3 校）
R 7 年度	15 校 （予定）	ベスパススポーツクラブ伊勢（8 校） 伊勢スイミングスクール（5 校） アクトス（2 校）

4 主な成果等

- (1) 泳力向上に向けた教員とインストラクターのチーム・ティーチングによる効果的な指導については、インストラクターの指導から、専門的な指導方法を学ぶことができた。また、水への抵抗がある子への不安の取り除き方、ビート板、浮き輪の効果的な使い方を学べた。
- (2) 水泳指導にかかる教員の業務改善の研究については、毎日のプール管理削減、体育主任の負担軽減等、教師の業務軽減化につながった。
- (3) 水泳授業実施期間の拡張等については、令和6年度は、6月～10月の間に水泳を実施することが可能となった。実施期間が拡張できるのは、民間プール施設を活用することのメリットである。また、雨天や熱中症警戒情報等の天候に左右されず実施することもメリットとして挙げられる。
- (4) 民間プール施設を活用した効果的かつ経済的な活用については、学校水泳を民間委託した場合、学校で実施した場合に比べて、令和元年度から令和6年度までの間で、費用を削減することができた。

5 伊勢市における今後の方向性と取組

学校水泳民間プール施設活用事業については継続することとし、さらに民間プール施設活用を推進していく。

伊勢市こども計画について

1 計画の概要

こども・若者や子育て家庭等の意見を反映し、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関連する計画と一体のものとして、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を新たに策定する。

(1) 計画の目的

全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる、“こどもまんなか社会”の実現

(2) 重点施策

- ① こどもの権利を守る
- ② 妊娠期から乳幼児期の切れ目のない支援
- ③ こどもの豊かな人間性の育成と居場所づくり
- ④ こども・若者の社会的自立の支援
- ⑤ 困難を有するこども・若者への支援

(3) 施策の展開

- ① 妊産婦への支援
- ② 乳幼児期の支援
- ③ 学童期・思春期の支援
- ④ 若者（青年期）の支援
- ⑤ 妊娠期から青年期を通しての支援

(4) 計画の期間 令和 7 年度から令和 11 年度まで

2 計画策定までの今後の予定

令和 6 年 12 月 パブリックコメントの実施

令和 7 年 1 月 第 5 回伊勢市子ども・子育て会議にて協議

2 月 教育民生委員会へ計画の最終案を報告

3 月 策定・公表

3 パブリックコメントの実施（予定）

(1) 実施期間 令和 6 年 12 月 16 日から令和 7 年 1 月 15 日まで

(2) 縦覧場所

子育て応援課、保育課、教育総務課、総務課、市役所本庁舎本館 1 階市民ホール、各総合支所生活福祉課、各支所、伊勢図書館、小俣図書館、生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター、いせ市民活動センター、各子育て支援センター及び市ホームページ

(3) 提出方法 オンライン、郵送、電子メールなど

教育民生委員会資料4－2

令和6年11月19日

担当：健康福祉部子育て応援課

伊勢市こども計画 (案)

令和 年 月
伊勢市

はじめに

市長あいさつページ

令和 年 月

伊勢市長 鈴木 健一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の流れ	1
1-1 計画策定の背景と趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画期間	3
1-4 計画の策定体制・策定方法	3
1-5 新たな国の動き	4
1-6 計画の対象	5
1-7 こども計画に基づき実施する施設整備事業	5
2 こども大綱	6
こども大綱	6
こどもまんなか社会	6
第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題	7
1 統計データから見た現状	7
1-1 人口の状況	7
1-2 世帯等の状況	10
1-3 就労状況	12
2 こども・子育て支援事業の現状	13
2-1 就学前児童数の状況とこどもの教育・保育に関する環境について	13
2-2 就学前のこどもの教育・保育の現状	15
2-3 若者に関する現状	17
3 アンケート調査結果の概要	20
3-1 調査の目的及び概要	20
3-2 こども・子育て支援に関するニーズ調査	21
3-3 こども・若者に関するアンケート調査	24
4 計画策定に向けた主な課題	29
第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方	31
1 計画の基本的な考え方	31
1-1 基本理念	31
1-2 基本的な方針	32
1-3 ライフステージごとの支援	33
2 施策の体系	35
3 重点施策と成果指標	38

第4章 こども・若者・子育て施策の展開	40
Ⅰ 妊産婦への支援	40
Ⅱ 乳幼児期の支援	42
Ⅲ 学童期・思春期の支援	47
Ⅳ 若者（青年期）の支援	55
Ⅴ 妊娠期から青年期を通しての支援	57
第5章 量の見込みと目標設定	71
1 将来人口の見通しと事業量推計	71
1－1 事業量推計の流れ	71
1－2 児童人口等の推計	72
2 量の見込みと確保方策	75
2－1 教育・保育提供区域の設定	75
2－2 教育・保育の量の見込みと確保方策	76
2－3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	79
2－4 教育・保育の一定的提供及び体制の確保	92
2－5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	92
3 放課後児童対策パッケージに基づく取組について	93
3－1 放課後児童対策パッケージの趣旨と目的	93
第6章 伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画	96
1 市内教育・保育施設の現状と前計画期間における公私立施設の状況について	96
2 就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針	99
2－1 すべての就学前のこどもに対応する教育・保育について.....	99
2－2 子育て支援の充実と家庭・地域との連携について.....	100
2－3 公立施設のあり方について	100
3 就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画	102
3－1 計画の期間	102
3－2 公立施設の整備計画	102
4 関係資料	106
4－1 各施設の入所（園）状況	106
4－2 公立施設の建築年等	109
4－3 就学前児童数の推移	109
4－4 伊勢市管内保育関係施設案内図	110
第7章 計画の推進体制	111
1 計画の推進体制	111
2 進捗状況の管理	111

資 料 編	112
1 こども・子育て支援に関するニーズ調査の概要、結果（抜粋）	112
2 こども・若者に関するアンケート調査の概要、結果（抜粋）	113
3 子ども・子育て会議委員名簿、開催状況、設置条例	114
3－1 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿	114
3－2 会議開催状況	115
3－3 伊勢市子ども・子育て会議条例	116

第 1 章

計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の流れ

1 - 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和 5 年 4 月 1 日に施行された『こども基本法』第 10 条第 2 項において、市町村は、『こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）』を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」）を定めるよう努めるものとするされました。

同条第 5 項において、「市町村こども計画」は、「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」、「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるとされました。

伊勢市では、このたび、「第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 2 期計画」といいます。）の改定時期を迎えることから、上記のことを踏まえて、令和 7 年度より、第 3 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画などを包含する「伊勢市こども計画」を策定します。

※注釈 本計画では、「こども」を基本的に使用します。ただし、法律上の定義や名称に関連する部分は、「子ども」や「子供」を用いています。なお、「こども」は、「子ども」や「子供」の同義語であり、特に意味に差異はありません。

1 - 2 計画の位置づけ

（1）計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」（第 10 条第 2 項）に基づく「市町村こども計画」であり、こども大綱及び三重県こども計画を踏まえ、伊勢市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画に該当するものです。

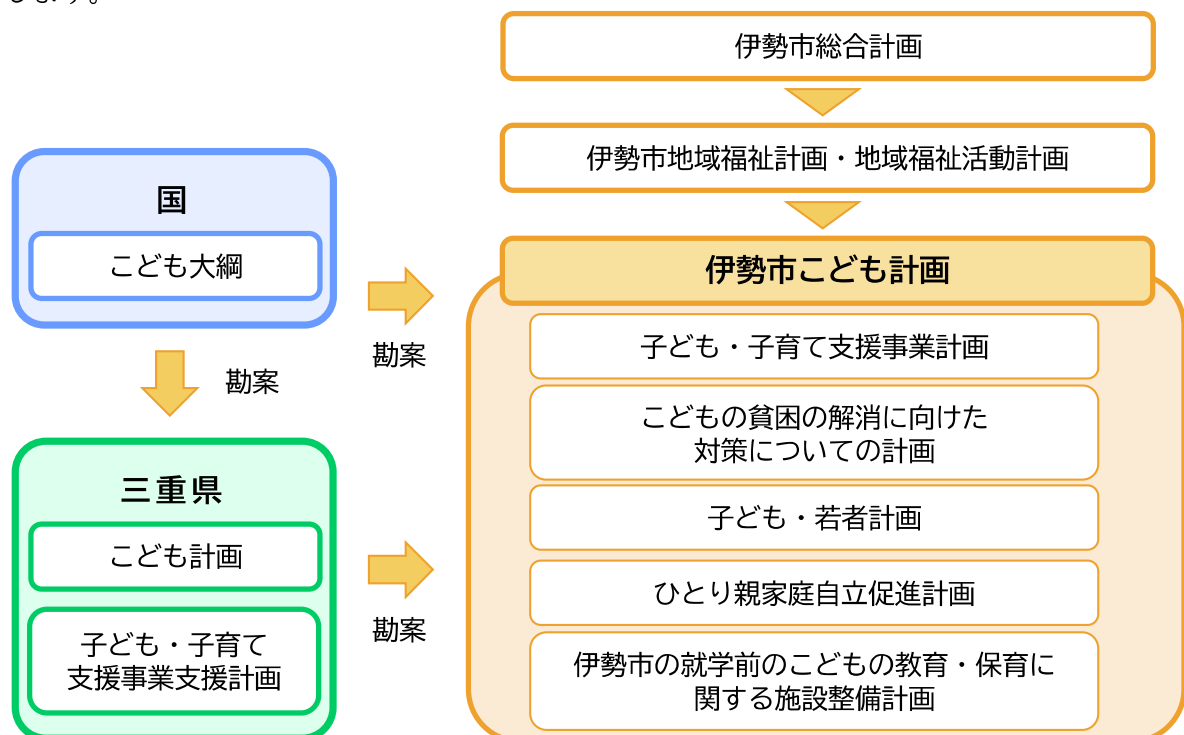
本計画には、「子ども・子育て支援法」（第 61 条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」（第 8 条第 1 項）に定める「市町村行動計画」としての位置付けも担う計画として策定します。

◆◆ 今回一体的に策定する主な計画（一覧） ◆◆

根 拠 法 等	計 画	内 容
こども基本法	こども計画	『こども基本法』に基づき策定される『こども大綱』は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したものとなる。
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業計画	基本指針に即して5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困対策として取り組むべき事項を“教育”、“生活の安定”、“保護者の就労”、“経済的支援”の4つの分野に整理し定める。
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者計画	こどもから20代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画。
母子及び父子並びに寡婦福祉法	ひとり親家庭自立促進計画	就業支援、子育て・生活の支援などを通じて、ひとり親家庭が経済的な自立を達成し、安定した生活を送ることができるよう援助する計画。
伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針	伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画	就学前のこどもに対する望ましい教育・保育環境の充実のため、公立保育所や幼稚園などの整備について定めた計画。

（２）本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「伊勢市総合計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定します。



(3) SDGs との関係

○方向性

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は全ての国際連合加盟国が2030年までに取り組む行動計画として17の分野別の目標(ゴール)が掲げられ、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指します。

本計画で定める基本方針や施策を推進することにより、SDGsで定めているゴールの達成に貢献することを目指します。

○本計画と関連の強いゴール



1 - 3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期計画									
		中間見直し			こども計画				
							中間見直し		改定

1 - 4 計画の策定体制・策定方法

(1) 市民の意見・ニーズの把握と反映

本計画策定にあたっての市民ニーズの把握と市民意見の反映を目的に、こども・子育て支援に関するアンケートの実施とパブリックコメントの実施を行いました。

① こども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本調査は、子育て中の保護者や中高生・若者の皆様の現状や意見、子育て支援に関するニーズ等を正確に把握し、安心した子育てや社会的自立ができる環境づくりに取り組むための基礎調査としてアンケートを実施しました。

② 計画案へのパブリックコメントの実施

より多くの市民の皆様からの意見を反映させるため、計画案について、令和●年●月●日から令和●年●月●日までパブリックコメントを実施し、意見の概要と、これに対する本市の考え方をホームページ等で公表しました。

（２）計画策定の体制

① 伊勢市子ども・子育て会議による検討

本計画の策定にあたっては、市長の附属機関として設置している「伊勢市子ども・子育て会議」の場で内容の審議等を行いました。当会議は、保護者、保健医療や教育の関係者、こども施策事業者や学識経験者等により構成されており、本市における幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、こども計画並びに就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項の審議等を行う機関です。

② 庁内組織による検討

本計画の策定に必要な各関連分野からの意見を求め、総合調整を図るため、関連分野担当課長を委員とする「伊勢市子ども・子育て庁内会議」を設置し、庁内組織による検討を行いました。

1－5 新たな国の動き

（１）子供の貧困対策に関する大綱（令和元年 11月）

※令和 6 年 6 月法律の一部改正により、「子どもの貧困対策」は「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

① 目的・理念

現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。

② 基本的な方針

- ・ 貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもが夢や希望を持てる社会を目指す。
- ・ 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ・ 支援が届いていない、又は届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進する。
- ・ 地方公共団体による取組の充実を図る。

（２）少子化社会対策大綱（令和 2 年 5 月）

① 目的・理念

「希望出生率 1.8」の実現に向けて環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数のこどもを持てる社会をつくる。

② 基本的な方針

- ・ 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる。
- ・ 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える。
- ・ 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める。
- ・ 結婚、妊娠・出産、こども・子育てに温かい社会をつくる。
- ・ 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する。

（３）子供・若者育成支援推進大綱（令和 3 年 4 月）

① 目的・理念

全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参画を促進し、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいく。

② 基本的な方針

- ・全てのこども・若者の健やかな育成
- ・困難を有するこども・若者やその家族の支援
- ・創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援
- ・こども・若者の成長のための社会環境の整備
- ・こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(4) こども基本法（令和5年4月）

① 目的・理念

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

② 基本的な方針

- ・全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ・全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ・全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ・こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

1－6 計画の対象

「こども基本法」では、「こども」は『心身の発達の過程にある者』と規定され、一定の年齢で上限を画しているものではないとされています。本計画においても一定の年齢上限は定めませんが、概ね30歳までのこども・若者と子育て家庭を対象とします。

1－7 こども計画に基づき実施する施設整備事業

保育所（園）、認定こども園、幼稚園、児童館等の子育て関連施設について、その整備にあたっては老朽化に伴う設備の更新を含め、空調、遊具、防犯対策設備の設置やバリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化等によって環境の改善を図ります。

2 こども大綱

こども大綱

「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成されてきた『少子化社会対策大綱』、『子供・若者育成支援推進大綱』、『子供の貧困対策に関する大綱』を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。（令和5年12月22日閣議決定）。

「市町村こども計画」は、『こども大綱』の内容を踏まえて策定することとされており、同大綱において、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現が掲げられました。

こどもまんなか社会

『こども大綱』が目指す“こどもまんなか社会”とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態“ウェルビーイング”で生活を送ることができる社会とされています。

常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こども・若者を権利の主体として認識し、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、その権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが実現のために必要とされています。

以上のことから、

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

第2章

こども・若者・子育てを取り巻く 現状と課題

第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計データから見た現状

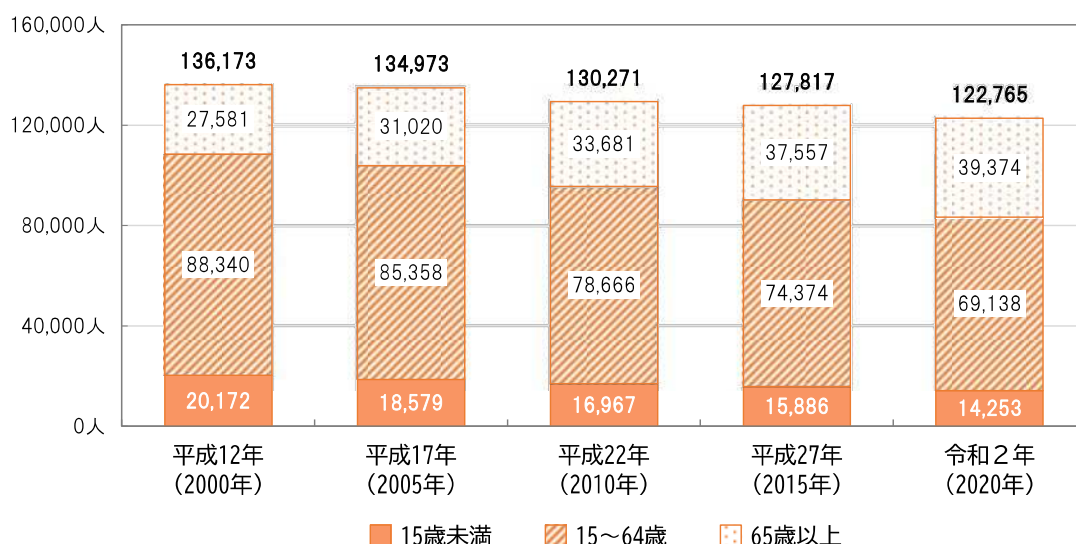
1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

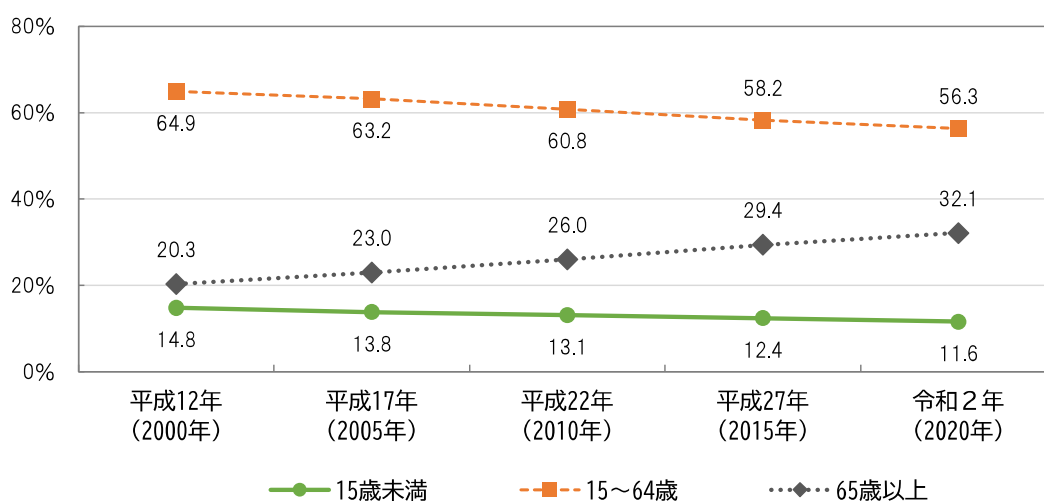
本市の総人口の推移をみると、平成12年以降減少が続いており、平成12年からの20年間で13,408人減少し、令和2年は12万2,765人となっています。

少子高齢化が進行しており、平成12年から令和2年までの20年間で、15歳未満が総人口に占める割合は3.2ポイント、15～64歳未満の割合は8.6ポイント減少している一方、65歳以上の割合は11.8ポイント増加しています。

【年齢3区分別の人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】

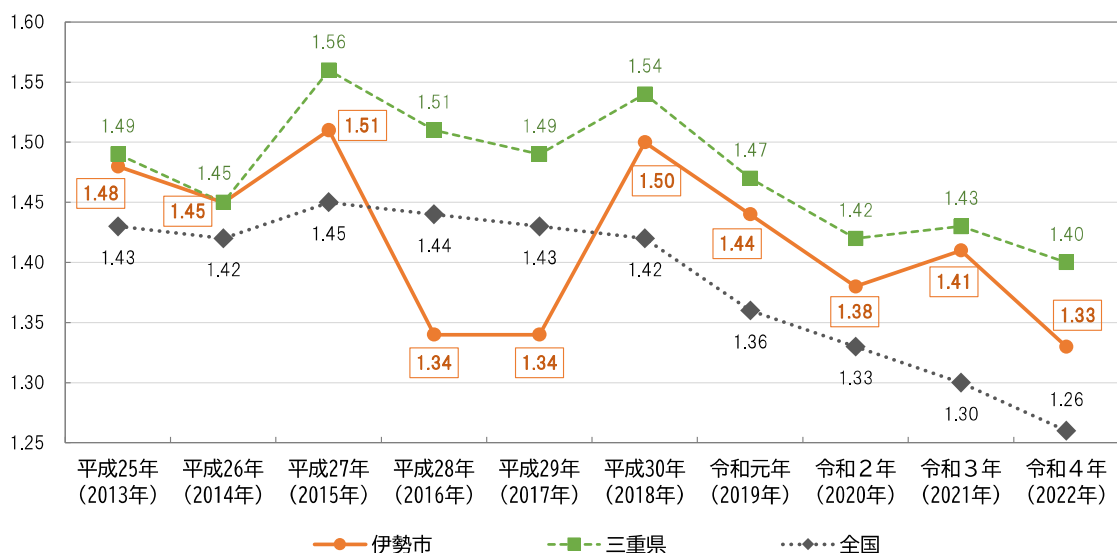


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 出生等の状況

合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むこどもの数）の推移をみると、平成30年には1.50と全国を上回ったものの、三重県を下回る水準となっています。平成30年以降も同様に「三重県＞伊勢市＞全国」の関係で減少傾向で推移し、令和4年は1.33であり、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っています。

【合計特殊出生率の推移】



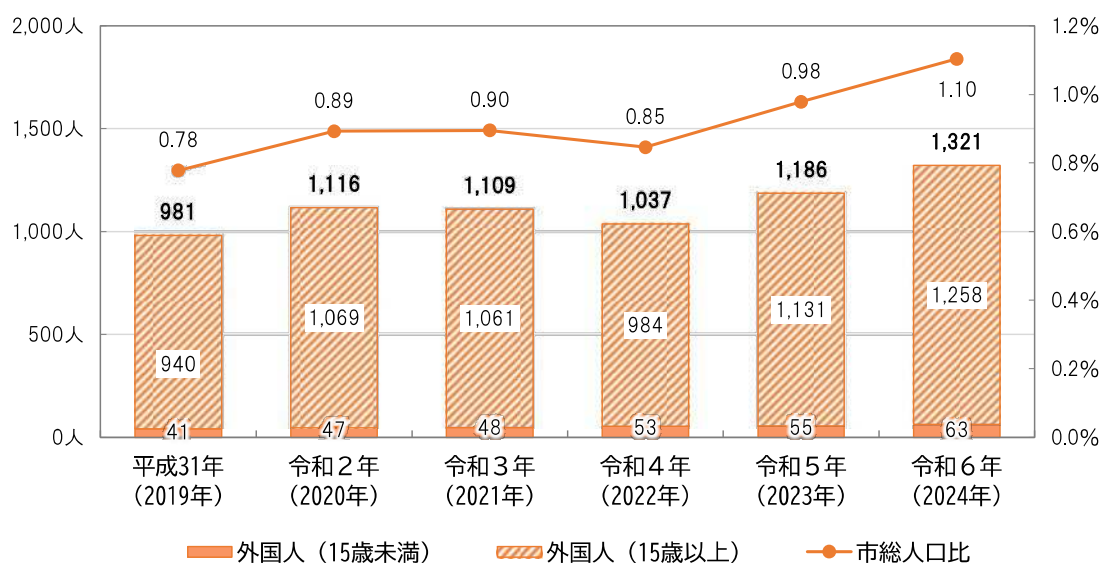
資料：統計でみる三重のすがた

(3) 外国人の状況

本市の外国人の人口は、平成31年以降1,000人前後で推移していましたが、令和4年以降は増加に転じており、市の総人口に占める割合は令和6年に1%を超えました。

15歳未満の人口も緩やかに増加しています。

【外国人の人口及び割合の推移】



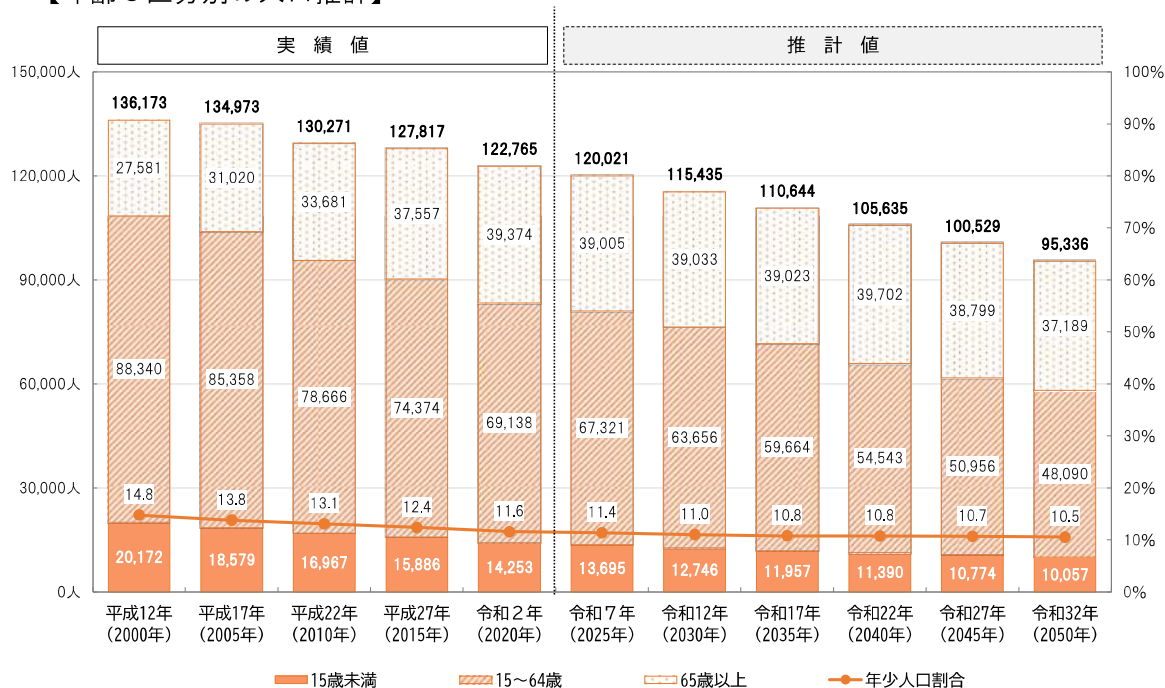
資料：伊勢市住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4) 将来の人口推計

伊勢市人口ビジョンにおける将来人口の推計によると、本市の総人口は、今後10年間（令和7年～令和17年）で9,377人減少し、令和32年には95,336人になるとされています。

15歳未満の人口については、今後10年間で1,738人減少し、本市の総人口に占める割合は、令和7年の11.4%から令和17年には10.8%へ、令和32年には10.5%へと低下すると見込まれています。

【年齢3区分別の人口推計】



資料：伊勢市人口ビジョン

1－2 世帯等の状況

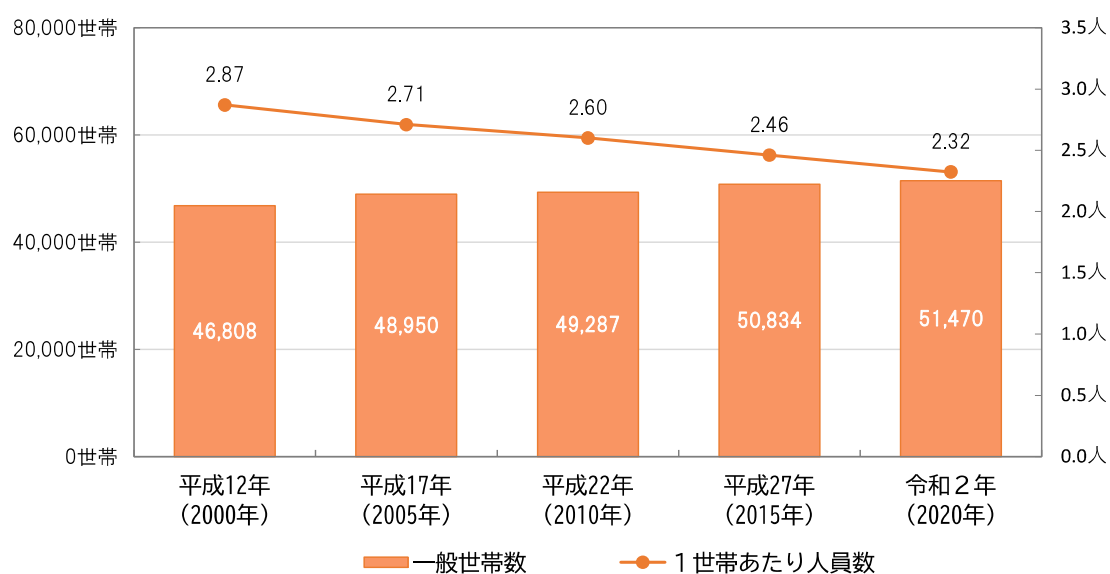
(1) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

一般世帯総数の推移をみると、平成12年以降増加が続いており、平成12年からの20年間で4,662世帯増加し、令和2年は51,470世帯となっています。

一般世帯の1世帯当たり人員の推移をみると、平成12年以降一貫して減少を続けており、平成27年には2.5人を下回り、令和2年は2.32人となっています。

【一般世帯数と平均世帯人員の推移】



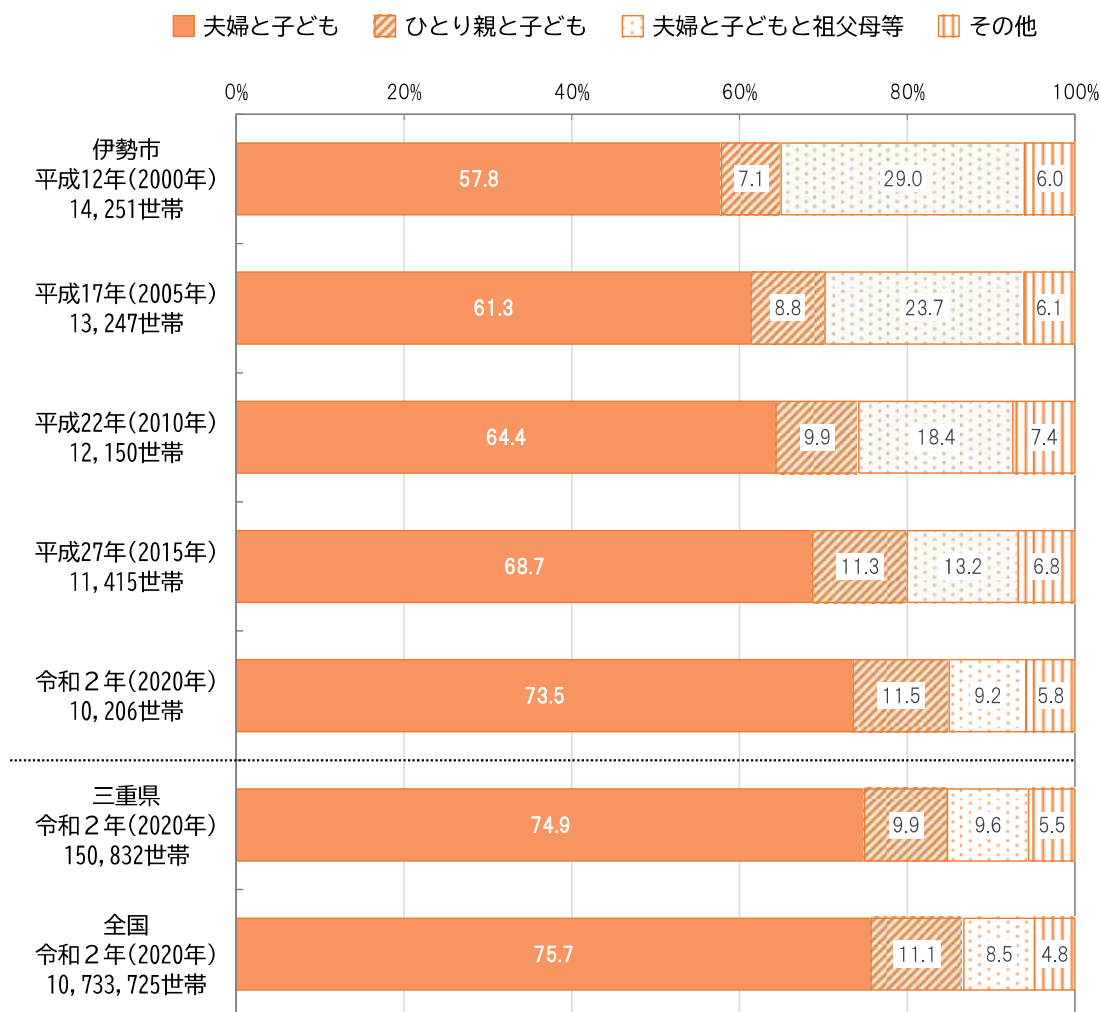
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

② 世帯類型の推移

18 歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母等」の割合が徐々に低下し、令和 2 年には 9.2%と平成 12 年からの 20 年間で 19.8 ポイントの減少となっている一方、「夫婦と子ども」の割合は増加し、令和 2 年には 73.5%とこの 20 年間で 15.7 ポイントの増加となっています。

「ひとり親と子ども」の割合は増加傾向にあり、令和 2 年には 11.5%とこの 20 年間で 4.4 ポイント増加し、三重県の 9.9%、全国の 11.1%よりも高い割合となっています。

【18 歳未満がいる一般世帯の世帯類型の推移】



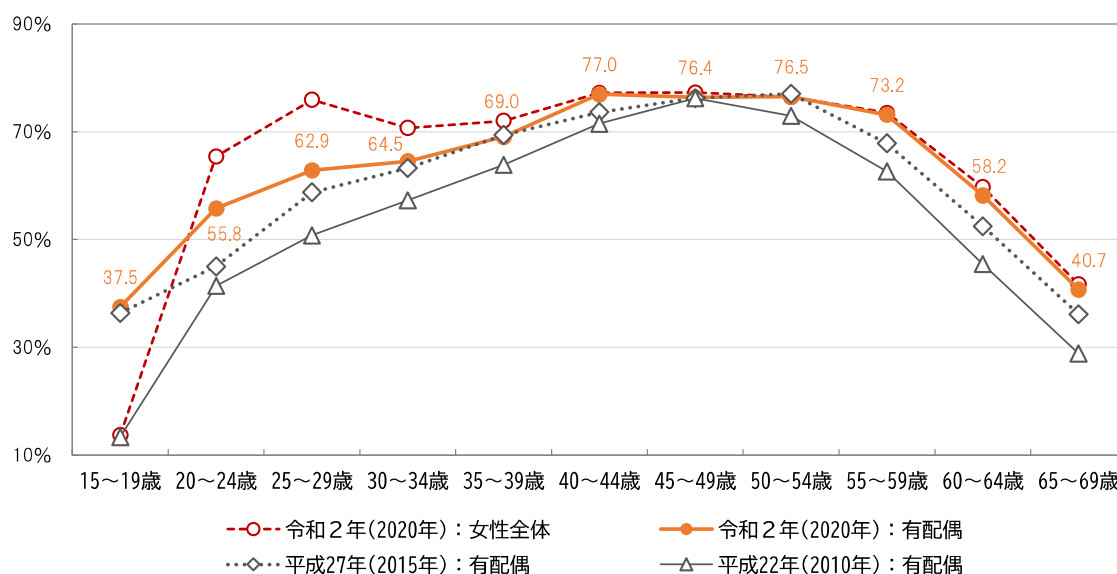
資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

1 - 3 就労状況

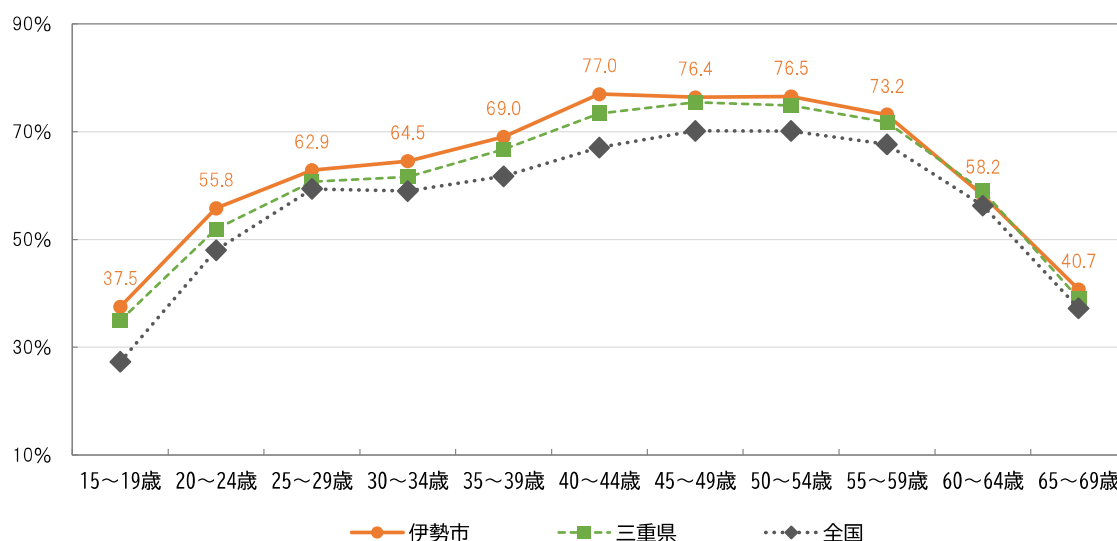
女性の就業率について年齢5歳階級別でみると、有配偶女性の就業率は上昇傾向にあり、令和2年はほとんどの年齢層において平成22年、平成27年を上回っています。令和2年の女性全体の就業率と比較すると、有配偶女性の15～19歳は大きく上回っているものの、20歳から39歳までは低くなっています。

令和2年の有配偶女性の就業率について、全国・三重県と比較すると、ほとんどの年齢層において本市が最も高い割合となっています。

【女性の5歳階級別就業率（伊勢市）】



【有配偶女性の5歳階級別就業率 国及び県との比較（令和2年）】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2 こども・子育て支援事業の現状

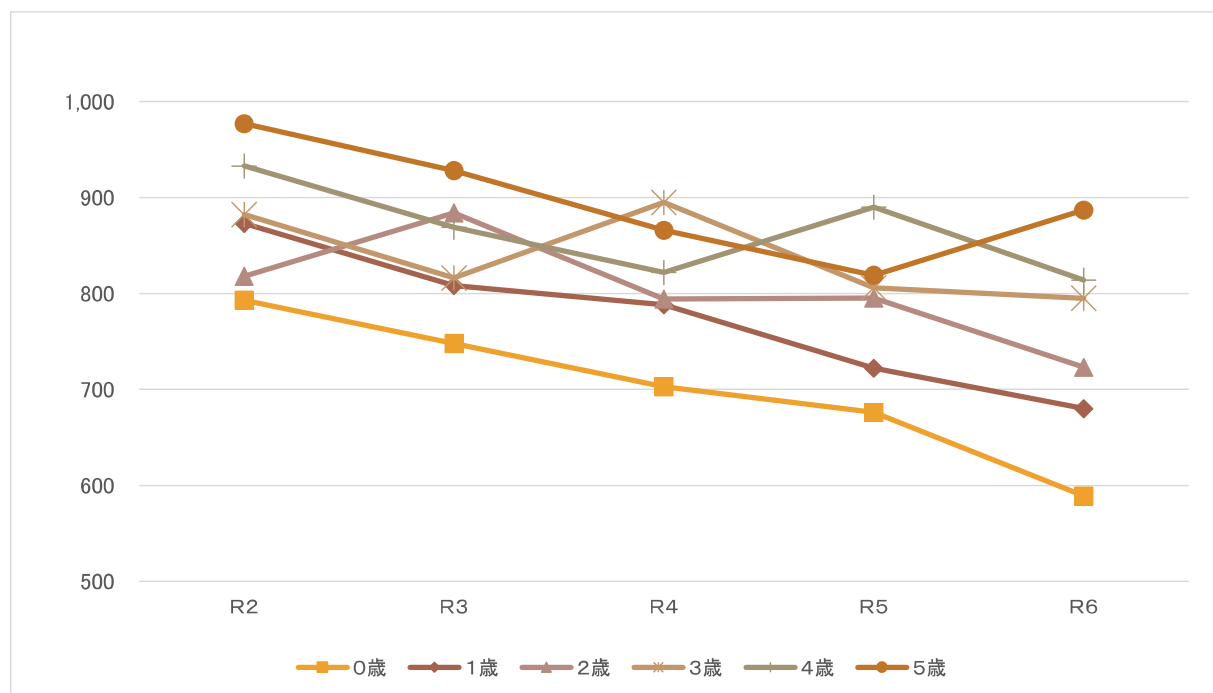
2-1 就学前児童数の状況とこどもの教育・保育に関する環境について

本市における就学前児童【0歳から5歳人口】は、令和2年の5,276人から令和6年の4,488人（いずれも4月末日現在）に減少しており、今後も少子化が進むと推測されています（図表①、図表②）。

日本における社会経済情勢が日々変化する中で、こどもを取り巻く環境においても、少子化や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などから家庭や地域での子育てが困難となり、幼稚園、保育所や認定こども園などの就学前のこどもの教育・保育施設の担う役割が重要となっています。また、共働き世帯の増加、価値観の多様化やワーク・ライフ・バランスの実現などを背景として大きく変容し、特に乳児期からの保育（図表②）、長時間の保育、一時的な預かりなどのニーズが高まっているほか、障がい等の理由により支援を必要とするこどもの数も増加しています（図表③）。

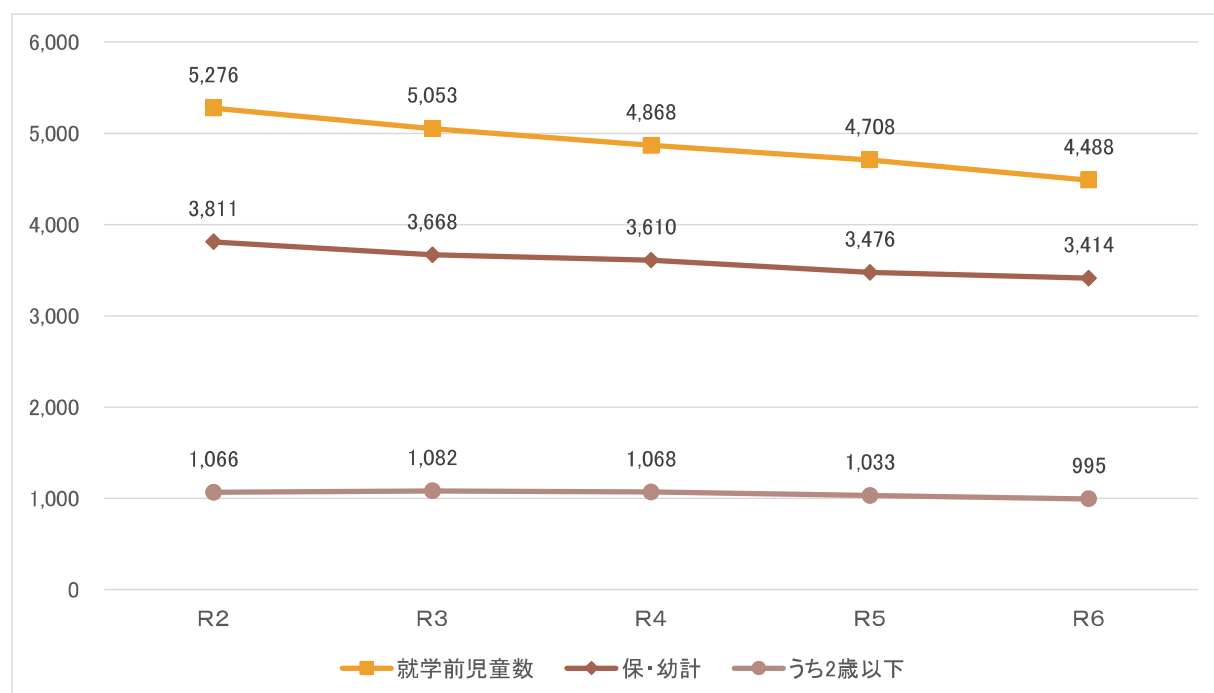
そのような中で、教育と保育の総合的な提供が求められており、提供にあたっては、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、こどもの最善の利益を考慮しなければなりません。さらに、すべてのこどもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければなりません。そのためには、教育・保育の内容をより一層充実させ、こどもが就学前教育から小学校教育へとスムーズに移行できるような体制づくりを確立していくことが重要となっています。

【市内の就学前児童数の推移】（図表①）



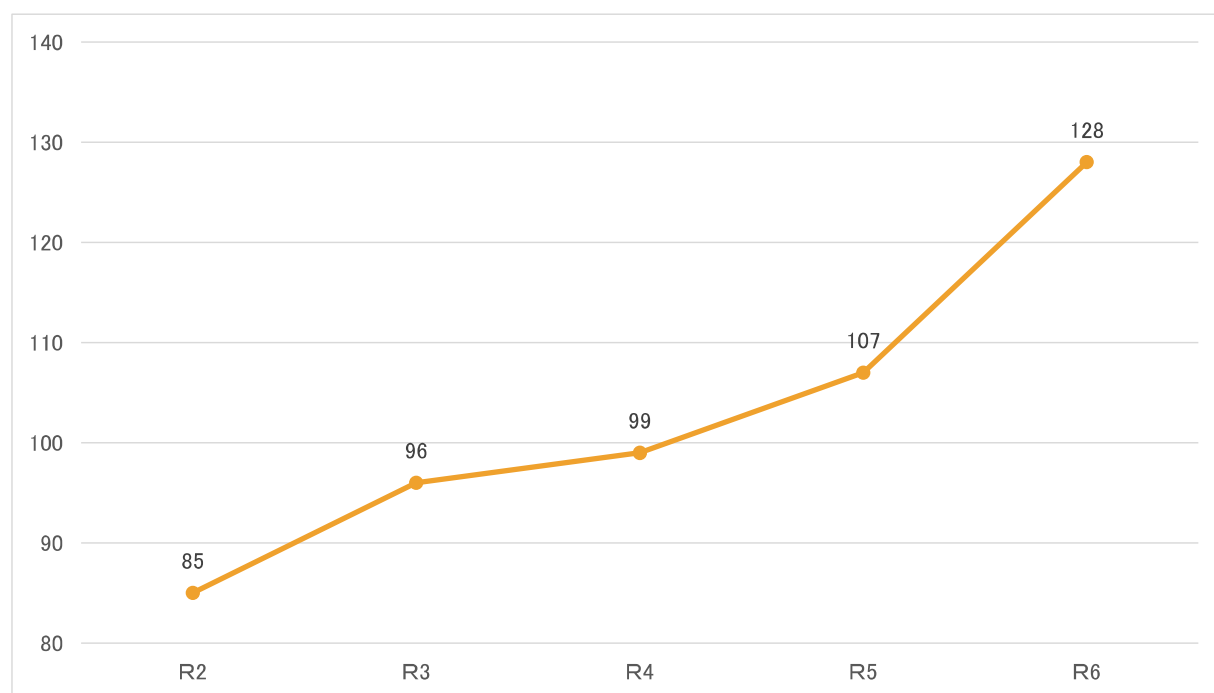
資料：保育課（各年4月末日現在）

【就学前児童数・保幼利用者数・0～2歳児利用者数の推移】（図表②）



資料：保育課（各年4月末現在）

【市内保育所・認定こども園等で支援を必要とする園児数】（図表③）



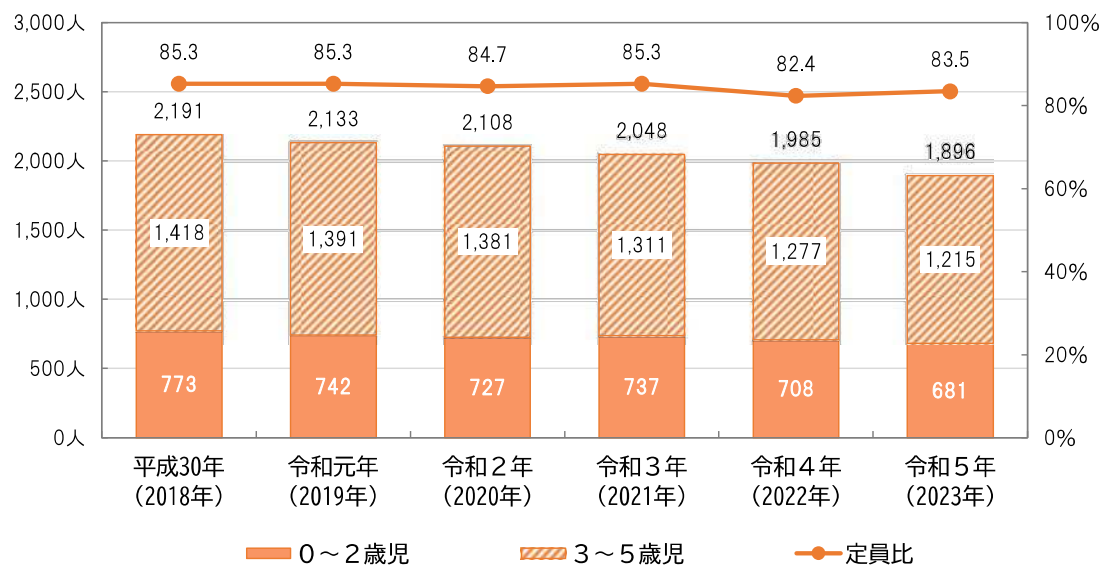
資料：保育課（各年3月末現在）

2-2 就学前のこどもの教育・保育の現状

保育所の利用者数の推移をみると、平成30年の2,191人から徐々に減少し、令和5年には1,896人となっています。定員に対する比率は、85%前後で推移しています。

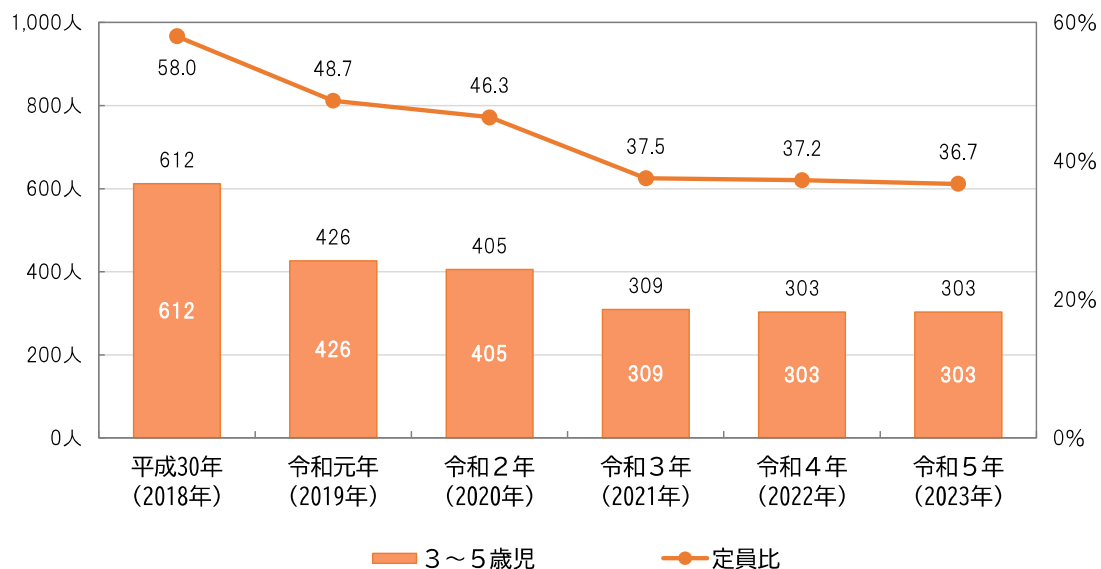
幼稚園の利用者数の推移をみると、平成30年の612人から令和5年には303人と半減しており、定員に対する比率は36.7%に低下しています。

【保育所の利用状況の推移】



資料: 保育課(各年5月1日現在)

【幼稚園の利用状況の推移】

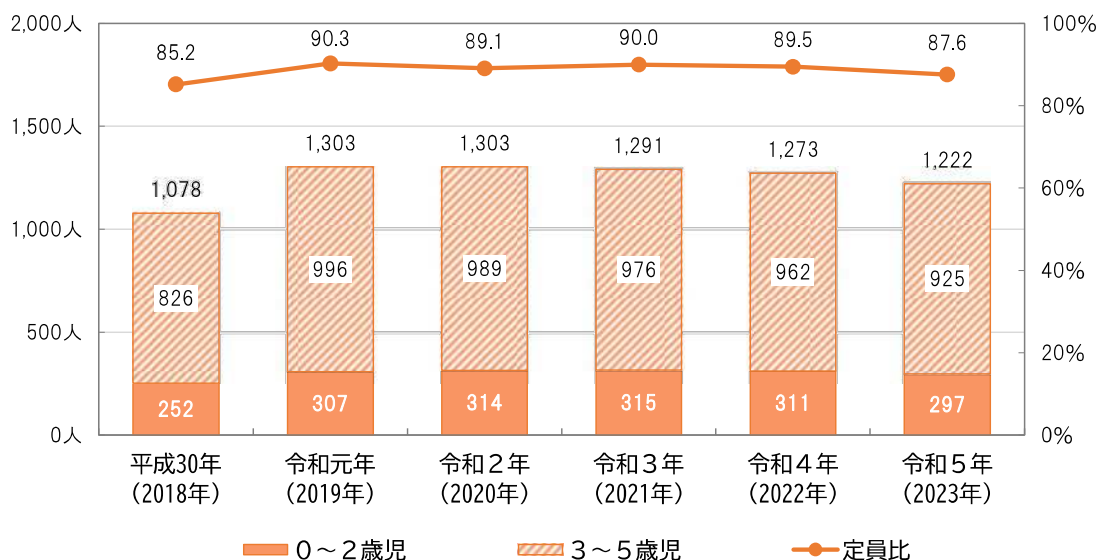


資料: 教育総務課(各年5月1日現在)

認定こども園の利用者数の推移をみると、令和元年から令和4年は1,300人前後、定員に対する比率は90%前後で推移していましたが、令和5年は1,222人、定員に対する比率は87.6%と減少傾向となっています。

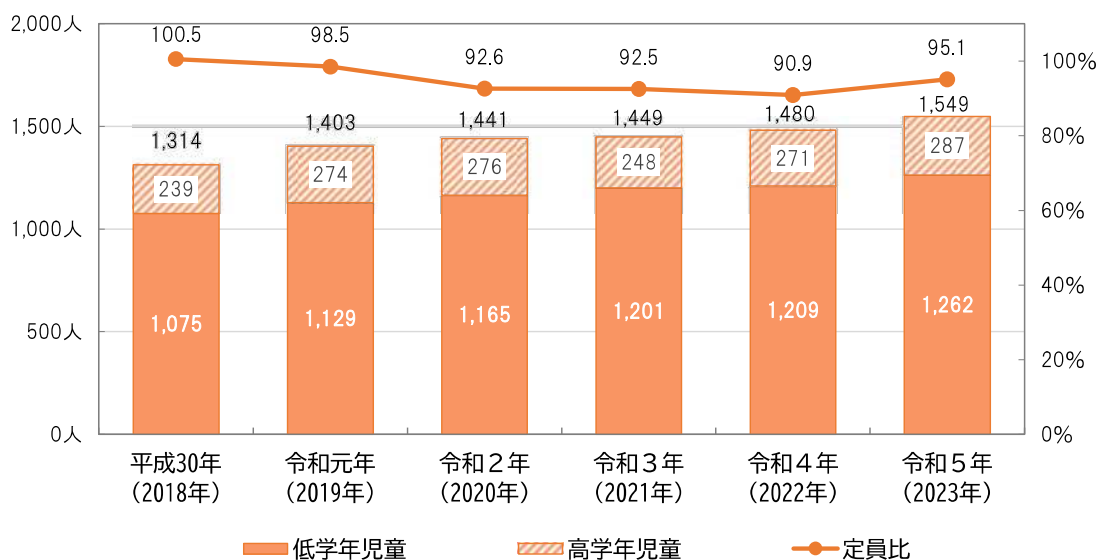
放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、平成30年以降増加が続いており、令和5年は前年比69人増の1,549人、定員に対する比率は95.1%となっています。

【認定こども園の利用状況の推移】



資料: 保育課(各年5月1日現在)

【放課後児童クラブの利用状況の推移】

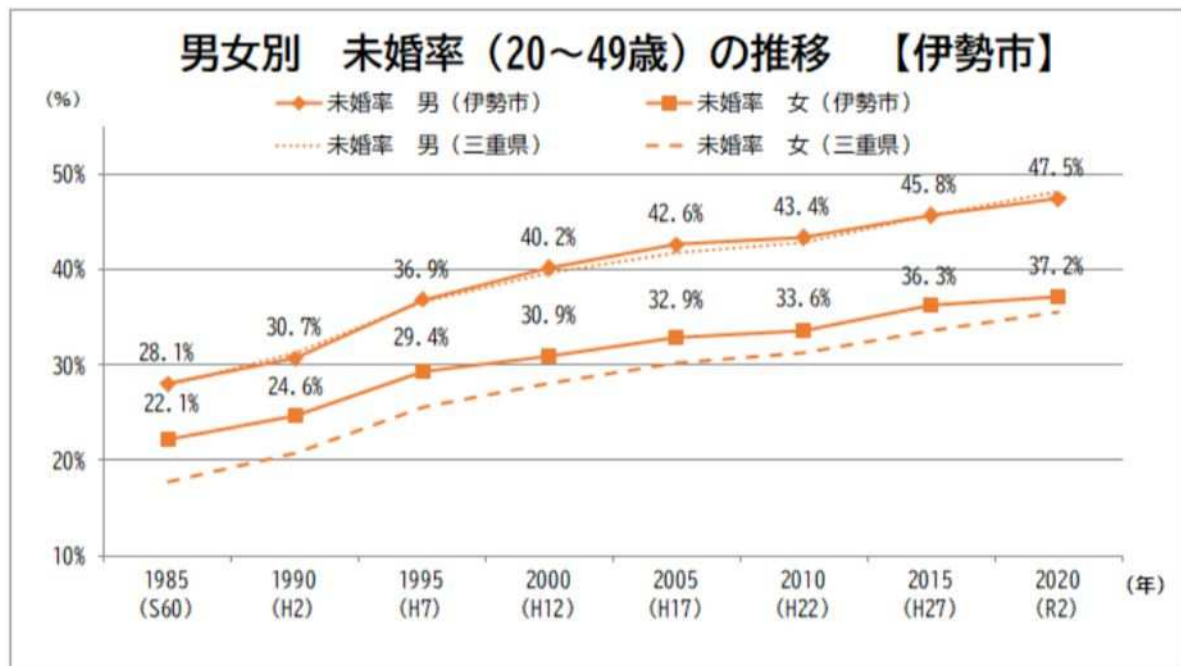


資料: 子育て応援課(各年5月1日現在)

2-3 若者に関する現状

(1) 20 歳から 49 歳の未婚率の推移

本市の 20～49 歳の未婚率は、昭和 60 年以降、男女ともに上昇し続けています。また、男性の方が女性よりも未婚率が高い状況が続いており、令和 2 年では男性未婚率が女性未婚率より 10.3 ポイント高くなっています。

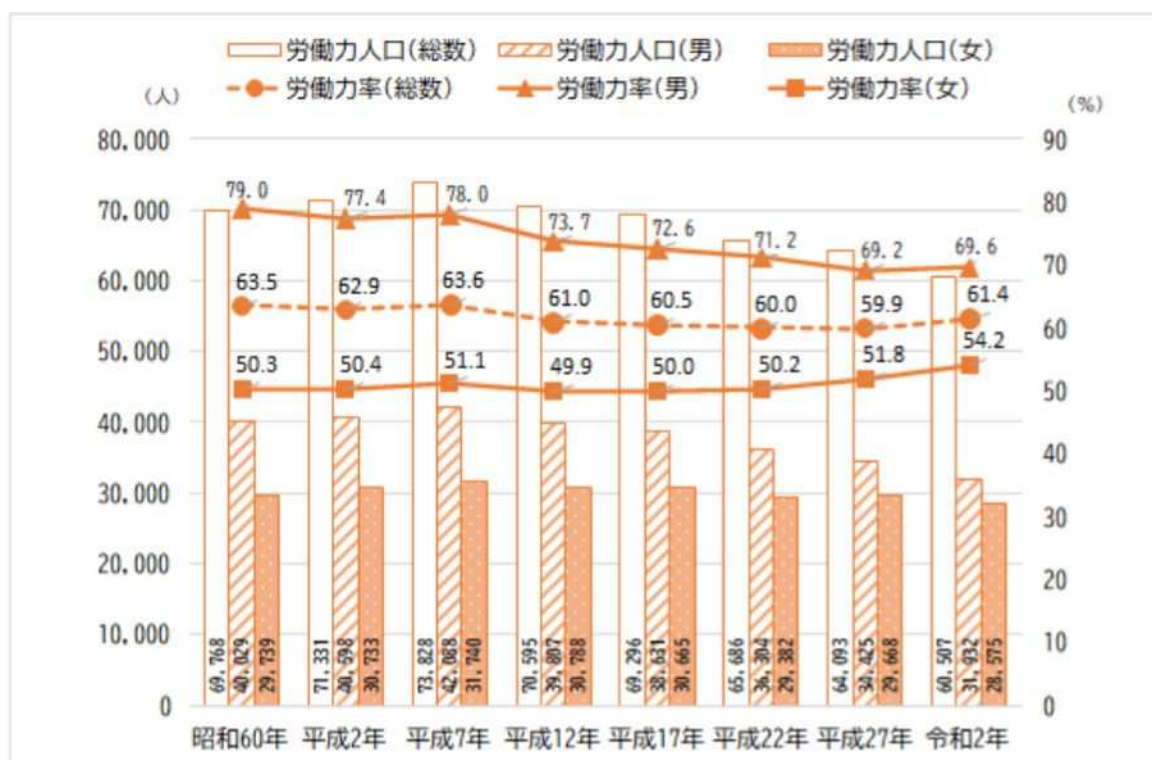


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(2) 労働力人口

令和2年の労働力人口(15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口)は、60,507人となり、平成27年に比べ3,586人減少しています。男女別も平成27年に比べ、減少しています。

労働力率の男女別にみても、令和2年は、男性69.6%、女性54.2%となり、平成27年と比べ、男性は0.4ポイント、女性は2.4ポイント上昇しています。

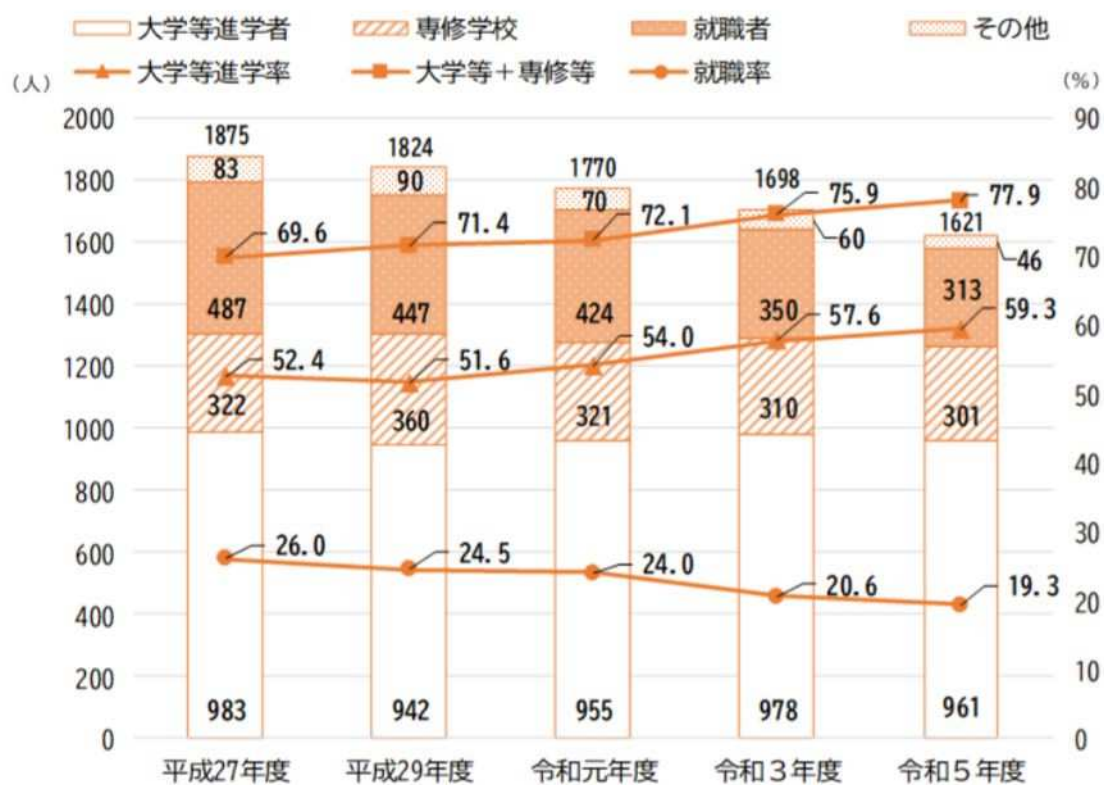


資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 高校卒業後の進路

少子化に伴い令和5年調査（令和4年度卒業生）での総数は、平成27年調査（平成26年度卒業生）での総数に比べ254人減少しています。

大学等への進学率や専修学校を加えた進学率は増加傾向にあり、専修学校を加えた進学率は、令和5年調査は平成27年調査に比べ、8.3%増加しています。また、就職率は年々減少し、令和5年調査は平成27年調査に比べ、6.7%減少しています。



※ 各年5月1日時点の前年度の生徒の状況 出典：三重県学校基本調査

3 アンケート調査結果の概要

3-1 調査の目的及び概要

(1) 調査の目的

「伊勢市こども・子育てアンケート調査」及び「伊勢市こども・若者アンケート調査」は、本計画を策定するにあたり、市内全域の子育て中の保護者の皆様や中高生・若者の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを正確に把握し、安心して子育てができる環境づくりに取り組むために行いました。

(2) 調査対象者及び調査方法

項 目	就学前児童の 保護者	小学生の 保護者	中高生	若者	中高生の 保護者
調査 対象者	市内在住の0歳～就学前の児童を養育する保護者	市内在住の小学校に在学している児童を養育する保護者	市 内 の 中 学 校・高校に通う生徒	市内在住の18～35歳未満及び市内の大学に通う学生	市内在住の中高生年代の児童を養育する保護者
調査 期間	令和6年3月8日（金） ～4月8日（月）		令和6年6月12日（水） ～7月8日（月）		
調査 方法	W E Bによる調査・回答				

(3) 調査票の回答状況

種 別	回 答 数	種 別	回 答 数
就学前児童の保護者	853 件	中高生	1,531 件
小学生の保護者	623 件	若者	849 件
		中高生の保護者	509 件

(4) 調査結果の見方

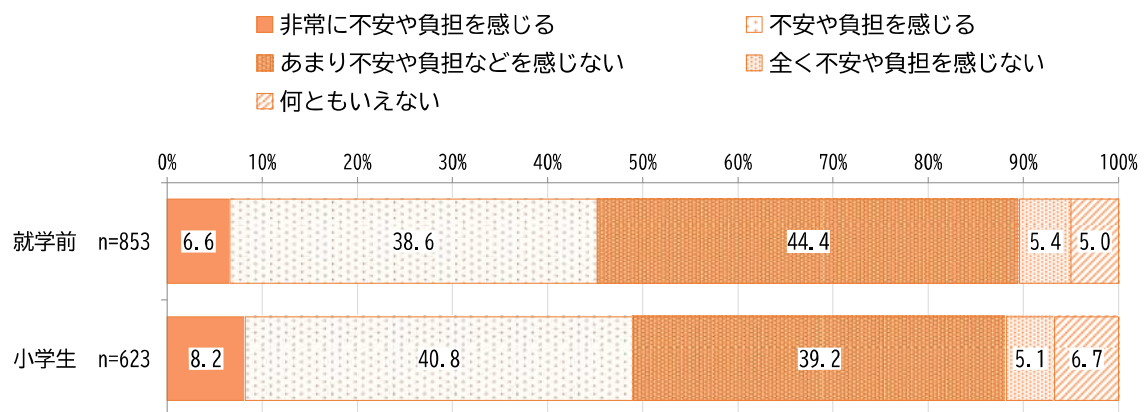
- 図表中の「n(number of case)」は、回答数（あるいは回答を限定する設問の限定条件に該当する数）を表しています。したがって、比率はnを100.0%として算出しています。
- 回答結果の割合はすべて「%」で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、単数回答の設問の場合でも合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、その選択肢の回答数が回答数全体(n)のうち何%なのか、という見方をします。そのため、各項目の比率の合計は通常100.0%を超えています。
- 図表中に「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本報告書中の表、グラフ等の見出しおよび文章中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- 回答数が30未満の項目については、参考程度とします。

3-2 こども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 子育てに関して不安や負担などを感じることはありますか

就学前児童の保護者では『不安や負担を感じない』が49.8%、『不安や負担を感じる』が45.2%、小学生の保護者では『不安や負担を感じる』が49.0%、『不安や負担を感じない』が44.3%となっています。

※ 『不安や負担を感じる』は「非常に不安や負担を感じる」・「不安や負担を感じる」と回答した人、『不安や負担を感じない』は「あまり不安や負担などを感じない」・「全く不安や負担を感じない」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）

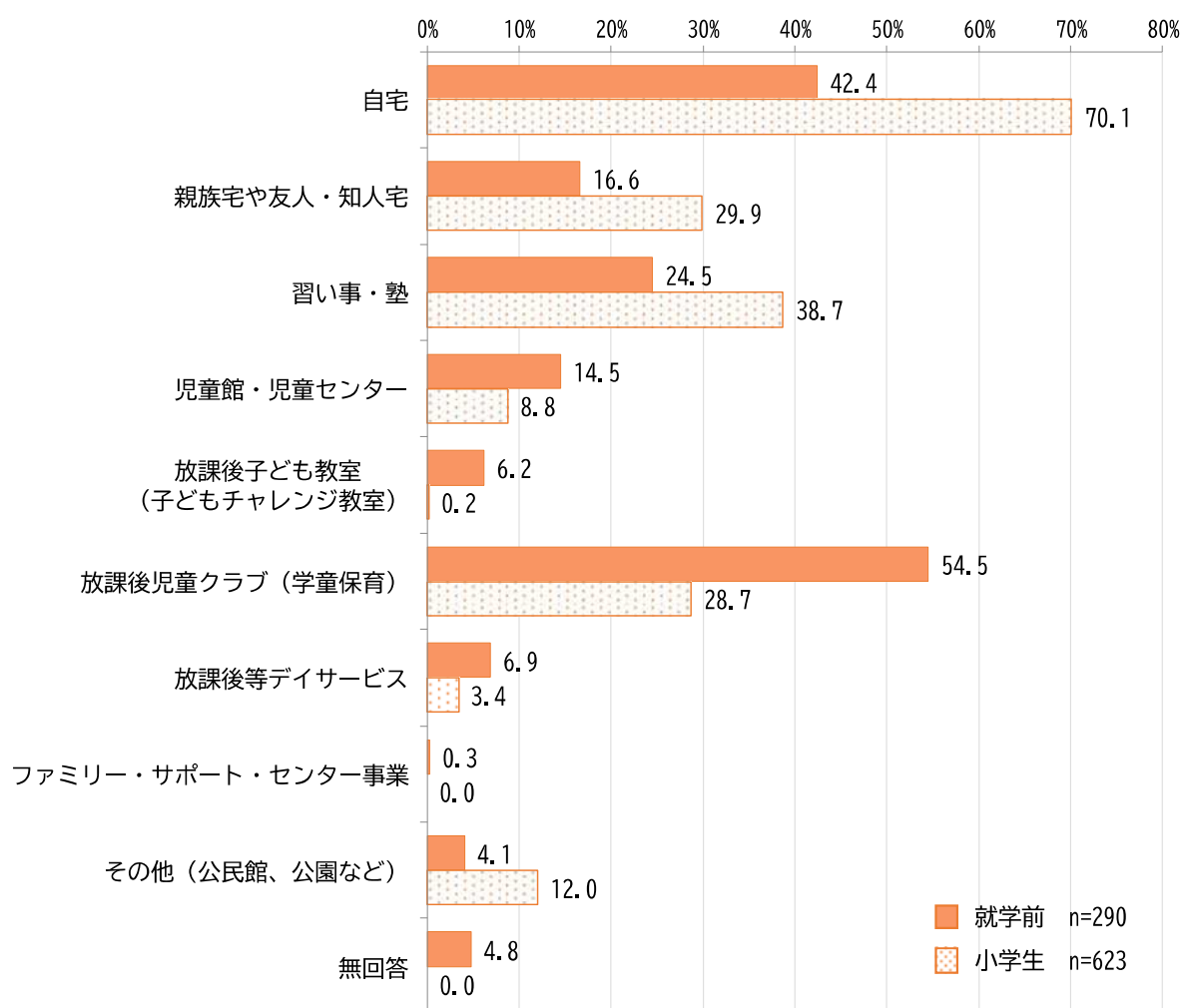


(2) 小学校低学年のうちは放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか ／放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか

※就学前児童は4歳以上のみ回答

就学前児童の保護者では「放課後児童クラブ（学童保育）」が54.5%で最も多く、次いで「自宅」が42.4%、「習い事・塾」が24.5%と続いています。

小学生の保護者では「自宅」が70.1%で最も多く、次いで「習い事・塾」が38.7%、「親族宅や友人・知人宅」が29.9%と続いています。

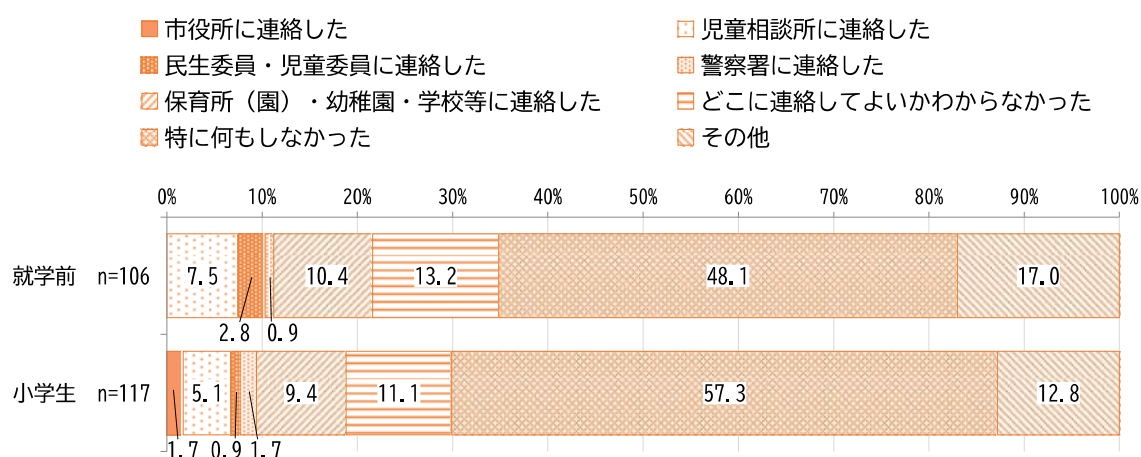


（３）こどもの虐待を見たり聞いたりしたとき、どのような対応をしましたか

※身近なところでこどもの虐待を見たり聞いたりしたことがある、またはおかしいなと思ったことがある方のみ回答

就学前児童の保護者では「特に何もしなかった」が48.1%で最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」が13.2%、「保育所（園）・幼稚園・学校等に連絡した」が10.4%と続いています。

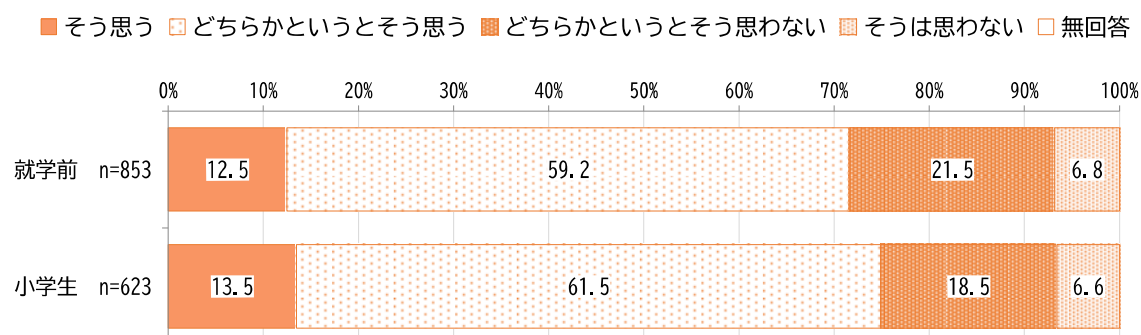
小学生の保護者では「特に何もしなかった」が57.3%で最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」が11.1%、「保育所（園）・幼稚園・学校等に連絡した」が9.4%と続いています。



（４）伊勢市は子育てをしやすい市だと思いますか

就学前児童の保護者では『そう思う』が71.7%、『そうは思わない』が28.3%、小学生の保護者では『そう思う』が75.0%、『そうは思わない』が25.1%で、どちらも『そう思う』が上回っています。

※『そう思う』は「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した人、『そうは思わない』は「どちらかというと思わない」・「そうは思わない」と回答した人をそれぞれあわせたもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）

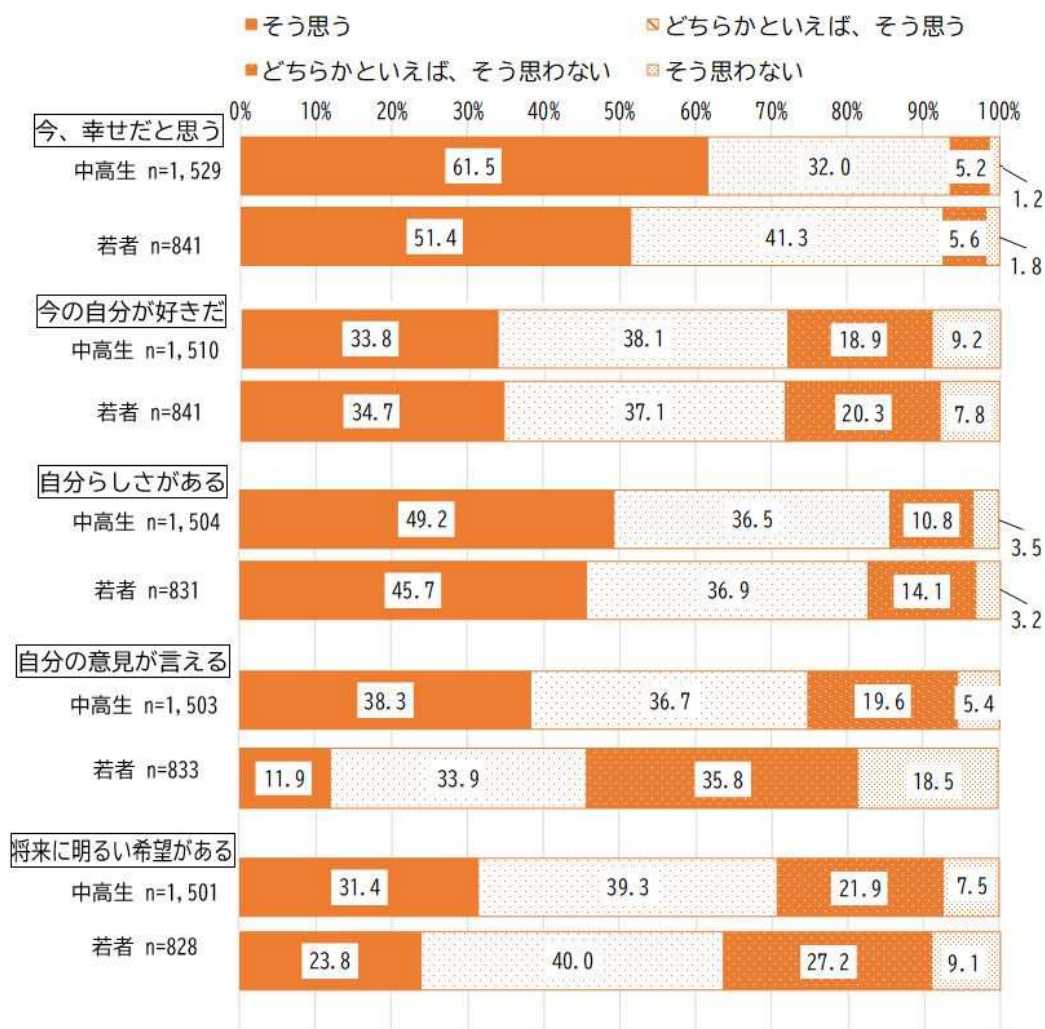


3-3 こども・若者に関するアンケート調査

(1) あなたは自分のことについてどう思いますか

中高生では、「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」という回答は、【今、幸せだと思う】が93.5%、【今の自分が好きだ】が71.9%、【自分には自分らしさがある】が85.7%、【自分の意見が言えると感じる】が75.0%、【自分の将来について明るい希望がある】が70.7%となっています。

若者では、「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」という回答は、【今、幸せだと思う】が92.7%、【今の自分が好きだ】が71.8%、【自分には自分らしさがある】が82.6%、【自分の意見が言えると感じる】が45.8%、【自分の将来について明るい希望がある】が63.8%となっています。



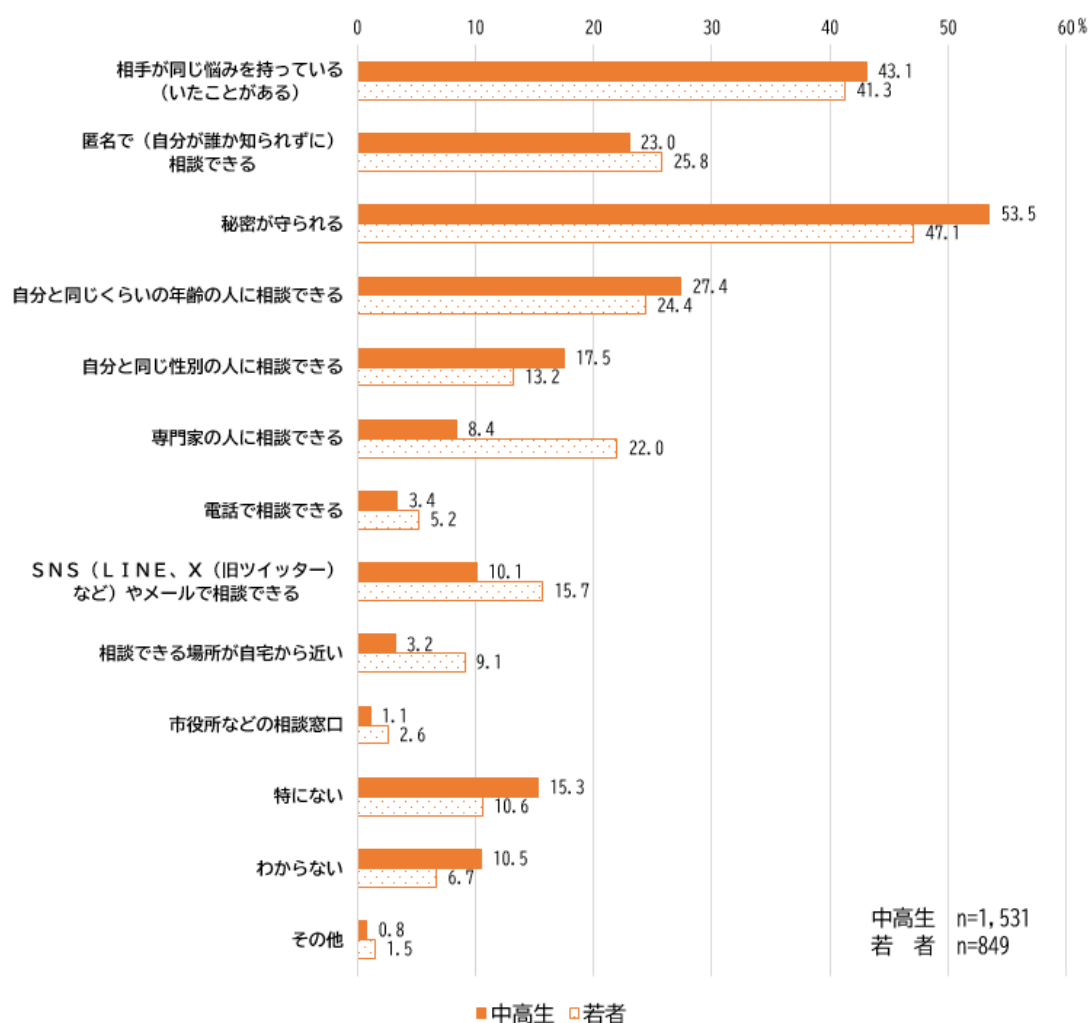
（２）悩んだり困ったりしたときにどのような人や場所なら、相談したいと思いますか

中高生では、「秘密が守られる」が 53.5%で最も多く、次いで「相手と同じ悩みを持っている（いたことがある）」が 43.1%となっています。

「その他」の内容として、「誰もいないところ」、「友人」、「解決法を前提に話を聞いてくれる人」などがありました。

若者では、「秘密が守られる」が 47.1%で最も多く、次いで「相手と同じ悩みを持っている（いたことがある）」が 41.3%、「匿名で（自分がだれか知られずに）相談できる」が 25.8%となっています。

「その他」の内容として、「友人」、「家族」、「相談した所で解決してくれるわけではないので、話すだけ時間の無駄に感じる。」などがありました。



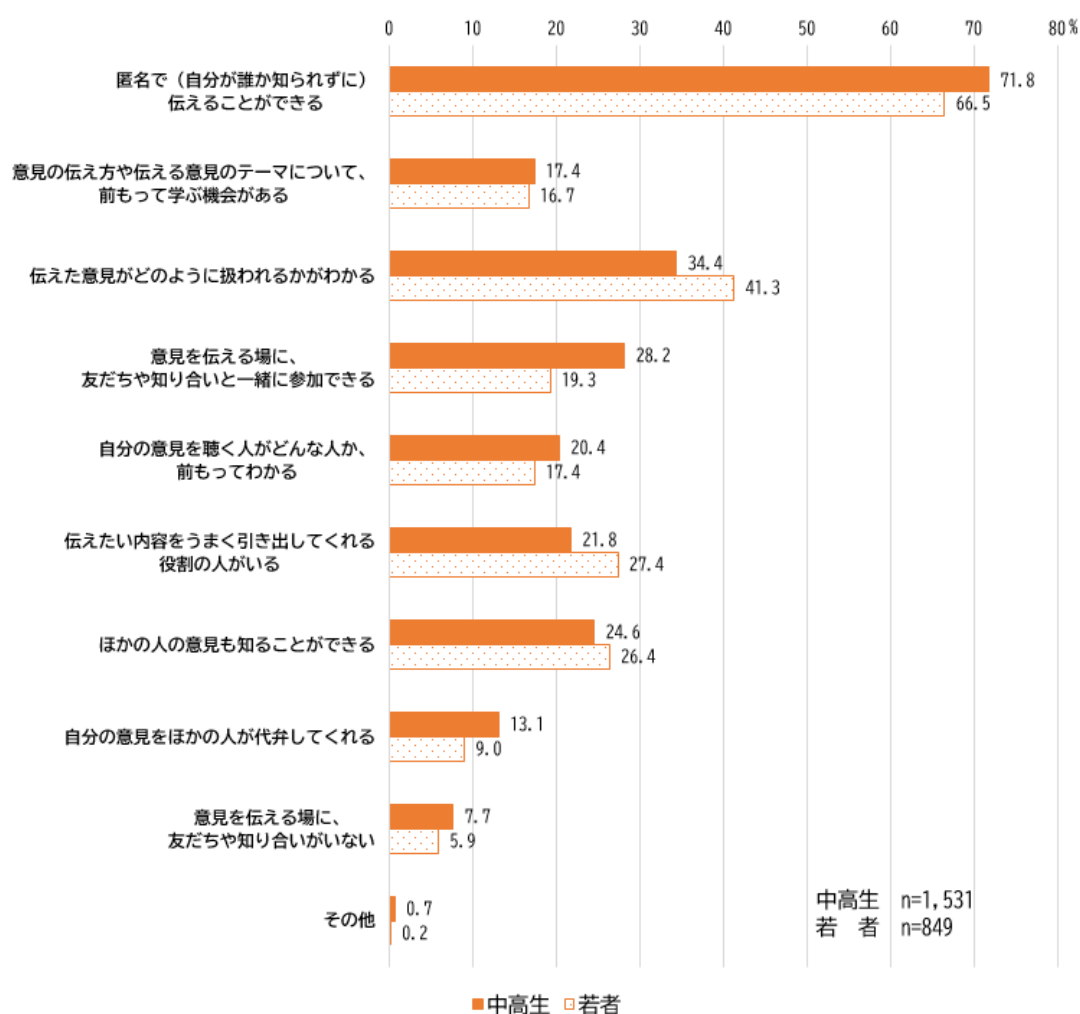
(3) あなたはどんな工夫やルールであれば、伊勢市に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか

中高生では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が71.8%で最も多く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が34.4%、「意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる」が28.2%となっています。

「その他」の内容として、「おおごとにならない」、「わからない」などがありました。

若者では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が66.5%で最も多く、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が41.3%、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が27.4%となっています。

「その他」の内容として、「意見を採用してくれる」がありました。

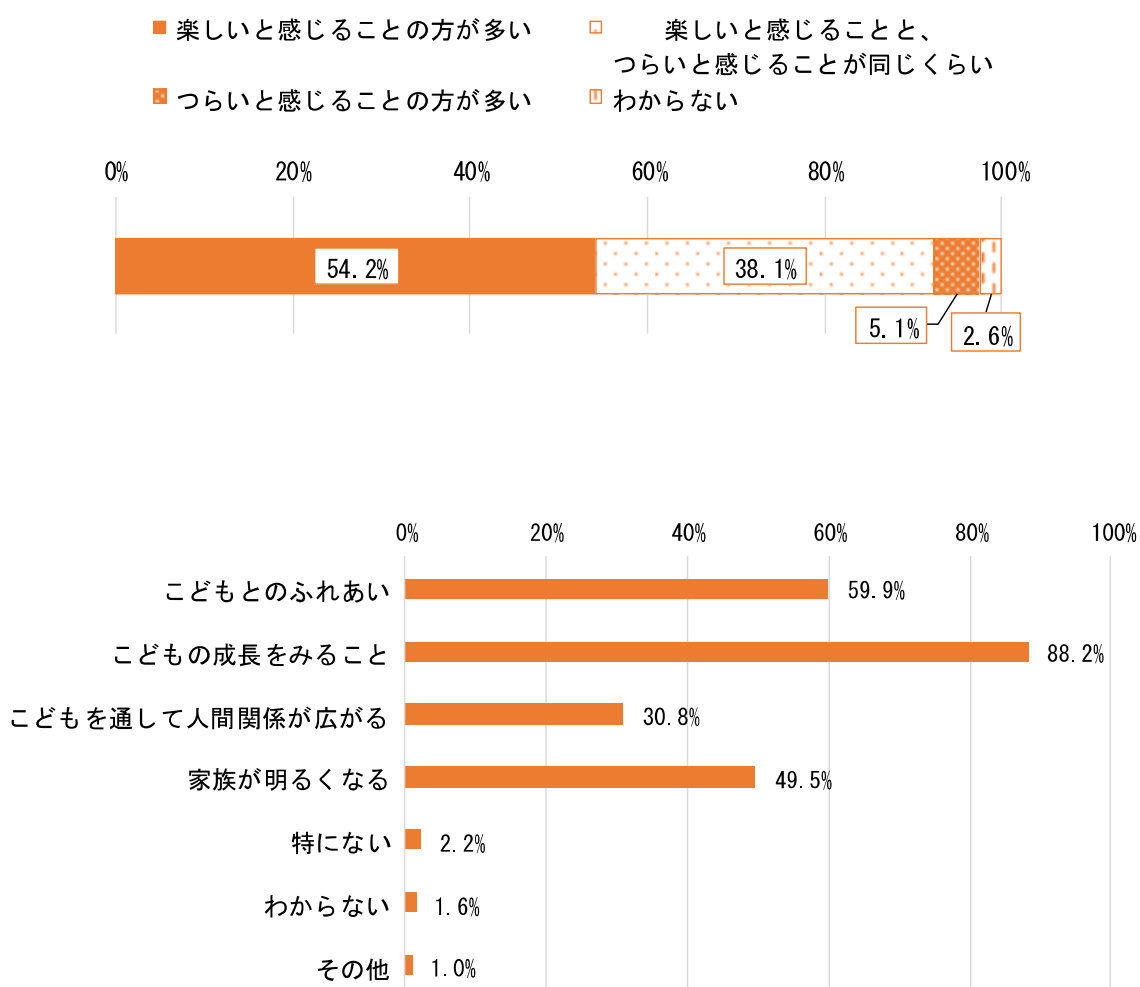


(4) あなたは子育てをどのように感じますか。また、子育ての楽しみはどんなことですか

中高生の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」が 54.2%で最も多く、次いで「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」が 38.1%となっています。

子育ての楽しみとしては、「こどもの成長をみること」が 88.2%で最も多く、次いで「こどもとのふれあい」が 59.9%、「家族が明るくなる」が 49.5%となっています。

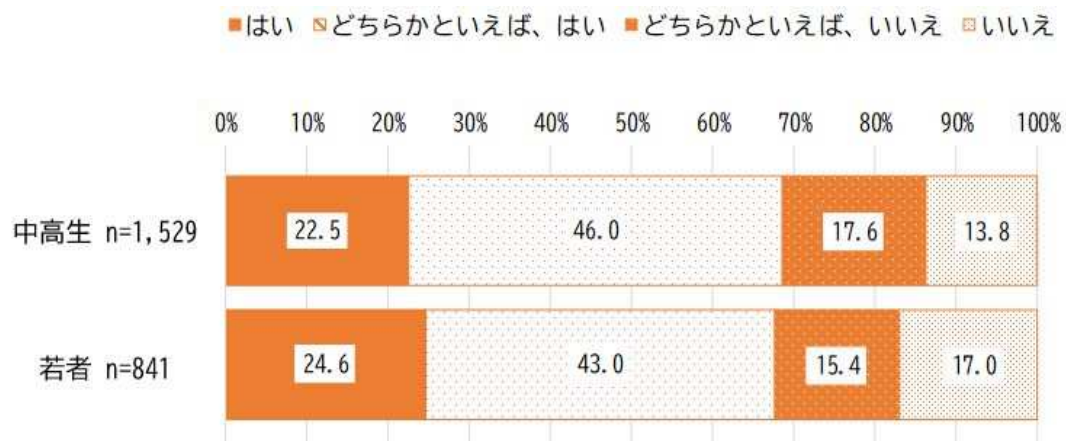
「その他」の内容として、「自分自身も一緒に成長できる」、「こどもの成長を親に見せられるのでそれが親孝行になっている」、「幼少期は成長が楽しかったが、成長するにつれて、こどもとの関わりかたが難しくなったり、こどもと友達の関係に悩んだりでしんどくなってきた」などがありました。



(5) あなたは将来、伊勢市に住みたいと感じますか

中高生では、「はい」または「どちらかといえば、はい」という回答は、68.5%となっています。

若者では、「はい」または「どちらかといえば、はい」という回答は、67.6%となっています。



4 計画策定に向けた主な課題

(1) こどもの権利の理解促進

社会全体としてこどもの権利に対する理解が十分でないため、こどもの権利を侵害する形で虐待やネグレクト(育児放棄)が発生し、こどもの権利が十分に尊重されていないケースが存在します。そのため、こどもの自己表現や自己決定の機会が制限されることがあります。



教育プログラムの充実や情報提供、大人の権利意識改善への取組が必要。

(2) 子育て支援サービスの充実

本市の出生数や年少人口は減少傾向にありますが、女性全体の就業率が上昇を続ける中、核家族化の進展により日常的に子育てを手助けしてもらえる世帯が少なくなっており、教育・保育の需要は高まっています。また、希望する結婚や出産を後押しし、仕事との両立を図りながら安心して子育てできる環境を整備することが課題となっています。



各教育・保育サービスの提供体制を確保し、多様な子育て支援サービスの充実が必要。

(3) こどもの健全育成

国の放課後児童対策パッケージでは、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進以外に、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりを推進するための積極的な取組が求められています。また、アンケート調査においても、安心できる居場所がある人の割合は国の目標値を下回っています。



放課後児童クラブの定員拡充や質の向上、安心した居場所づくりが必要。

（４）若者の自立や社会性を育む取組

若者の価値観の多様化等により若者の社会参画意識が低下し、地域とのつながりが希薄化しています。また、各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要なスキルを身に着けるキャリア教育・就業能力開発の機会の充実が求められています。



こども・若者の社会的自立や社会性を育む環境の整備が必要。

（５）こどもや若者、その家族の状況に応じた支援

貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭や生活困窮家庭、ひきこもりやニートへの支援を進め、さらに自殺予防など、各家庭の課題に対応した支援が求められています。



各困難に対応するための「支援」の充実だけでなく、問題が生じないような「予防」策の充実が必要。

第 3 章

こども・若者・子育て支援の 基本的な考え方

第3章 こども・若者・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

1-1 基本理念

こどもは、社会の希望であり、生まれながらに無限の可能性を秘めた、未来をつくるかけがえない存在であるとともに、こどもの幸せは社会全体の願いです。

こどもは権利の主体であることを認識した上で、こどもの基本的人権を尊重し、現在と未来の「こどもの最善の利益」を最優先に考え、子育ての第一義的責任を有する保護者を支援していくことが重要です。虐待、いじめ、犯罪・事故などからこどもを守り、困難な状況にあるこどもを誰一人取り残さず、きめ細かな支援を進めなければなりません。

こどもの意見を尊重し、一人ひとりの個性を大切にして、健やかな育ちを等しく保障し、夢や希望を持って、将来を切り開くチャレンジを後押ししていくことが必要です。そして、若い世代が、仕事と生活を調和させながら社会で活躍し、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを進め、子育てやこどもの成長に安心と喜びを感じることができる支援をしていくことが重要となります。

本市では、すべてのこどもが将来にわたって幸せに生活できる“こどもまんなか社会”を実現するために、市民、行政、団体や企業、地域コミュニティをはじめ、地域社会全体でこどもの成長をはぐくみ、子育てを支え合えることをめざします。こどもの意見が尊重され、社会の様々な活動に参画し、子育て家庭も地域の様々な人々とつながりを持ち、地域社会の絆を大切にしてい、みんなが手をつないでこども・若者がかがやき笑顔で過ごせるまちづくりを進めます。

本計画では、これらを踏まえ、次の基本理念を掲げます。

おも じっげん
こどもの想いが実現する

えがお い せ
笑顔あふれるまち 伊勢

1 - 2 基本的な方針

国が目指す、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた基本的な方針として6つの柱を本市でも掲げます。

(1) こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

(2) こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること

こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚や子育てに関する希望の形成と実現を阻む困難の打破に取り組む。

(6) こども施策の総合的・一体的な実行

こども施策を総合的・一体的に実行し、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を行う。

1－3 ライフステージごとの支援

第2期計画からの基本方針を踏まえ、ライフステージにあわせた支援を行い、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組みます。

I 妊産婦への支援

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくるこどもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良いこどもの育成環境を生み出します。

妊産婦への支援については、妊産婦が安心してこどもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

II 乳幼児期の支援

乳幼児期は、こどもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎となる重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

乳幼児期については、子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供や、地域の子育て支援体制の強化を図ります。

III 学童期・思春期の支援

学童期は、多くの人との交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや不登校など、こどもの心のケアや心の教育が求められる時期でもあります。

また、思春期は、家族への愛情を理解するとともに、人間性を高め、次世代の親として自立していくために重要な時期です。

学童期から思春期については、こどもの居場所づくりに取り組み、こどもの健全育成活動を推進するとともに、学校教育における教育・指導内容の充実を推進し、次世代の親となるための基礎づくりを支援します。

IV 若者（青年期）への支援

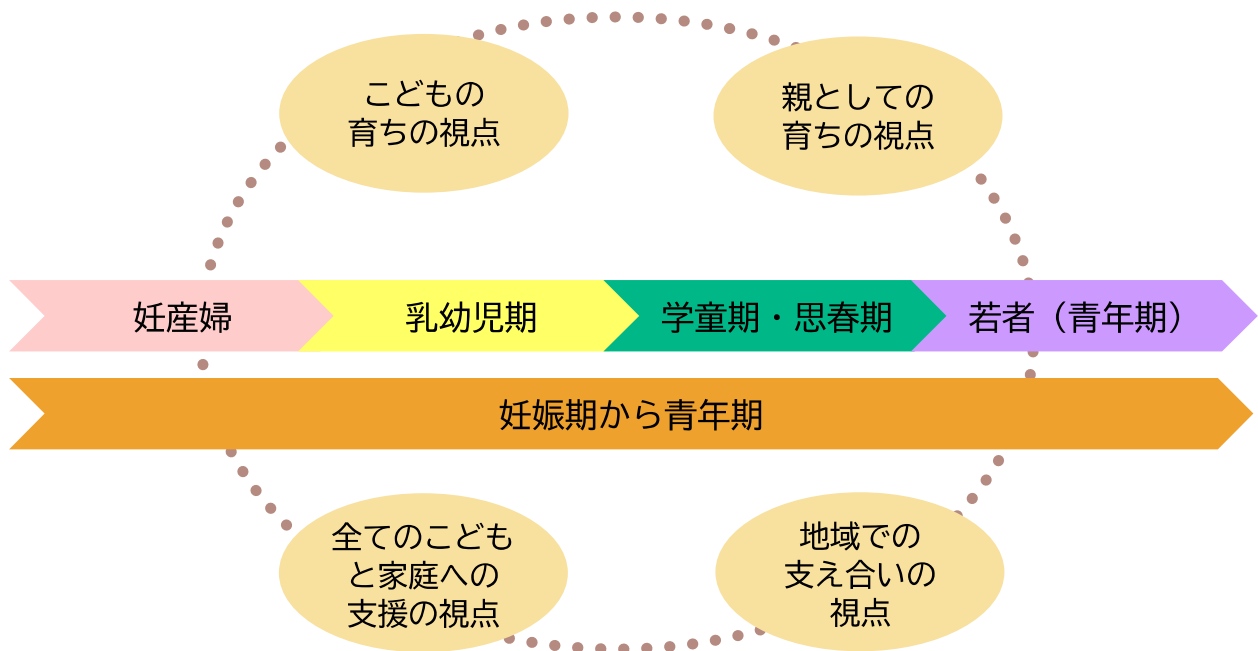
青年期は、肉体的・心理的・社会的変化が著しい一方で、個人としての自立に向けた重要なステップを踏む期間であり、社会全体で若者の成長を支えるような取り組みや環境整備が重要となります。

若者（青年期）への支援については、社会全体で若者の成長を支える環境を整備し、教育・キャリア・生活スキル指導、心理ケア、健康管理の支援等を行い、困難を抱える者に対しきめ細やかな支援を行います。

V 妊娠期から青年期を通しての支援

妊娠期から青年期を通しての支援は、こども・若者がいる家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、悩みや不安の解消に努め、家庭の状況やこどもの特性にあわせた適切な支援

を行っていきます。また、こどもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組めます。



2 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
Ⅰ 妊産婦への支援	  	
	(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実 妊娠出産支援事業 産後ケア事業 妊産婦訪問指導 不妊不育治療の支援の充実
Ⅱ 乳幼児期の支援	   	
	(1) 幼児期の教育・保育の充実	幼児教育の質の向上 保育所における保育の充実 幼稚園・保育所の認定こども園化の支援 保育料の適正化 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(2) 多様な保育サービスの提供	一時保育事業（預かり保育）の充実 子育て短期支援事業（ショートステイ） 延長・休日保育の充実 病児・病後児保育の充実 ファミリー・サポート・センター事業の充実 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
	(3) 幼稚園・保育所等と小学校との連携	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化
	(4) 乳幼児の健康管理の支援	赤ちゃん訪問の充実 乳幼児の健康教室 乳幼児訪問指導
	(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援	子育て支援センターの充実 子育てサークルの育成・支援 乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上 乳幼児の事故予防 園庭開放の活用
	(6) 経済的負担軽減の支援	児童手当 チャイルドシートの一時的レンタル事業 親子3人乗り自転車のレンタル事業

基本方針		基本施策					個別施策		
目 学童期・思春期の支援	1貧困をなくそう 3すべての人に健康と福祉を 4質の高い教育をみんなに 5ジェンダー平等を實現しよう 10人や国間の不平等をなくそう 11住み続けられるまちづくりを 16平和と公正をすべての人に 17パートナーシップで目標を達成しよう								
	(1) 学童期・思春期のこどもの居場所の確保				放課後児童クラブの充実 放課後子ども教室の充実 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型による事業実施 児童館事業の充実 中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供 こども食堂の推進				
	(2) 学校教育の充実				地域と学校の連携強化 体験的活動の充実 心の教育の推進 こどもの心のケアの充実 不登校対策の推進				
	(3) 基本的な生活習慣の形成				食育推進事業 禁煙・受動喫煙防止啓発				
	(4) 豊かな人間性の育成				人権教育子ども輝きプラン総合推進事業 児童生徒教育活動支援事業 教育研究所運営事業 次世代のための文化芸術推進事業 学校等における男女共同参画教育の推進 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実				
	(5) 社会参画の促進				伊勢市ボランティア活動推進事業 明るい選挙啓発の推進 いせミライプロジェクト推進事業 主権者教育連携事業 こども・若者の意見表明・社会参画の取組				
	(6) 家庭・地域・学校の連携				青少年健全育成活動推進事業（市民会議） いじめ防止の取組				
	(7) 非行・犯罪への対策とこども・若者への支援				青少年健全育成活動推進事業（相談センター） 社会を明るくする運動（再犯防止の推進）				
	(8) 特に配慮が必要なこども・若者への支援				学校生活支援事業・学校教育支援事業				
	(9) 次世代の親の育成				キャリア教育の推進				
Ⅱ 若者（青年期）の支援	3すべての人に健康と福祉を 4質の高い教育をみんなに 5ジェンダー平等を實現しよう 8働きがいも経済成長も								
	(1) 社会貢献の促進				自主グループ等への支援（おはなし会）				
(2) 就労支援				伊勢市若者就職総合支援業務 女性の就労・能力開発のための支援 就業体験促進事業					

基本方針	基本施策	個別施策
	(3) 障がいのある若者への支援	障がい者雇用の啓発
	(4) ひきこもり支援	ひきこもり支援推進事業
＜妊娠期から青年期を通しての支援＞	       	
	(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援	ワーク・ライフ・バランスの促進 男性の家事や育児への参加啓発 育児休業の取得促進
	(2) 要支援児童と家庭への支援	養育支援訪問事業 外国人在住者への支援・配慮 児童虐待防止の支援の充実 こどもの自立に向けた支援 多胎育児家庭への支援 メンタルパートナーの養成 子育て世帯への訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業
	(3) 障がいのあるこどもと家庭への支援	特別支援教育の推進 障がいのあるこどもの教育・保育の充実 障がいのあるこどもと家庭への支援 医療的ケア児への支援
	(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の充実	教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、 経済的支援、包括的かつ一元的な支援
	(5) ひとり親家庭への支援の充実	子育て・生活支援の推進、就業支援の推進、養 育費確保の支援、経済的支援、ひとり親家庭等 を支える環境づくり
	(6) 健康づくりの推進	健康づくりのための普及啓発 栄養指導
	(7) 人権啓発の推進	人権尊重啓発の推進 さまざまな人権問題に関する啓発
	(8) 地域で取り組む交通安全と防犯対策	地域の自主防犯意識の高揚 防犯環境の整備 交通安全の啓発活動の充実 犯罪情報の周知徹底 暴力を許さない社会の意識づくり
	(9) 相談支援・情報提供の充実	利用者支援事業 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・ 助言活動の推進 子育て支援の取組に関する情報発信の強化 親育ち支援の充実 こどもの権利擁護の推進 こども家庭相談 伊勢市つながりサポートリスト

3 重点施策と成果指標

今後、特に必要性の見込まれる施策を重点施策として設定し、成果指標として目標値を定め、その達成状況について評価・検討を行います。

(1) こどもの権利を守る

こどもの権利を擁護し、こどもたちの笑顔を守っていく取組として、こどもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう貧困の解消に向けた取組・児童虐待防止の支援を充実します。また、こどもや若者の意見表明の機会を確保し、こどもの権利保障を推進します。

(2) 妊娠期から幼児期の切れ目のない支援

妊娠出産支援事業を中心に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう助産師、保健師がママをサポートします。また、子育て支援センターの充実を図り、乳幼児期における育児の不安や悩みの相談、子育て支援事業の情報提供を行います。

(3) こどもの豊かな人間性の育成と居場所づくり

こどもたちが健やかに豊かに成長するため、基本的な生活習慣の形成や郷土教育、文化継承、人権学習の事業を進め、また、放課後児童クラブの充実やこどもたちが遊び、学び、交わることができる居場所づくりを進めます。

(4) こども・若者の社会的自立の支援

地域や学校での実践活動、ボランティア体験を通じて若者の社会参画を促し、キャリア教育・就労能力開発にも注力します。加えて、就労支援やインターンシップの機会も提供し、若者の自立と社会参画を支援します。

(5) 困難を有するこども・若者への支援

経済的に困難な家庭やひきこもりなどの個別の困難に対応した支援体制を充実させます。また、相談機関の連携を強化し、他関係機関とのネットワークを充実させ、問題の早期発見と解決、問題が生じないよう予防に努めます。

【計画全体の成果指標（アンケート調査結果等）】

評価項目		現状値	目標値
①今、幸せだと思う割合	中高生	93.5%	95.0%以上
	若者	92.7%	95.0%以上
②子育てに関して不安や負担を感じないと思う割合	就学前保護者	49.8%	60.0%以上
	小学生保護者	44.3%	55.0%以上
③家や学校以外に安心できる居場所がある割合	中高生	78.5%	80.0%以上
	若者	78.7%	80.0%以上
④自分の将来について明るい希望があると思う割合	中高生	70.7%	80.0%以上
	若者	63.8%	80.0%以上
⑤伊勢市が子育てをしやすい市だと思う割合	就学前保護者	71.7%	80.0%以上
	小学生保護者	75.0%	80.0%以上

（「そう思う」・「どちらかというと思う」の回答を合わせた割合）

第4章

こども・若者・子育て施策の展開

第4章 こども・若者・子育て施策の展開

I 妊産婦への支援

(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくるこどもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良いこどもの育成環境を生み出します。妊産婦が安心してこどもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

めざす姿

安全な妊娠・出産のために、健診を進んで受けるとともに、正しい健康づくりの知識を妊産婦・家族が習得できるよう、医療機関や家族との連携を含めた保健事業が展開されている。



(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
妊婦健康診査、 妊婦歯科健康診査 の充実	妊婦の健康を守り、安心して出産に臨めるよう、医療機関と連携し、妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に必要性等を周知します。	妊婦健診の受診方法や助成の仕方について全妊婦に周知する…100% 【確保策】 (妊婦健康診査) 第5章2-3(1)	健康課
妊娠出産支援事業	安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を実施します。母子健康手帳交付時、妊婦やその家族の状況に応じて必要な支援につなげるためのサポートプランを妊婦全員に作成し、伴走型相談支援の充実と母子の健康の保持増進を図ります。また、こども家庭センターにおける母子保健の相談機能を担い、母子保健と児童福祉の相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援体制を強化します。	サポートプラン実施率…100% 【確保策】 (妊婦等包括相談支援事業) 第5章2-3(17)	健康課
産後ケア事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない産婦の健康診査の実施及び支援が必要な産婦への産後ケア事業を	対象者への実施率…100% 【確保策】	健康課

	実施します。	(産後ケア事業) 第5章2-3(19)	
妊産婦訪問指導	妊娠届出時の面談で孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や妊婦健診未受診の妊婦に対し安心して妊娠期を過ごせるよう、保健師や助産師が電話や家庭訪問を行い、個々の妊娠経過に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。	必要な家庭への 訪問実施率… 100%	健康課
不妊不育治療の 支援の充実	不妊不育治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊不育治療に要する費用の一部を助成します。また、県の不妊相談センターの紹介や医療機関と連携を図り不妊不育に関する相談に応じます。		健康課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

Ⅱ 乳幼児期の支援

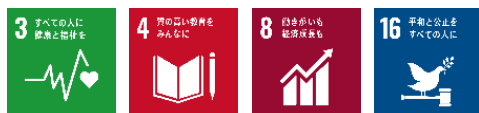
- (1) 幼児期の教育・保育の充実
- (2) 多様な保育サービスの提供
- (3) 幼稚園・保育所等・小学校との連携
- (4) 乳幼児の健康管理の支援
- (5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援
- (6) 経済的負担軽減の支援

乳幼児期は、こどもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎となる重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

これらに対応するため、子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供や、地域の子育て支援体制の強化を図ります。

めざす姿

子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応できるよう、乳幼児期の教育・保育サービスが充実している。



(1) 幼児期の教育・保育の充実

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
幼児教育の質の向上	研修や他の幼稚園との交流を通じて、幼児教育関係者の資質の向上を図るとともに、幼児教育に対する地域の理解を深められるよう、情報提供や交流、教育成果の発表の場づくりなど開かれた園づくりを進めます。	乳幼児教育専門講座開催…1回	教育研究所 学校教育課
保育所における保育の充実	保育所における自己評価を推進するとともに、保育士などの資質・専門性向上のため、保育所内外の研修に積極的に取り組みます。また、幼稚園や私立園との合同研修の機会を設けます。	研修会開催回数…10回(幼稚園及び私立園との合同研修含む)	保育課

幼稚園・保育所の認定こども園化の支援	既設の認定こども園における状況を十分検証しながら、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて認定こども園化を検討します。また、私立施設の認定こども園化の意向を尊重し、認定こども園に関する情報提供や助言を適宜行うなどにより移行を支援していきます。		保育課 学校教育課 教育総務課
保育料の適正化	経済状況などを勘案し、多子世帯やひとり親世帯に配慮した保育料を設定します		保育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、幼稚園を対象に保護者が支払う給食費の副食費相当額の費用を助成します。	対象世帯への支給率…100% 【確保策】 (実費徴収に係る補足給付を行う事業) 第5章2-3(12)	教育総務課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

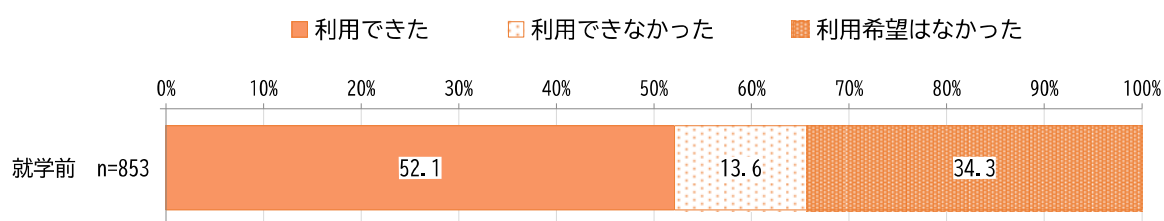
(2) 多様な保育サービスの提供

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
一時保育事業（預かり保育）の充実	保護者のニーズに応じるために、公立幼稚園の実情にあった預かり保育を実施します。 また、一時的に保育が必要となったこどもを保育所などにおいて預かるサービスの充実を図ります。	公立幼稚園での預かり保育実施率…100% 一時保育実施か所数…9か所 【確保策】 (一時預かり事業) 第5章2-3(2)	教育総務課 保育課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	一時的に児童の養育が困難になった家庭へ子育て短期支援事業（ショートステイ）の適切な提供を実施します。	実利用人数…12人 【確保策】 (子育て短期支援事業) 第5章2-3(3)	福祉総合支援センター
延長・休日保育の充実	保護者ニーズを満たす延長・休日保育の提供体制を維持し、サービスの充実を図ります。	延長保育実施か所数…12か所 休日保育実施か所数…2か所 【確保策】 (延長保育事業) 第5章2-3(4)	保育課
病児・病後児保育の充実	子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、病児・病後児の保育環境を確保し、安心した子育て環境の整備を進めます。	実施か所数…1か所 【確保策】 (病児・病後児保育事業) 第5章2-3(5)	子育て応援課
ファミリー・サポート・センター事業の	安心した預かりサポートの提供につなげられるよう提供会員数の確保に努めま	会員数（提供会員・両方会員の合計）	子育て応援課

充実	す。また、多様な需要に応えられるよう体制を整えるとともに、利用時の利便性の向上を図ります。	…80 人 【確保策】 (ファミリー・サポート・センター事業) 第5章2-3(6)	
こども誰でも通園制度	令和8年度から開始されるこども誰でも通園制度について、地域のニーズを把握した受け入れ施設数を確保できるよう、公私立施設との調整を行います。	【確保策】 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 第5章2-3(18)	保育課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

就学前児童の保護者へのアンケート調査によると、これまでに、希望した時期に、希望した保育サービスを「利用できなかった」と回答している人が7人に1人程度（13.6%）みられます。平成30年度の前回調査と比較すると、「利用できた」割合はやや増加しているものの、「利用できなかった」の回答割合には大きな変化はみられず、さらなる保育サービスの充実が必要です。



(3) 幼稚園・保育所等と小学校との連携

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化を図り、途切れのない支援を行います。また、幼稚園・保育所等と小学校との交流の場の充実に努めます。	幼稚園・保育所等と小学校との情報交換・交流…100%	学校教育課 保育課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

(4) 乳幼児の健康管理の支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
赤ちゃん訪問の充実	新生児や生後 4 か月までの乳児のいる家庭へ保健師などの専門職が訪問指導を実施し、子育てを支援します。特に子育ての負担を感じ支援が必要な家庭には継続した支援を行います。	必要な家庭への訪問実施率…100% 【確保策】 (乳児家庭全戸訪問事業) 第 5 章 2-3(7)	健康課
乳幼児の健康教室	子育て支援センターにおいて、受講者の意見等を取り入れながら、子育てに関する各種講座を開催します。	講座受講者数 …7,500 人	保育課
	こどもの病気や健康に関する正しい知識を普及します。また、要請に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職による健康教室を開催します。	子育て支援センターでの乳幼児の健康教室実施回数…14 回	健康課
乳幼児訪問指導	健診の結果、継続観察が必要なこども、未受診者などを対象に、保健師が家庭訪問を実施します。		健康課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
子育て支援センターの充実	こどもを連れて集まり子育てに関する相談や仲間づくりが行える場として、子育て支援センターのさらなる事業の充実を図ります。また、各子育て支援センターの利用者増に向け、遊具等の充実を図ります。	子育て支援センター設置か所数…7か所 【確保策】 (地域子育て支援拠点事業) 第5章2-3(8)	保育課
子育てサークルの育成・支援	子育て支援センターや各地域の保育所が主体となって、仲間づくりができる子育てサークルの立ち上げや運営の支援を行います。		保育課
乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上	乳幼児期の家庭での教育の重要性を認識し、より良い親のあり方について、幼稚園・保育所等や子育て支援センター、生涯学習センター等における育児教室・相談などの機会を通じて、親としての意識を高めます。	家庭教育を応援するための講座数及び参加人数 …15 講座 150 人	社会教育課 学校教育課 保育課
乳幼児の事故予防	新生児訪問や幼児期の健診や教室などのあらゆる機会において年齢に応じた具体的な事故予防対策についての学習機会を提供します。		健康課
園庭開放の活用	幼稚園・保育所等の開所時間を利用した園庭開放を活用して、親同士の仲間づくりを推進します。		学校教育課 保育課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

(6) 経済的負担軽減の支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
児童手当	子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健全な成長を支援するため、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育する家庭に手当を支給します。		子育て応援課
チャイルドシートの一時レンタル事業	こどもの安全を守り、家族での子育てを応援するため、こどもの急な預かりや急病に伴う通院、市外からの家族の帰省の際などに、緊急・一時的な利用をサポートします。	利用者数…100人	子育て応援課
親子3人乗り自転車のレンタル事業	こどもの保育所や幼稚園などへの送り迎えや外出時の利便性を向上させるとともに、経済的負担を軽減するため、親子3人乗り自転車のレンタルを実施します。	レンタル利用率 …100%	子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

Ⅲ 学童期・思春期の支援

- (1) 学童期・思春期のこどもの居場所の確保
- (2) 学校教育の充実
- (3) 基本的な生活習慣の形成
- (4) 豊かな人間性の育成
- (5) 社会参画の促進
- (6) 家庭・地域・学校の連携
- (7) 非行・犯罪への対策とこども・若者への支援
- (8) 特に配慮が必要なこども・若者への支援
- (9) 次世代の親の育成

学童期は、多くの人との交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや不登校など、こどもの心のケアや心の教育が求められる時期でもあります。

思春期は、家族への愛情を理解するとともに、人間性を高め、次世代の親として自立していくための重要な時期です。

学童期から思春期については、こどもの居場所づくりに取り組み、こどもの健全育成活動を推進するとともに、学校教育における教育・指導内容を充実させ、次世代の親となるための基礎づくりを支援します。

めざす姿

全てのこどもが安心・安全に活動できる場があり、学校生活や地域活動を通じて、「豊かな人間性」を育む環境が整っている。



(1) 学童期・思春期のこどもの居場所の確保

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
放課後児童クラブの充実	放課後に保護者のいない家庭の小学生を対象とする放課後児童クラブ事業の充実に努め、仕事と子育ての両立できる環境づくりを進め、放課後児童の居場所を確保します。 また、放課後児童支援員等が保育に関する有益な研修等を受講できるよう取り組み、保育の質の向上を図ります。	利用充足率…100% 【確保策】 (放課後児童健全育成事業) 第5章2-3(9)	子育て応援課
放課後子ども教室の充実	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営等に関わる実務者と連携を図り、地域の方々の参画を得ながら、特別な配慮を必要とする児童への対応を含め、放課後子ども教室の充実及び計画的な実施を行います。 また、各小学校等と学校施設の活用について調整を行い、小学校の余裕教室や公共施設などを活用します。	実施日数…100日	社会教育課
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型による事業実施	校内交流型事業の実施に係る地域への説明と協力依頼を行い、地域の方々の参画を得ながら事業を実施します。	事業実施か所 …5小学校区	社会教育課 子育て応援課
児童館事業の充実	児童が興味を持つイベントを実施し、施設内遊具を充実するなど、児童館・児童センターの機能強化を図ります。また、地域住民や地域の各種団体と協力したイベントを企画実行し、地域と連携した施設づくりを進めます。		子育て応援課
中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供	地域の児童館等における青少年の受け入れと活動支援を推進するとともに、世代間交流や各種イベントを通じて、青少年が活動できる場を提供します。		社会教育課 子育て応援課
こども食堂の推進	地域の団らんの場所であるこども食堂について、さまざまな機会を捉えて情報発信し、こどもの居場所づくりの取組を推進します。		子育て応援課

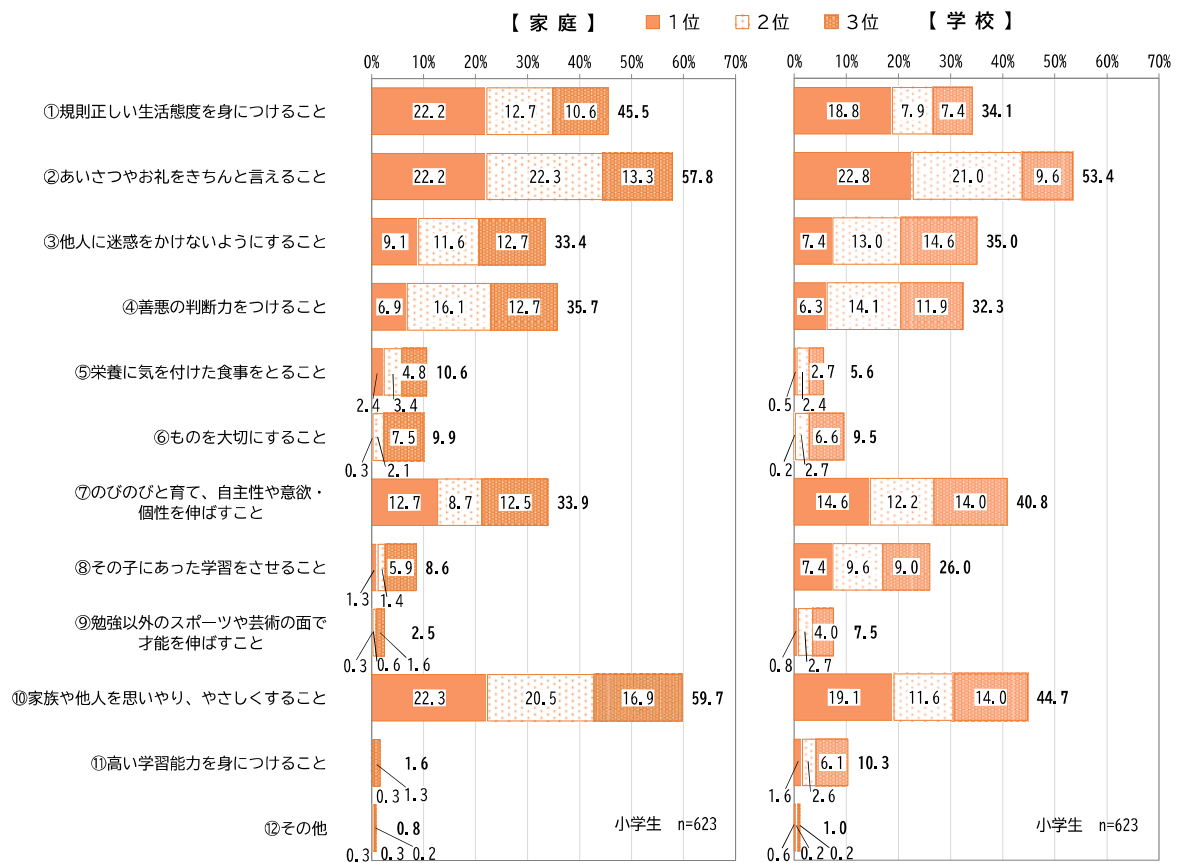
※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

(2) 学校教育の充実

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
地域と学校の連携強化	地域と学校が相互理解を深め、支援し合えるよう学校開放デーを計画する、学校評議員から意見を聞く、保護者アンケートの結果を公表するなど、開かれた学校づくりに努めます。また、市内の中学校にコミュニティ・スクールを導入します。	中学校のコミュニティ・スクール導入率…100%	学校教育課
体験的活動の充実	地域とのふれあい活動、自然や環境に関する活動、文化体験の活動、ボランティア活動など、地域の協力も得ながら体験活動の充実をめざします。		学校教育課
心の教育の推進	道徳や人権学習の時間だけでなく、教科や特別活動の時間を含めたあらゆる教育活動を通じて、地域と連携した体験活動を取り入れるなど、「心の教育」を推進します。	教育講演会…1回 教職員研修講座…15回 乳幼児教育専門講座…1回 出前講座『情報モラル教育等』開催…50回	教育研究所
こどもの心のケアの充実	子育ての悩み、不登校、いじめ、学校生活のことなどの不安について、こどもやその保護者に対するカウンセリングや相談など、学校と関係機関が連携し、状況に応じたきめ細かなケアができる体制を整備します。 また、子ども家庭支援ネットワークを通じた関係機関との連携、こどもやその保護者に対する相談支援を実施します。		教育研究所 福祉総合支援センター
不登校対策の推進	不登校児童生徒の社会的自立をめざした総合的な支援として、教育支援センターNESTを中心に、不登校の要因や支援方法の研究、不登校のこどもに対する相談や家庭訪問、専門家によるカウンセリング及びスポーツなど体験活動を通じた心のケア、保護者に対する啓発活動など、総合的な対策を実施します。 小学校に別室(ねすとルーム)を設置し、支援員(ねすとルームサポーター)を配置することで、増加する不登校傾向児童への多様な居場所づくりの確保と早期対応をしていきます。	NEST 未来サポート研修会…2回 子ども未来サポート会議…2回 ホッと Line NEST…2回	教育研究所

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

小学生保護者へのアンケート調査によると、家庭で大切にしていることは「家族や他人を思いやり、やさしくすること」、学校で大切にしてほしいことでは「あいさつやお礼をきちんとと言えること」が最も多くなっています。教育に対する家庭の意識や期待の変化も見据えながら、これらに添えていくことが必要です。



(3) 基本的な生活習慣の形成

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
食育推進事業	「伊勢市食育推進計画」に基づき、子ども・若者が生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎を作り、将来にわたって健康に生活していけるよう、家庭、地域との連携を図りつつ食育を推進します。	毎日朝食を食べている児童生徒の割合 小学校…98.0% 中学校…95.0%	学校教育課
禁煙・受動喫煙防止啓発	禁煙、受動喫煙防止の啓発を目的に、小学生とその保護者を対象にリーフレットを配布し、小学校の授業での活用や保護者に対し、知識の普及や理解の促進を図ります。		健康課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

(4) 豊かな人間性の育成

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
人権教育子ども輝きプラン総合推進事業	すべての学校で人権教育の課題を明確にし、指導体制を確立して、その推進を図ります。また、こどもたち一人ひとりを大切にする教育を充実させるとともに、指導内容を研究し、人権感覚の醸成を図ります。		学校教育課
児童生徒教育活動支援事業	自然や環境、伝統文化、福祉やボランティア等に関する体験学習など、創意工夫を生かした学習活動を通して、こどもが自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ等、豊かな心を育むことを目的とする取組を支援します。		学校教育課
郷土教育の推進	各小中学校において、こどもたちが地域の自然や環境、歴史、文化、伝統行事等について興味を持って学び、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇り・愛情を育み、受け継がれてきた伝統や文化への関心が高まるよう、副読本・歴史資料の効果的な活用を呼びかけ、郷土教育の推進を図ります。	地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を行っている小中学校の割合 …100%	教育研究所
次世代のための文化芸術推進事業	こどもたちに芸術・文化活動の楽しさや素晴らしさを知る機会を提供することで、豊かな心と感性を育み、次世代に文化を継承すること等を目的に、文化芸術体験講座や伊勢市短詩型文学祭などの各種事業を実施します。	文化芸術体験講座 …80 講座	文化政策課
学校等における男女共同参画教育の推進	性別にかかわらず個性と能力を発揮できるように、こどもの頃からの学習や学校等における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示す等、男女共同参画について学ぶ機会の提供に努めます。また、日常的にこどもたちと多くの時間を過ごす教職員等や保護者においても男女共同参画意識が高まるよう、研修等の取組を進めます。		学校教育課
生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実	大人自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず主体的にあらゆる分野に参画することは、こどもの価値観へも大きな影響をもたらすため、大学等での講座実施など、誰もが主体的に学ぶことができる機会の充実に取り組みます。	市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率(男女全体)…70.0%	市民交流課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

(5) 社会参画の促進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
伊勢市ボランティア活動推進事業	市民が主体的に地域課題を把握し、課題を解決するための地域づくりの支援の充実を図ります。	夏休みちよこつと福祉体験の参加者数(実人数)…90人	福祉総合支援センター
明るい選挙啓発の推進	明るい選挙及び公正な選挙の実現を目指すとともに、有権者の政治意識の高揚と投票率の向上を図るため、小学生・中学生・高校生のポスター作品のコンクールを開催し、啓発に努めます。	ポスターコンクール作品数…120件	選挙管理委員会事務局
いせミライプロジェクト推進事業	地域活動人口の増加につなげるため、高校生が自らまちづくり活動を行う事業を実施します。		市民交流課
主権者教育連携事業	未来の有権者に選挙に関心を持ってもらうため中学校の生徒会役員選挙の協力の他、高校での出前授業や模擬投票を開催します。	中学校…3校 高校…3校	選挙管理委員会事務局
こども・若者の意見表明・社会参画の取組	こども・若者が安心して意見を述べる場や機会を提供し、社会づくりに参画できるよう取り組みます。		子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

(6) 家庭・地域・学校の連携

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
青少年健全育成推進事業（市民会議）	青少年の保護及び健全な育成のため、広報・啓発及び調査研究等、青少年健全育成の推進に必要な事業を伊勢市青少年育成市民会議に委託し、各中学校区単位で組織された青少年健全育成協議会による地域に密着した青少年健全育成活動を支援します。	青少年健全育成に関わる方を対象にした研修会を年1回開催する。	社会教育課
いじめ防止の取組	各校に「伊勢市いじめ防止基本方針」の周知を図り、「伊勢市いじめ問題対策連絡協議会」「伊勢市いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの未然防止と早期発見、いじめが起きた際の対処を迅速に行えるよう取り組みます。		学校教育課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

（７）非行・犯罪への対策とこども・若者への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
青少年健全育成推進事業(相談センター)	こどもたちが安心安全に外出できるよう青色回転灯車両によるパトロールを行い、不審者対策に努めます。 また、伊勢市青少年相談センターを設置し、青少年の非行について早期発見、早期指導及び青少年に関する相談並びに情報の収集などを行います。さらに、関係機関及び団体等との協力体制を確立し、合同活動の拠点として青少年の非行防止を図り、健全な育成に寄与することを目的に運営を行います。	週１回（小学校の長期休業中を除く）	社会教育課
社会を明るくする運動(再犯防止の推進)	法務省の主唱により、伊勢保護司会、伊勢市更生保護女性会その他関係機関などで構成される推進委員会が、毎年７月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く市民の理解と協力を得ることを目的に啓発活動を実施します。	市内小中学校へ作文コンテスト依頼件数…全校	福祉総務課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

（８）特に配慮が必要なこども・若者への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
学校生活支援事業・学校教育支援事業	特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通常学級に在籍するこどもたちの生活面や学習面の支援を行う学習支援員や医療的ケアを行う看護師を配置し、個に応じたきめ細かな教育体制づくりを推進します。また、教育支援ボランティアを配置し、こどもたちの学習支援や日本語の指導、図書館運営、部活動などの支援を行い、教育活動の充実を図ります。		学校教育課

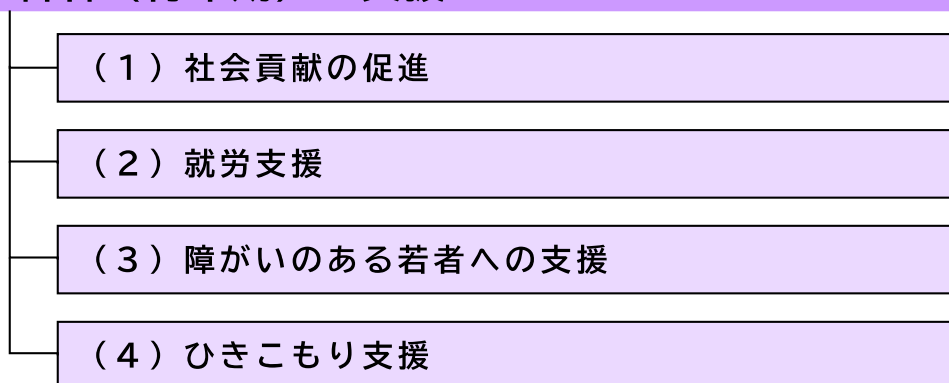
※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

(9) 次世代の親の育成

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
キャリア教育の推進	様々な教育活動にキャリア教育の視点を取り入れ、こどもたちが自分の将来に夢や目標を持ち、働くことや職業についての理解を深めることができるようにします。また、地域・企業等と連携して職場講話、職業体験等の学習を進めます。		学校教育課
	学生に対してオープンカンパニーや就業体験機会の場を設けます。また、大学生等が市内企業のインターンシップに参加した際、交通費と宿泊費に対して補助を行います。	インターンシップ参加奨励補助…30件	商工労政課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

IV 若者（青年期）の支援

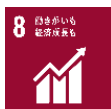


青年期は、肉体的・心理的・社会的変化が著しい一方で、個人としての自立に向けた重要なステップを踏む期間であり、社会全体でこども・若者の成長を支えるような取り組みや環境整備が重要となります。

若者（青年期）への支援については、教育・キャリア・生活スキル指導、心理ケア、健康管理の支援等を行い、困難を抱える者に対しきめ細やかな支援を行い、社会全体で若者の成長を支える環境を整備します。

めざす姿

全てのこども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる



(1) 社会貢献の促進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
自主グループ等への支援（おはなし会）	大学生等の読み聞かせ等を行う自主グループが図書館や児童館などで活動が行えるよう活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。		社会教育課 子育て応援課

(2) 就労支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
伊勢市若者就職総合支援業務	若者向けの就業支援のため、心理カウンセリングや事業所見学会などを実施し、若年無業者（ニート）の支援に努めます。		商工労政課

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
女性の就労・能力開発のための支援	働く女性や就職を考えている女性を対象に、就職に必要な知識やスキル等を学習するセミナーを開催します。		商工労政課
就業体験促進事業	地域企業への就業体験を支援することで、学生に地域企業の魅力を伝えとともに、当地域への関心を高めてもらうことを目的に、他市町と連携した取り組みを行います。		商工労政課

（３）障がいのある若者への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
障がい者雇用の啓発	企業と障がいのある人との相互理解を深めるきっかけづくりを目的として、ハローワーク（公共職業安定所）と連携しながら、障がい者と企業の交流会（企業向けセミナー）や合同企業説明会を開催します。		商工労政課

（４）ひきこもり支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
ひきこもり支援推進事業	社会参加をするための第一歩となる居場所「フリースペースこだま」を運営し、こころに不安を抱えた方とその家族が安心して過ごすことができる居場所を提供します。	参加延べ人数 …250人	福祉総合支援センター

V 妊娠期から青年期を通しての支援

- (1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援
- (2) 要支援児童と家庭への支援
- (3) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策の充実
- (5) ひとり親家庭への支援の充実
- (6) 健康づくりの推進
- (7) 人権啓発の推進
- (8) 地域で取り組む交通安全と防犯対策
- (9) 相談支援・情報提供の充実

妊娠期から青年期を通しての支援は、子育て家庭や子ども・若者がいる家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、悩みや不安の解消に努め、家庭の状況やこどもの特性にあわせて適切な支援を行っていきます。また、子どもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組みます。

めざす姿

子育て家庭が働きやすい環境が作られ、各種相談事業が充実し、関係機関の連携により養育環境の改善が必要な家庭や、特別な支援が必要なこどもの健全育成のための支援や、虐待防止の取組が充実している。

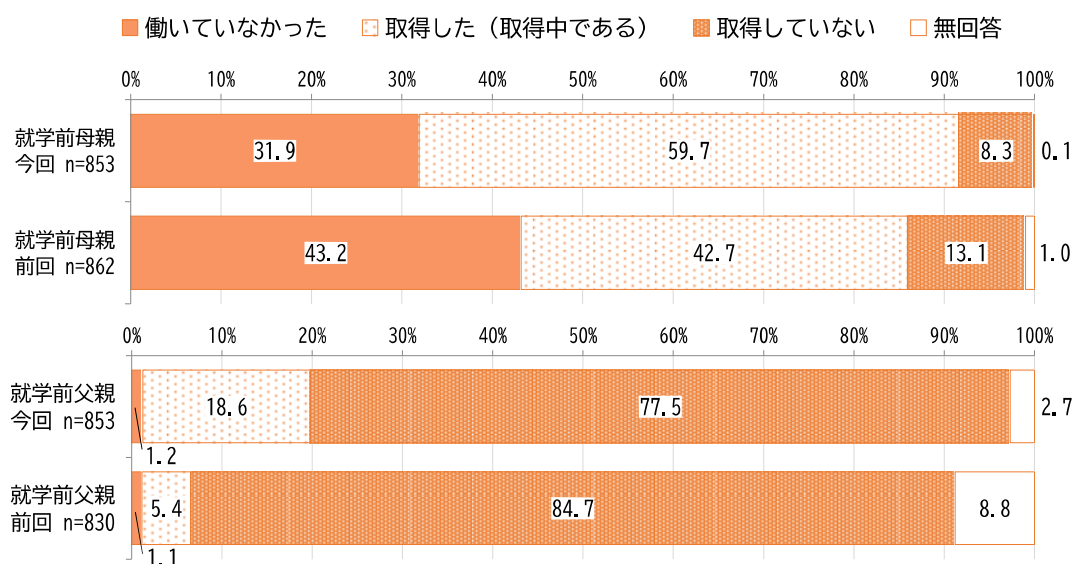


(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
ワーク・ライフ・バランスの促進	男女がともに安心して働き続けることができるよう仕事と育児・介護との両立に関する情報提供を行うとともに、長時間労働の削減に向けた啓発等、企業等における両立支援の取組を促進します。	男女共同参画推進事業者表彰制度による受賞企業等の数 …29 社	市民交流課
男性の家事や育児への参加啓発	男性の家事や育児に対する関心を高め、積極的に参画することを啓発します。 また、子育て支援センターにおける父親を対象とした講座を実施します。	— 子育て支援センターにおける父親対象講座実施回数…7 回	市民交流課 保育課
育児休業の取得促進	関係機関と連携して育児休業制度の周知に努めます。	随時	商工労政課 市民交流課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

就学前児童の保護者へのアンケート調査によると、育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が約6割、父親では「取得していない」が8割弱で最も多くなっています。前回調査と比較すると、母親では「働いていなかった」が11.3ポイント減少し、「取得した（取得中である）」が17ポイント増加、父親では「取得していない」が7.2ポイント減少し、「取得した（取得中である）」が13.2ポイント増加しています。男女ともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりの更なる促進が期待されます。



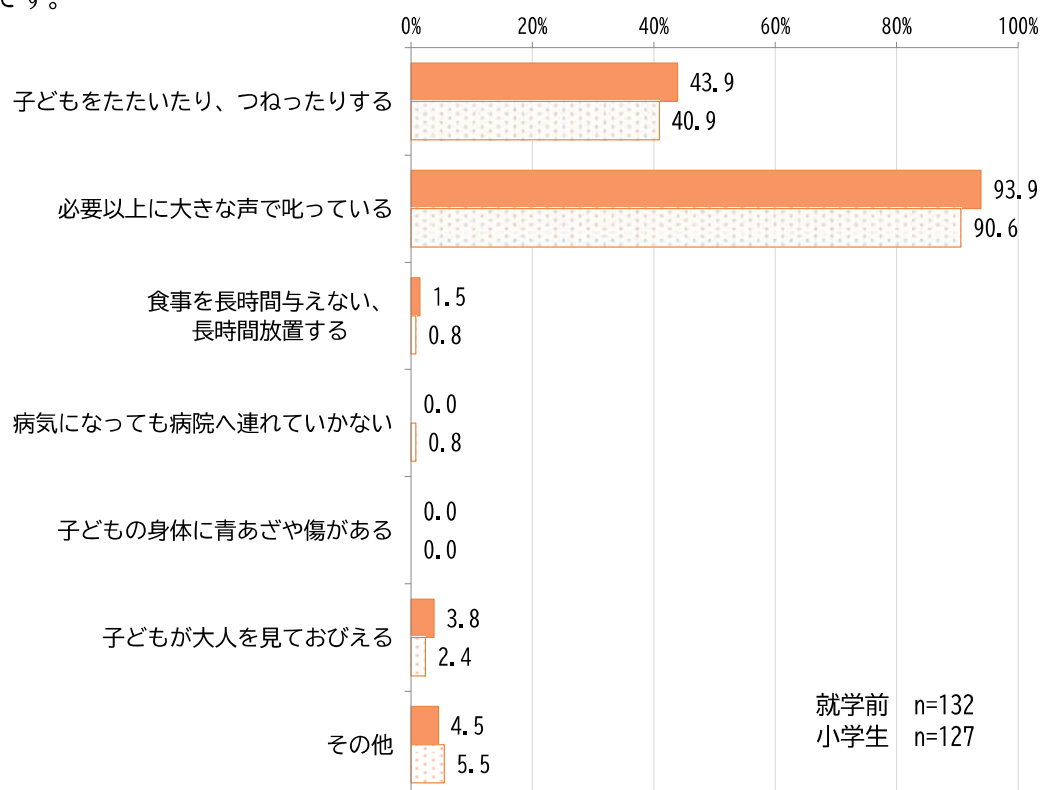
(2) 要支援児童と家庭への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、保健師等が家庭訪問を実施し、関係機関と連携を取りながら育児支援を行います。	必要な家庭への訪問 実施率…100% 【確保策】 (養育支援訪問事業) 第5章2-3(10)	健康課
外国人在住者への支援・配慮	外国人在住者の幼児の保育所・幼稚園等への受け入れについて、関係者で情報共有に努めるとともに、事業者や保育士等を対象に、外国語対応の支援や配慮等に関する研修の実施や補助事業の活用など、必要に応じて検討します。		保育課
児童虐待防止の支援の充実	伊勢市子ども家庭支援ネットワークを構成する各関係機関が連携し、支援の必要な家庭の把握や、家庭児童相談員・保健師等による家庭訪問、子育てサービスの提供などの実施により子育て環境の改善と負担軽減を図り、虐待の未然防止と家族の養育機能の再生・強化に努めます。 また、広報、リーフレット配布などにより児童虐待防止に係る市民の意識向上に努め、こども家庭センターによる相談支援体制の充実を図ります。	児童虐待防止関連啓 発チラシ配布回数 …年2回 「189」およびLINE相 談周知…各1回	福祉総合支 援センター 健康課
こどもの自立に向けた支援	里親や児童養護施設等を退所するこどもが安定した生活が送れるよう、関係機関と連携し自立に向けた支援を行います。 また、児童相談所や関係機関と連携し里親の開拓や支援につながる普及啓発を行います。		福祉総合支 援センター
多胎育児家庭への支援	多胎妊婦が安心して出産できるよう妊娠出産支援事業によるサポートを行います。また多胎育児の負担感や孤立感の軽減のため、養育支援訪問事業の利用促進等適切な支援につなげます。		健康課
メンタルパートナーの養成	身近な地域で支え手となるメンタルパートナーを養成するための講座を、市民や関連職種等を対象に実施し、メンタルパートナーの役割を担う人材の育成に努めます。		健康課
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を早期に発見できる体制づくりに努めるとともに、支援の必要な家庭に対し、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	【確保策】 (子育て世帯訪問支 援事業) 第5章2-3(14)	福祉総合支 援センター
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、包括的な支援を提	【確保策】 (児童育成支援拠点 事業) 第5章2-3(15)	福祉総合支 援センター

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
親子関係形成支援事業	供することで虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		
	親子の再統合には、丁寧で隙間のない支援が求められ、支援を行う職員の人材の育成と継続的な支援を行える体制を構築していく必要があります。そのため、子育て支援に携わる職員が、保護者支援プログラムを用いて親子再統合支援を進めていくため、子育てについてのアドバイスができるよう人材育成を行っていきます。	【確保策】 (親子関係形成支援事業) 第5章2-3(16)	福祉総合支援センター

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

アンケート調査によると、自身がこどもに対して虐待をしていると感じたことが「ある」との回答は、就学前児童の保護者では6.5人に1人(15.5%)、小学生の保護者では5人に1人(20.4%)程度となっており、「ある」場合の状況としては、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「必要以上に大きな声で叱っている」が9割超と最も多くなっています。児童虐待は身近に起こり得る問題であることを意識し、支援につなげていくことが必要です。



(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
特別支援教育の推進	小・中学校において、障がいのある子どもを受け入れる施設設備や個に応じた支援が必要な児童・生徒のための特別支援教育の充実に努めるとともに、巡回相談員を派遣し、特別な支援の必要な子どもを対象にその支援方法等の助言を行います。		学校教育課
障がいのある子どもの教育・保育の充実	障がいのある子どもが幼稚園や保育所で障がいのない子どもと同様に教育・保育サービスを受けられるよう、医療、保健、福祉の各関係機関が連携し、設備や器具の整備の充実や教員の加配、支援員の配置など、受入状況に応じた教育・保育の環境整備を推進します。		保育課 教育総務課
障がいのある子どもと家庭への支援	障がいや発育・発達に心配のある子ども一人一人が、その発達段階に応じた適切な支援を受けることができ、保護者の思いや願いに寄り添い、地域で安心して子育て・子育てができるよう支援を進めていきます。また、障害児相談支援や障害児通所支援の提供体制の確保に努めます。		こども発達 支援室 健康課 高齢・障がい 福祉課 保育課
医療的ケア児への支援	相談支援や関係機関等が共通の理解に基づき、医療的ケア児とその家族に寄り添う総合的な支援体制の構築を図るとともに、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、緊急時の支援等の体制整備を進めます。 医療が必要な障がいのある子どもが入所している保育所等に、加配補助員、看護師等を配置するとともに、児童が利用している訪問看護ステーションの看護師を保育所等に派遣し、児童、保育所職員へ医療的ケアの専門指導支援を行います。また、私立園において、医療的ケア児の受け入れに対し、必要な支援を行います。		高齢・障がい 福祉課 保育課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の充実

国では平成 26 年 1 月に現在の「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に現在の「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」が閣議決定されました。それらの動きを踏まえ、本市でも各分野での連携を図り、総合的な対策が推進できるよう、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を本項目にまとめています。

① 教育の支援

- 家庭の経済的状況に左右されることなくこどもが学習できる環境を整備します。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活困窮家庭学習・生活支援事業	生活保護・生活困窮家庭への訪問等により、こどもの生活・育成環境の改善、教育及び就労(進路選択等)に関する情報提供、助言や関係機関との連絡調整等を行います。	高校等への進学率 …100%	生活支援課 福祉総合支援センター
低所得世帯のこどもへの学習支援の充実	低所得世帯の小中学生の居場所を兼ねた学習支援や無料の学習塾の開催、中学生を対象とする学習塾費用への助成を実施し、家庭の経済状況による教育格差の縮小を図ります。		福祉総合支援センター 子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

② 生活の支援

- 生活困窮状態からの早期脱却を図ります。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活困窮者自立相談支援等事業	生活保護に至らない生活困窮家庭の相談に応じ、困窮状態からの早期脱却を図り、かつ将来の貧困の連鎖を防止するために、包括的な支援を提供します。		福祉総合支援センター

③ 保護者への就労支援

- 就労支援を通じて子育て家庭の経済的安定を図ります。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金の各受給者ならびに生活困窮者を対象に、労働局・ハローワークと地方公共団体(福祉事務所等)の各機関が連携し、効果的・効率的な就労支援を実施します。	就職率(住居確保給付金受給者)…85% 就職率(生活困窮者)…55%	福祉総合支援センター 生活支援課 子育て応援課
生活困窮者就労準備支援事業	生活に困窮し、かつ直ちに就労することが困難な方への相談に応じるとともに、生活サイクルの立直し・社会復帰への支援、就労に必要な基礎的なスキルの習得支援、就労訓練支援を行います。	就職率：40%	福祉総合支援センター

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就労に有利な資格取得を目指して養成機関を受講する期間中、給付金を支給し生活の負担軽減及び経済的自立を促進します。	養成機関を修了時に資格を取得し、就職につなげた割合…100%	子育て応援課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、適職への就職に必要な技能及び資格取得を目指して受講した教育訓練講座の受講料の一部を支給し、経済的自立及びリスキリングを支援します。	受給者数…3人	子育て応援課
高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は児童が、受講した高卒認定試験合格のための講座の受講費用を支給し、リスキリングを支援します。		子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

④ 経済的支援

- 支援が必要な家庭に経済的な支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
就学援助	公立の小・中学校に通う児童・生徒がいる経済的に困っている家庭に、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助します。	経済的理由を要因とした長期欠席の児童生徒数…0人	学校教育課
伊勢市奨学金	経済的理由で修学困難な高校生・中等教育学校生（後期課程）・高等専門学校・大学生（短期大学生を含む）・専門学校生等に、返済の必要のない給付型奨学金を引続き支給します。		学校教育課
大学受験等支援事業	ひとり親家庭等の低所得世帯で養育されているこどもの高校や大学等の受験に向けた模擬試験料や大学進学等の受験料を補助し、進学へのチャレンジを後押しします。		子育て応援課
児童扶養手当	離婚等により父親又は母親と生計が同じでない児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給し、生活の安定と自立を促進します。		子育て応援課
こども医療費助成	出生から中学校卒業前までのこどもの保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の保護者とこどもを対象に、保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
生活扶助事業	生活保護を必要とする世帯に、家庭訪問を通して、自立の助長を目的とした支援を行います。各世帯に学習支援費の周知及び申請を促すことで子育て世帯の家計を支援します。		生活支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県事業）	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、三重県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談や申請を受け付け、経済的自立を支援します。	申請件数…6件	子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

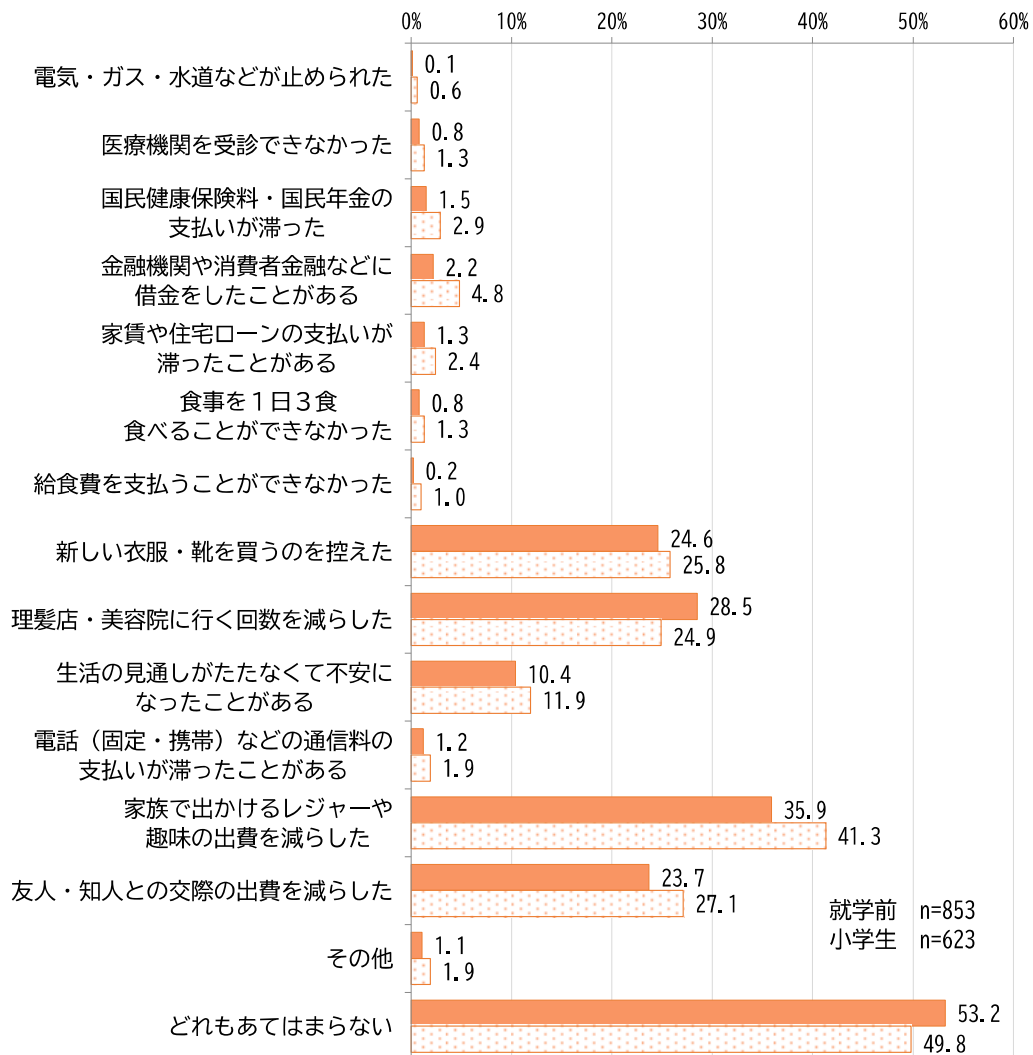
⑤ 包括的かつ一元的な支援

- 支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなぎます。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
行政内部や行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築	市内において貧困状況にあるこども及びその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、連携体制を整備します。	ケース会議開催数 …40回	福祉総合支援センター 生活支援課 子育て応援課 学校教育課

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

アンケート調査によると、経済的な理由で経験したこととして、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「どれもあてはまらない」が最も多くなっています。次いで「家族で出かけるレジャーや趣味の出費を減らした」が就学前児童の保護者では3人に1人（35.9%）、小学生保護者では2.5人に1人（41.3%）程度となっています。こどもが貧困に陥りやすい家庭の状況に気づき、必要な支援につなげる環境の整備が求められています。



(5) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭は、自身の仕事と子育ての二重の負担に加え、経済的な困難が厳しさを増しています。また、こどもの学習機会や教育環境の確保も課題となり、社会全体での支援が不可欠となっています。これらを解決するため、強固な支援体制の構築とその充実が求められており、具体的な取組ができるよう、ひとり親家庭に関する自立促進計画を本項目にまとめています。

①子育て・生活支援の推進

- ひとり親家庭の総合的な相談に応じ、こどもの学習支援や生活の支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
母子・父子自立支援員による包括的支援	ひとり親家庭の相談支援において自立に必要な情報提供・助言・指導を行うほか、就労に向けた能力開発等の取組をハローワークと連携して寄り添い型支援を行います。		子育て応援課
低所得世帯のこどもへの学習支援の充実【再掲】	低所得世帯の小中学生の居場所を兼ねた学習支援や無料の学習塾の開催、中学生を対象とする学習塾費用への助成を実施し、家庭の経済状況による教育格差の縮小を図ります。	高校等への進学率 …100%	福祉総合支援センター 子育て応援課
ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成	ファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成を行い、経済的負担の軽減を図り、日々の生活や育児の支援が受けやすい環境を整えます。		子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

②就業支援の推進

- 資格や技能取得に向けた支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
自立支援プログラムの策定	ひとり親家庭の親を対象に、生活や子育ての状況、就業への意欲等を踏まえて、ひとり親家庭の状況や希望に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しながら自立・就業を支援します。		子育て応援課
高等職業訓練促進給付金【再掲】	ひとり親家庭の親が、就労に有利な資格取得を目指して養成機関を受講する期間中、給付金を支給し生活の負担軽減及び経済的自立を促進します。	養成機関を修了時に資格を取得し、就職につなげた割合 …100%	子育て応援課
自立支援教育訓練給付金【再掲】	ひとり親家庭の親が、就職に必要な技能及び資格取得を目指して受講した教育訓練講座の受講料を支給し、経済的自立及びリスキリングを支援します。	受給者数…3人	子育て応援課
高卒認定試験合格支援事業【再掲】	ひとり親家庭の親又は児童が、受講した高卒認定試験合格のための講座の受講費用を支給し、リスキリングを支援します。		子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

③養育費確保の支援

- ひとり親家庭の養育費確保のための支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
養育費確保支援事業	離婚等に伴う養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用や、保証会社との養育費保証契約に係る費用等を補助し、養育費の確保を図ります。	養育費受領率… 35%	子育て応援課
養育費確保の講座 (ひとり親セミナー)	養育費や面会交流に関する学習会及び個別相談会を開催し、ひとり親家庭の自立を支援します。		子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

④経済的支援

- 生活と自立支援のため手当の支給や医療費の助成などの実施により経済的な支援を行います。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
児童扶養手当 【再掲】	離婚等により父親又は母親と生計が同じでない児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給し、生活の安定と自立を促進します。		子育て応援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県事業） 【再掲】	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、三重県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談や申請を受け付け、経済的自立を支援します。	申請件数… 6 件	子育て応援課
一人親家庭等医療費助成 【再掲】	ひとり親家庭等の保護者と子どもを対象に、保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
大学受験等の支援 【再掲】	ひとり親家庭等の低所得世帯で養育されている子どもの高校や大学等の受験に向けた模擬試験料や大学進学等の受験料を補助し、進学へのチャレンジを後押しします。		子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

⑤ひとり親家庭等を支える環境づくり

- ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
母子寡婦福祉会の活動支援	母子寡婦福祉会が実施する事業を対象に一部費用を補助することで、団体の活動を支援します。		子育て応援課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

(6) 健康づくりの推進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
健康づくりのための普及啓発	生涯を健康で暮らせる「健康文化都市」を目指し、ウォーキングの推進、低カロリー・バランス食や野菜摂取の促進など、普及啓発を実施します。また、「伊勢市健康マイレージ事業」では、伊勢の元気人チャレンジ記録シートを作成し配布する他、市公式 LINE アカウントでの参加者には定期的に応援メッセージを送り、主体的な健康づくりへの取り組みを推進します。		健康課
栄養指導	健康づくりの推進のため、生活習慣病予防を中心とした栄養相談や健康相談を実施します。		健康課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

(7) 人権啓発の推進

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
人権尊重啓発の推進	小・中学生の人権尊重啓発ポスターや 15 歳以上から標語を募集し、公共施設やショッピングセンター等で展示することにより、人権意識を高め、人権尊重の精神を育みます。		人権政策課
さまざまな人権問題に関する啓発	人権に対する正しい理解と認識を広めるための講座や講演会を実施するほか、人権をテーマとした自主制作映像作品を全国の幅広い年齢層から募集し上映することにより映像制作・鑑賞を通して人権に対する意識の啓発と人権感覚の向上を図ります。	人権講演会 1 回、 人権映画祭 1 回、 啓発講座 4 回	人権政策課

※表中の「目標・指標」は令和 11 年度末の状況です。

(8) 地域で取り組む交通安全と防犯対策

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
地域の自主防犯意識の高揚	電話を使った特殊詐欺や、SNS での投資詐欺等の被害が増加しているため、講習会や店舗等での啓発活動を強化し、被害防止に努めます。また、こどもたちへの声かけ事案も発生しているため、幼児を対象に紙芝居を利用した防犯講習会を行います。 市民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑止するための青色防犯パトロールを実施します。		危機管理課

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
防犯環境の整備	犯罪のない安全で安心なまちづくりのために自治会が設置する防犯灯、防犯カメラの普及に努めます。また、防犯ボランティア等の活動を強化するため、防犯啓発物品を充実します。 また、学校安全計画や危機管理マニュアルを活用し、家庭や地域等と連携して、非常時への体制（設備・組織・訓練）を、実情に合わせ見直します。また、非常時に備え、保護者・地域に適切な情報提供を行うために、緊急連絡網のための携帯メールへの登録を推進します。		危機管理課 学校教育課
交通安全の啓発活動の充実	地域の交通安全意識を啓発するため、毎月11日の「交通安全の日」だけでなく、各季の運動期間や、早朝だけでなく夜間及び重大事故発生時にも関係機関が参加し、交通安全の街頭指導を行うなどの活動を充実します。	交通安全の街頭指導 …44回	交通政策課
犯罪情報の周知徹底	警察署などからの犯罪情報を関係機関などへ迅速に提供し、犯罪情報の周知を図ります。		危機管理課
暴力を許さない社会の意識づくり	ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントや性暴力、ストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発に取り組めます。	児童虐待防止関連啓発チラシ配布回数 …年2回	市民交流課 福祉総合支援センター

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

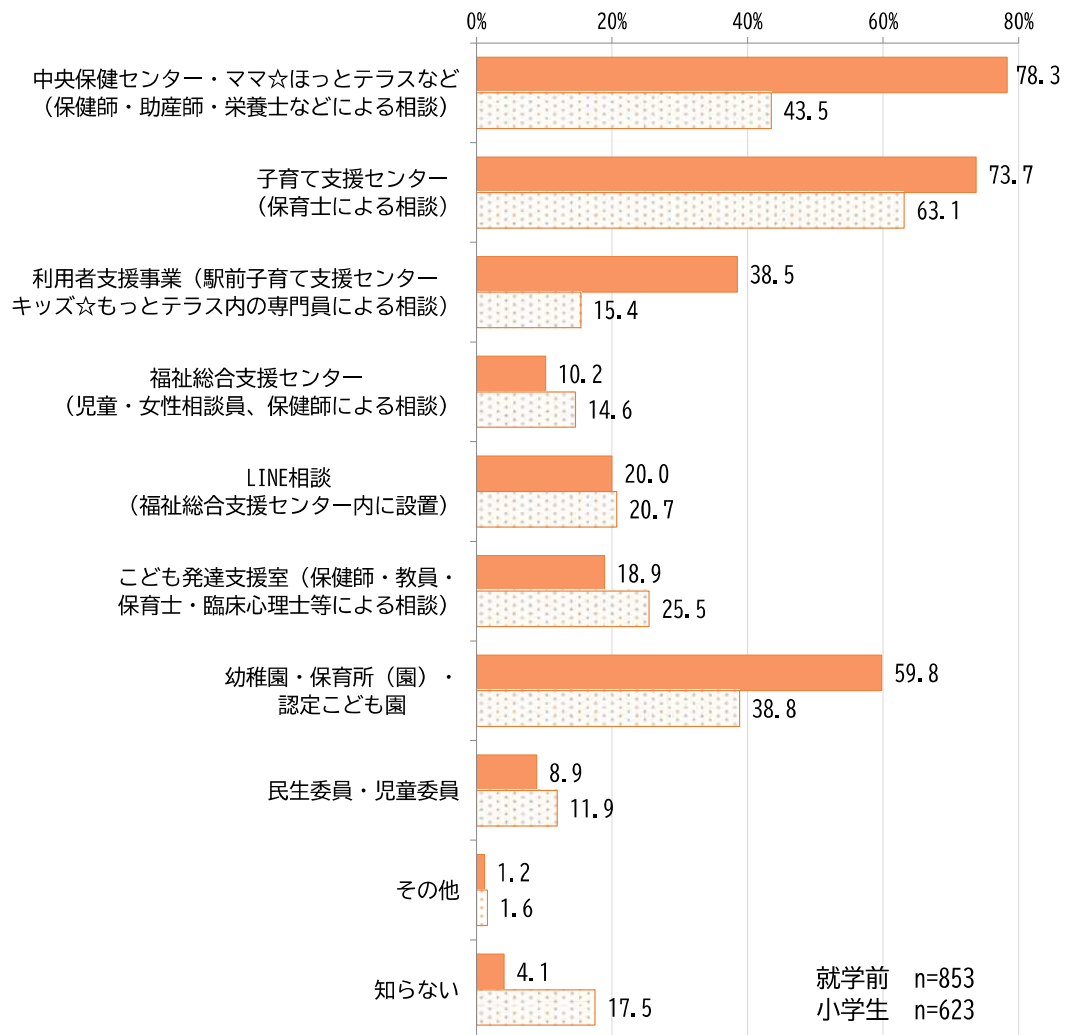
（９）相談支援・情報提供の充実

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
利用者支援事業	利用者支援の強化のため、駅前子育て支援センターと中央保健センター内ママ☆ほっとテラスにおいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。また、各子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員による定期的な巡回相談を行います。	利用者支援事業実施か所数…1か所 （基本型、こども家庭センター型同一施設） 【確保策】 （利用者支援事業） 第5章2-3(12)	健康課 保育課
地域子育て相談機関	子育て世代の身近な相談機関である地域子育て相談機関について、その役割を担う施設を設置します。	概ね中学校区に1か所の設置	保育課
民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言活動の	子育ての悩みや育児不安を解消し、こどもが健全に育成されるよう、地域の中で民生委員・児童委員、主任児童委員によ	主任児童委員による市内小中学校訪問件数…全校	福祉総務課

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
推進	る相談・助言などの活動を推進するとともに、関係機関との情報共有や連携に努めます。	母子健康手帳交付者への周知率…100%	健康課
子育て支援の取組に関する情報発信の強化	安心して子育てができるよう子育てハンドブックを作成し、各種子育て支援施策の広報に努めます。広報にあたっては、ホームページ・SNS・広報いせ・保育だより・子育て支援センター機関紙等を活用し、クロスメディア化による「伝わる広報」を意識して取組を強化します。		子育て応援課 保育課
親育ち支援の充実	妊娠期から思春期における子育てに関する様々な悩みや育児不安等を解消するため、各種相談業務や子育てに関する講座等の開催、経済的な支援を通じて子どもを育てる親への支援を行います。	家庭児童相談への対応率…100%	福祉総合支援センター 子育て応援課 保育課 健康課
こどもの権利擁護の推進	こどもが安心して自分らしく生きていくためにこども自身が必要な権利を有することについて、こどもと大人が認識を持てるよう学習機会の提供や啓発を行い、こどもの権利擁護を推進します。	こどもの権利に関する啓発の実施 …年1回	福祉総合支援センター
こども家庭相談	こどもや家庭に関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行っています。		福祉総合支援センター
伊勢市つながりサポートリスト	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「伊勢つながりサポートリスト」を作成し、市役所窓口や関係機関で配付します。	配布数…300部	福祉総合支援センター

※表中の「目標・指標」は令和11年度末の状況です。

アンケート調査によると、伊勢市が実施する子育ての相談場所の認知度は、就学前児童の保護者では「中央保健センター・ママ☆ほっとテラスなど」・「子育て支援センター」が7割超、小学生保護者では「子育て支援センター」が6割超と多くなっているものの、1～2割にとどまっている施設・事業も多い現状となっています。子育てに関する相談窓口の認知度向上と、活用の促進をさらに進めていく必要があります。



第 5 章

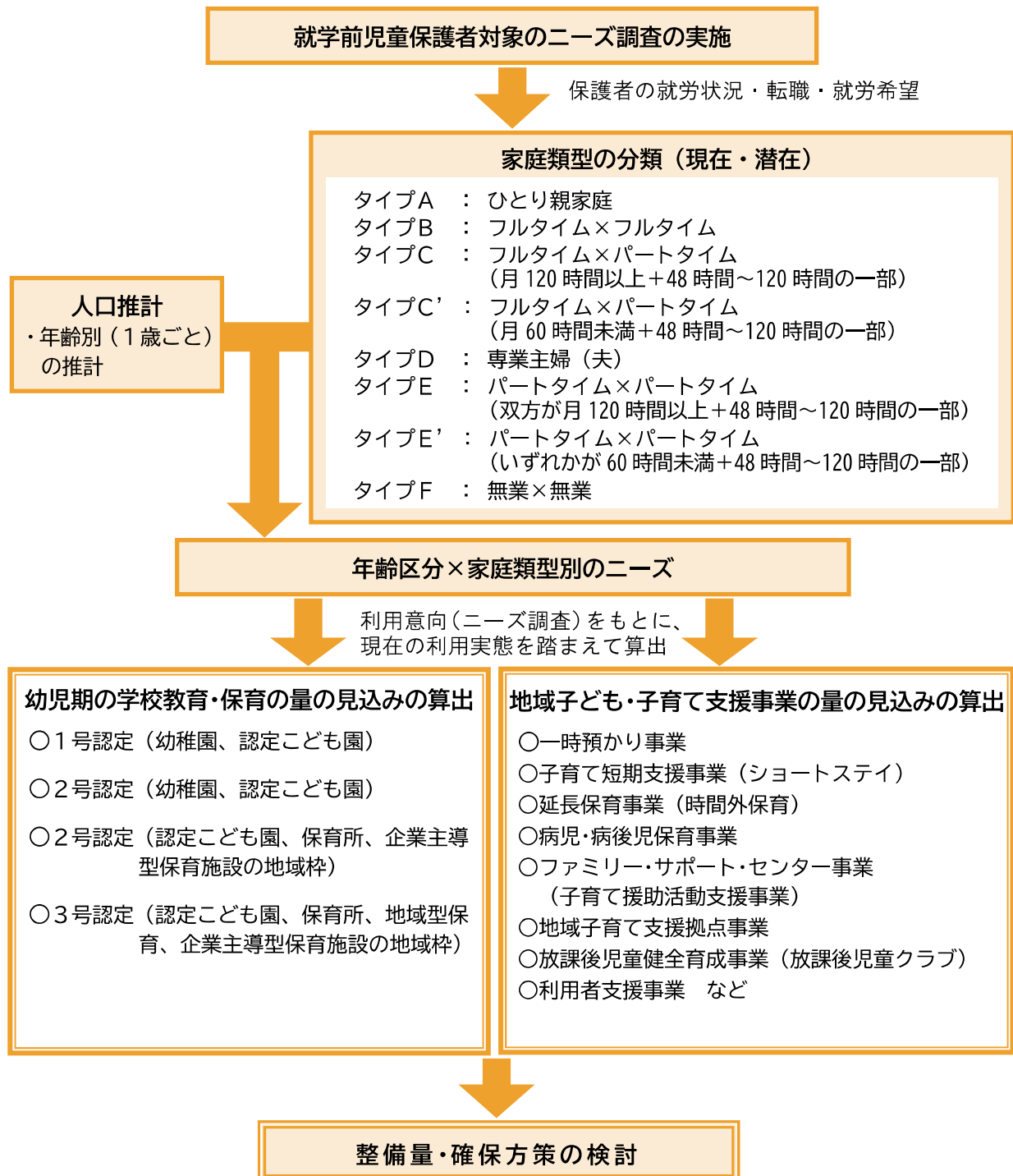
量の見込みと目標設定

第5章 量の見込みと目標設定

1 将来人口の見通しと事業量推計

1-1 事業量推計の流れ

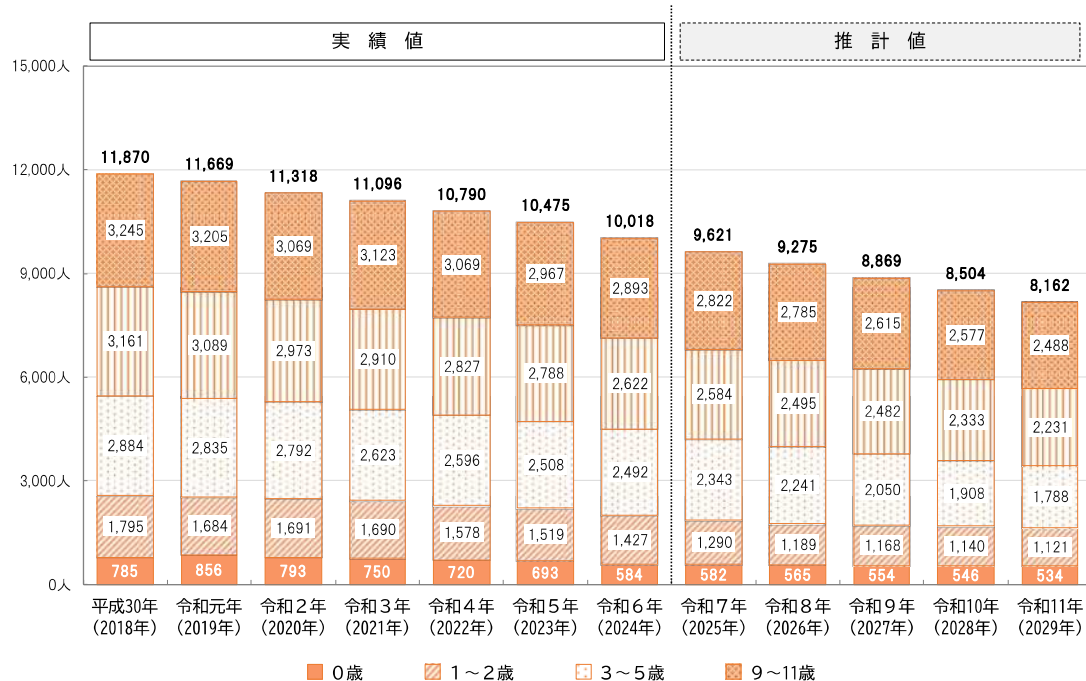
幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、令和5年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計します。



1 - 2 児童人口等の推計

(1) 児童人口の推計

児童人口について、令和2年から令和6年の男女別1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、推計しています。



年齢	計画期間の推計人口（人）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	582	565	554	546	534
1歳	595	592	575	564	556
2歳	695	597	593	576	565
3歳	738	699	601	597	580
4歳	799	745	706	607	603
5歳	806	797	743	704	605
就学前児童合計	4,215	3,995	3,772	3,594	3,443
6歳	890	804	795	741	702
7歳	803	885	799	790	736
8歳	891	806	888	802	793
9歳	924	889	804	886	800
10歳	973	923	888	803	885
11歳	925	973	923	888	803
小学校児童合計	5,406	5,280	5,097	4,910	4,719

(2) 家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家族類型に分類し、それぞれの意向（ニーズ）把握を行いました。なお、潜在とは、1年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

【家庭類型（比率）】

家庭類型	現 在					潜 在				
		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳
タイプA	3.9%	1.4%	2.9%	3.7%	6.3%	3.9%	1.4%	2.9%	3.7%	6.3%
タイプB	44.3%	56.6%	37.1%	30.5%	39.7%	48.3%	59.7%	45.7%	32.9%	43.5%
タイプC	23.0%	12.1%	24.8%	25.6%	30.6%	22.9%	13.8%	24.8%	26.8%	28.7%
タイプC'	5.0%	5.2%	7.6%	7.3%	3.6%	6.5%	5.2%	8.6%	11.0%	6.1%
タイプD	23.3%	24.5%	26.7%	31.7%	19.6%	18.0%	19.7%	18.1%	24.4%	15.2%
タイプE	0.4%	0.3%	1.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%
タイプE'	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%

【家庭類型と関連する事業の分類】

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
○タイプC'：フルタイム×パートタイム （月48時間未満＋月48時間～120時間の一部） ○タイプD'：専業主婦（夫） ○タイプE'：パートタイム×パートタイム （いずれかが月48時間未満＋月48時間～120時間の一部） ○タイプF'：無業×無業	1 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、短就労時間家庭＞
○タイプA'：ひとり親家庭 ○タイプB'：フルタイム×フルタイム ○タイプC'：フルタイム×パートタイム （月120時間以上＋月48時間～120時間の一部） ○タイプE'：パートタイム×パートタイム （いずれかが月48時間未満＋月48時間～120時間の一部）	2 保育認定② （認定こども園及び保育所） 3 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育）
※ただし現在幼稚園利用	2 保育認定①（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

(3) 幼児期の教育・保育給付

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、国の示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、ニーズ調査（アンケート調査）結果から推計する方法と、令和2年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本市の各事業の特性に応じて設定しています。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

区 分	対 象 者	利用サービス
1号認定	こどもが満3歳以上で、専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	○幼稚園 ○認定こども園
2号認定	こどもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	○幼稚園 ○認定こども園
	こどもが満3歳以上で、共働きの家庭	○保育所 ○認定こども園 ○企業主導型保育施設の地域枠※1
3号認定	こどもが満3歳未満で、共働きの家庭	○保育所 ○認定こども園 ○地域型保育 ○一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)※2 ○企業主導型保育施設の地域枠

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外のこどもを受け入れる枠(地域枠)を設けることができます。

※2 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業。

施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
		新制度への移行を選択する私立幼稚園
	2. 保育所	
	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

2 量の見込みと確保方策

2－1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の記載が必要です。

(2) 区域設定

教育・保育のサービスは、利用者が居住区域を越えて利用することができます。また、教育・保育提供区域は、需給調整の判断基準の単位となるものです。

本市においては、居住区域を越えて教育・保育施設等を利用されている実態もあることから、伊勢市全域をもって一つの区域とします。

2-2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定・2号認定

量の見込みと確保方策

(単位：人)

児童数			計 画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み							
1号認定 (新2号認定含む)	1号認定	幼稚園 認定こども園	573	548	501	466	437
	2号認定	保育所 認定こども園	1,702	1,628	1,489	1,386	1,298
	計		2,275	2,176	1,990	1,852	1,735
② 確保方策							
1号認定 +新2号認定	特定教育・ 保育施設	認定こども園	420	420	420	420	420
		幼稚園及び 預かり保育	445	445	445	445	445
	確認を受けない幼稚園		100	100	100	100	100
	過不足(②-①)		充足				
2号認定	特定教育・ 保育施設	保育所	1,466	1,466	1,466	1,466	1,466
		認定こども園	629	629	629	629	629
	企業主導型保育の地域枠		32	32	32	32	32
	過不足(②-①)		充足				

提供体制の考え方

【ニーズの傾向と確保の方針】

児童数の減少に伴い、1号認定、2号認定の総数は緩やかな減少傾向で推移すると想定されます。

本市では、地域によって教育・保育ニーズに違いがあり、1号及び2号認定の見込み量に対するサービスの提供は可能ですが、年々、児童数の減少により見込み量と確保方策との乖離が大きくなることから、確保方策を再検討する必要があります。

(2) 3号認定（保育認定）

量の見込みと確保方策

（単位：人）

児童数			計 画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み							
3号認定	0歳児		92	89	88	86	85
	1歳児		331	358	348	341	336
	2歳児		464	399	431	418	410
	計		887	846	867	845	831
② 確保方策（0歳児）							
特定教育・ 保育施設	保育所		137	137	137	137	137
	認定こども園		48	48	48	48	48
特定地域型保育事業			9	9	9	9	9
企業主導型保育の地域枠			9	9	9	9	9
② 確保方策（1歳児）							
特定教育・ 保育施設	保育所		255	255	255	255	255
	認定こども園		122	122	122	122	122
特定地域型保育事業			19	19	19	19	19
企業主導型保育の地域枠			9	9	9	9	9
② 確保方策（2歳児）							
特定教育・ 保育施設	保育所		382	382	382	382	382
	認定こども園		175	175	175	175	175
特定地域型保育事業			21	21	21	21	21
企業主導型保育の地域枠			9	9	9	9	9
過不足（②－①）			充足				
保育利用率（％） ※			47.4%	48.2%	50.3%	50.1%	50.2%
	（0歳児）		15.8%	15.8%	15.9%	15.8%	15.9%
	（1歳児）		55.6%	60.5%	60.5%	60.5%	60.4%
	（2歳児）		66.8%	66.8%	72.7%	72.6%	72.6%

※満3歳未満のこども全体に占める3号認定の量の見込みの割合（年齢区分ごとの目標値）

提供体制の考え方

【ニーズの傾向と確保の方針】

母親が就労する割合の増加が想定されますが、児童数の減少により、3号認定の児童数も減少を見込みます。

3号認定の確保方策については、実態に合わせながらも、地域の実情に応じ、ニーズの偏在に対応できる体制整備を検討していきます。

2－3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

- (1) 妊婦健康診査
- (2) 一時預かり事業
- (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (4) 延長保育事業（時間外保育）
- (5) 病児・病後児保育事業
- (6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 地域子育て支援拠点事業
- (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (10) 養育支援訪問事業
- (11) 利用者支援事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業
- (15) 児童育成支援拠点事業
- (16) 親子関係形成支援事業
- (17) 妊婦等包括相談支援事業
- (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (19) 産後ケア事業

(1) 妊婦健康診査

事業の内容

安心して妊娠、出産ができるよう異常の早期発見につとめ、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施します。また、県外医療機関で受診した健診費用については、申請により費用助成を実施します。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

受診者数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	600	580	560	540	520
② 確保方策	全ての妊婦	→	→	→	→
過不足(②-①)	充足	→	→	→	→

提供体制の考え方

令和7年度の対象者数は、過去の利用率と人口推計の0歳児人口から 600 人と設定し、微減で推移すると想定します。

妊婦健康診査は、県内の委託医療機関及び委託助産所で妊婦全員の実施体制が整っており、妊娠中より医療機関と連携を図り、早期に支援が必要な家庭を把握し相談支援の充実を図ります。

(2) 一時預かり事業

事業の内容

保護者の急な病気などで家庭での保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュなどのために、保育所に入所していないこどもを一時的に保育します。

量の見込みと確保方策

【幼稚園型】

(単位：人日)

延べ利用者数			計 画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み			31,455	31,140	30,829	30,520	30,215
幼稚園 在園児	1号認定		5,483	5,428	5,374	5,320	5,267
	2号認定		25,972	25,712	25,455	25,200	24,948
② 確保方策			32,000	32,000	32,000	31,000	31,000
実施園数	公立		3園	3園	3園	3園	3園
	私立		13園	13園	13園	13園	13園
過不足(②-①)			充足				

【在園児以外(3歳未満の在宅児童)や登園日以外の利用】

(単位：人日)

延べ利用者数			計 画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み			4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
② 確保方策			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
実施園数	公立		5園	5園	5園	5園	5園
	私立		4園	4園	4園	4園	4園
過不足(②-①)			充足				

提供体制の考え方

預かり保育(幼稚園における在園児を対象にした一時預かり)は、幼稚園(公立2園、私立5園)、認定こども園(公立1園、私立8園)で実施しており、現在、ニーズに対する不足はなく、今後も一定のニーズへの対応が可能です。

また、在園児以外(3歳未満の在宅児童)や登園日以外の一時的預かりは、令和5年度に駅前一時保育室を設置するとともに、私立施設も増加したことから、見込み量に対応できる体制は整っていますが、時期や年齢により希望する日が集中しても、利用ができるよう体制を確保します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の内容

保護者の急な病気などによりこどもの養育が一時的に困難となったとき、または経済的な理由などにより母子を一時的に保護する必要があるとき、こどもや母子を一時的に養育や保護します。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		9	9	10	11	12
②確保方策	延べ利用者数	18	18	20	22	24
	実施か所数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
過不足 (②-①)		充足				

提供体制の考え方

過去の高い利用ニーズに伴った実績に比較し利用は鈍化傾向にあるため、児童養護施設や児童家庭支援センター等の社会的養護の地域資源と連携を図り、他の地域サービスと組み合わせながら提供体制を整えていきます。

(4) 延長保育事業（時間外保育）

事業の内容

早朝から保育所を開所し、通常の受け入れ時間を超えた延長保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

利用者数		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		189	185	181	177	172
②確保方策		280	280	280	280	280
実施園数	公立	2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
	私立	10 園	10 園	10 園	10 園	10 園
過不足 (②-①)		充足				

提供体制の考え方

アンケート調査からはニーズの高まりはみられず、令和5年度の延長保育の利用見込み量(実利用者数)は194人と令和2年度と実績を比較しても、利用者数の伸びが見られないことから、現時点の実施園数を維持しつつ、ある程度のニーズの増加に対してもサービスを提供できる余裕のある体制を維持します。

(5) 病児・病後児保育事業

事業の内容

保育所などに通所しているこどもが、病気のために集団保育が困難で、保護者の仕事などの都合により家庭で保育することができない場合に一時的に預かります。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		478	492	503	517	533
② 確保方策	延べ利用者数	960	960	960	960	960
	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足 (②-①)		充足				

提供体制の考え方

アンケート調査では、高いニーズがうかがえますが、令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に利用者は減少し、その後、ゆるやかな回復傾向にはあります。コロナ禍以降の感染防止の徹底及び少子化の影響により、大幅な増加は想定しにくいことから、令和6年度実績に応じた利用を見込み、確保策を整えます。

(6) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

事業の内容

子育てを助けて欲しい人(依頼会員)の要望に応じて子育てのお手伝いができる人(提供会員)を紹介し相互の信頼と了解の上で、一時的にこどもを預かる会員組織です。センターにはアドバイザーがいて依頼会員からの育児の依頼に対し提供会員を紹介します。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		1,145	1,127	1,107	1,089	1,070
② 確保方策		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
会員数(人)	提供会員	75	75	75	75	75
	両方会員	5	5	5	5	5
過不足(②-①)		充足				

提供体制の考え方

アンケート調査では、小学生の児童が放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはほとんどみられなかったことから、令和6年度実績に少子化を考慮した利用を見込み、令和7年度以降は、年間延べ 1,100 人程度で推移するものと設定します。また、その量に応じて全て対応できるようにすることを目指します。そのためには、事業を支える提供会員の確保に取り組んでいく必要があります。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に家庭訪問を行い、異常の早期発見、様々な不安の相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行い必要なサービスにつなげます。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

訪問対象者数		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(対象者数)		620	600	580	560	540
② 確保方策(訪問件数)		全ての家庭				
過不足(②-①)		充足				

提供体制の考え方

令和7年度の対象者数は、実績値と推計人口を考慮し算定しました。なお、全ての家庭への訪問体制は整っており、保健師または助産師が、子育ての孤立を防ぎ安心して子育てができるよう対象家庭に訪問します。長期入院や長期里帰り対象月齢を超過した場合においても、自宅に戻った後、家庭訪問をするなど全数訪問を目指します。

(8) 地域子育て支援拠点事業

事業の内容

子育て支援センターは、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に利用できる地域に開かれた場です。子育てに対する不安や負担の軽減を図ることを目的とした事業を実施しています。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		56,760	56,760	56,760	56,760	56,760
② 確保方策	延べ利用者数	67,000	65,000	65,000	65,000	65,000
	実施か所数	7か所	6か所	6か所	6か所	6か所
過不足(②-①)		充足				

提供体制の考え方

子育て支援センターの利用は0～2歳が中心で、今後、出生数の減少が予想される中でも、潜在的なニーズやPRの強化等により、利用率の増加を見込み、令和7年度の見込み量(延べ利用者数)は、56,760人／年と想定します。

令和5年度に伊勢市駅前に新たにセンターを開設したことにより、現在の7か所の子育て支援センターで見込み量に対応できているため、地域の身近な場所で交流や育児相談ができる拠点として、さらなる取り組みの充実を図るとともに、全体の需要に応じて施設数の見直しを進めます。

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の内容

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図ります。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

利用者数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,671	1,704	1,743	1,756	1,749
1年生	531	501	517	502	494
2年生	427	493	464	479	464
3年生	364	347	403	382	395
4年生	214	221	215	252	242
5年生	90	90	91	86	100
6年生	45	52	53	56	54
② 確保量	1,687	1,722	1,757	1,757	1,757
実施か所数	35 か所	36 か所	37 か所	37 か所	37 か所
過不足(②－①)	充足				

提供体制の考え方

児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブの利用者は年々増加傾向です。令和6年度は1,644人の利用登録があり、今後もニーズが高くなると想定されます。充足率100%を目指し、ニーズが高い地域は放課後児童クラブの定員増若しくは増設を図っていきます。

(10) 養育支援訪問事業

事業の内容

養育支援が必要な家庭に対して、保健師や看護師等が家庭訪問を実施し、養育に関する指導・助言を行います。

量の見込みと確保方策

(単位：世帯)

訪問世帯数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(対象家庭数)	50	50	50	50	50
② 確保方策(訪問家庭数)	対象となる 全ての家庭				
過不足(②-①)	充足				

提供体制の考え方

対象家庭への支援体制は整っており、現行の体制を維持し、支援を引き続き実施します。

(11) 利用者支援事業

事業の内容

子育て支援に関する制度、施設、サービス等をスムーズに利用できるよう利用者支援専門員がサポートします。

量の見込みと確保方策

(単位：か所)

児童数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② 確保方策					
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足(②-①)					
基本型	充足				
こども家庭センター型					

提供体制の考え方

利用者支援の強化のため、駅前子育て支援センターと中央保健センター内ママ☆ほっとテラスにおいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。また、各子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員による定期的な巡回相談を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の内容

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園へ保護者が支払う給食費の副食費相当額の費用を助成します。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

支給児童数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	8	8	8	7	7
② 確保方策	対象者 全て	→			
過不足(②-①)	充足	→			

提供体制の考え方

児童数の減少に伴い、対象者も緩やかな減少傾向で推移すると想定されますが、対象世帯への支給率100%の体制を維持します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業の内容

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を早期に発見できる体制づくりに努めるとともに、支援の必要な家庭に対し、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

量の見込みと確保方策

(単位：人日)

延べ利用者数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	326	314	305	295	285
② 確保方策	336	336	336	336	336
過不足(②-①)	充足				

提供体制の考え方

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等に対し、支援者が保護者の気持ちに寄り添い中長期的な支援を実施することで養育環境を整えます。支援者に対して高い質が求められ維持することが必要であり、伊勢市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）調整機関をはじめとした関係機関と事業実施者とで密な連携を図り、提供体制を整えていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業の内容

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、包括的な支援を提供することで虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

量の見込みと確保方策

(単位：人)

利用者数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	7	7	7	6	6
② 確保方策	7	7	7	6	6
過不足(②-①)	充足				

提供体制の考え方

養育環境に課題を抱える家庭の児童等に対し生活に関する包括的な支援を提供し、学齢期の養育環境の影響による将来的な福祉課題の発生を防ぐことで、こどもたちが健やかに成長できる環境を整備するため、学校から自宅への送迎を含めた放課後の居場所となる拠点を開設し体制を整備していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

親子の再統合には、丁寧で隙間のない支援が求められ、支援を行う職員の人材の育成と継続的な支援を行える体制を構築していく必要があります。そのため、子育て支援に携わる職員が、保護者支援プログラムを用いて親子再統合支援を進めていくため、子育てについてのアドバイスができるよう人材育成を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業の内容

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、母子健康手帳交付や新生児訪問などの母子保健施策と連携を図りながら、全ての妊婦・配偶者・子育て家庭が安心して出産・子育てができる切れ目のない支援体制を実施します。

量の見込みと確保方策

(単位：回)

利用者数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,630	1,580	1,550	1,530	1,500
② 確保方策	対象となるすべての家庭	→			
過不足(②-①)	充足	→			

提供体制の考え方

安心して出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援として妊娠・出産・子育て期に面談を行う伴走型の相談支援体制が整っており、現行を維持し支援を引き続き実施します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の内容

すべてのこどもの育ちを応援し、すべての子育て世代に対して、多様な働き方や、ライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度（こども誰でも通園制度）が開始されることから、地域のニーズを把握した受け入れ体制を確保できるよう、公私立施設との調整を行います。（令和8年度から正式実施）

量の見込みと確保方策

（単位：人日）

延べ利用者数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	12	12	12	12	12
② 確保方策	15	15	15	15	15
過不足（②－①）	充足				

提供体制の考え方

対象者が重複する一時保育（0～2歳）の利用者数から推計した見込み量を基に、地域のニーズを把握し、市内5園（各定員3人）程度の実施園を確保し、必要な支援を実施します。

(19) 産後ケア事業

事業の内容

退院直後の母子に対して産後も安心して子育てができるよう短期入所型、通所型、居宅訪問型で心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。

量の見込みと確保方策

（単位：人日）

利用者数	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	130	215	310	375	460
② 確保方策	対象となるすべての家庭				
過不足（②－①）	充足				

提供体制の考え方

産後ケア施設での休養の機会を提供すると共に心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう引き続き支援を実施します。

2－4 教育・保育の一定的提供及び体制の確保

【認定こども園の普及に対する基本的な考え方】

幼保連携型施設（認定こども園）については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や市民のニーズ、既存施設の状況等を踏まえて検討する必要があるとともに、地域の理解を十分に得る必要があります。これらを踏まえながら、幼稚園・保育所から認定こども園への移行に必要な支援を行い、それぞれの地域の実情に応じた段階的な整備に努めます。

【利用調整等による確保】

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、3号認定（1・2歳）については、適切に量を見込み、必要に応じて、確保の内容について検討します。

2－5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、より実態に応じた給付方法について検討を行います。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、三重県との連携を進めます。

3 放課後児童対策パッケージに基づく取組について

3-1 放課後児童対策パッケージの趣旨と目的

主に共働き家庭等において、保育所等を利用していた児童が小学校に入学すると、平日の放課後や、夏休み等長期休暇中にどこへ子どもを預けるかといった問題、いわゆる「小1の壁」に直面します。この「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～令和5年度）に基づく取組を推進してきました。プラン終了後もその理念や掲げた目標等を踏まえつつ、喫緊の課題を解決するために取り組むべき対策としてとりまとめられたのが「放課後児童対策パッケージ」です。

① 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童対策における喫緊の課題は、放課後児童クラブの待機児童の解消です。これを解決するために必要なことは、「放課後児童クラブを開設する場の確保」、「放課後児童クラブを運営する人材の確保」及び「適切な利用調整（マッチング）」と考えられます。

場の確保のためには、学校施設内外問わず活用できる場を求めていくこと、人材の確保については、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善等に取り組むこと、適切な利用調整（マッチング）の面では、正確な待機児童の発生状況や放課後児童クラブの空き状況を適時に把握し、調整を行うことが求められます。また、地域の実情等に応じて、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎を行うことにより、空き定員を有効活用し、放課後に子どもが過ごす場を確保することも有効であると考えられます。

② 全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策において、すべての子どもにとって安全・安心な居場所を確保していくことが求められています。この実現のためには、従事する職員やコーディネートする人材の確保が重要です。また、これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進し、あわせて、質の向上に資する取組を多角的に行っていく必要があります。

（1）放課後児童クラブにおける目標事業量

児童数は減少傾向にありますが今後も利用者数は増える見込みであり、ニーズが高い地域では放課後児童クラブの定員増、もしくは増設を図っていきます。

区 分	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（在籍児童数：人）	1,671	1,704	1,743	1,756	1,749
②確保量（定員：人）	1,687	1,722	1,757	1,757	1,757
実施箇所数	35 か所	36 か所	37 か所	37 か所	37 か所
過不足（②－①）	充足				

（２）放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室については、全小学校区を対象に実施されており、100 日の実施が維持できるように努めます。

区 分	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施日数（日）	100	100	100	100	100

（３）連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における目標事業量

連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、90 日以上の実施が維持できるように努めます。

区 分	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施日数（日）	90 以上	90 以上	90 以上	90 以上	90 以上

（４）校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における目標事業量

校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和 11 年度までに5 か所の実施をめざします。

区 分	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施箇所数（箇所）	2	2	3	3	5

（５）連携型、校内交流型の推進に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する方策については、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が情報を交換し、連携してプログラムの内容・実施日等を検討します。

（６）小学校施設の活用

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策については、教育委員会と福祉部局の担当者が必要に応じて各小学校を訪問し、学校施設の活用に取り組みます。

（７）教育委員会と福祉部局の連携

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策は、放課後活動実施にあたっての責任体制を文書化する等明確化して連携して

きます。

（８）特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施にあたっては、障がいのある児童など、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる環境の配慮に留意します。

（９）放課後児童クラブの質をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っています。こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることができるよう、放課後児童支援員と話し合う機会を持つとともに、放課後児童支援員が受ける研修の機会を増やして保育の質を向上させ、各放課後児童クラブがより地域のこどもたちに合った遊びや生活の提供を行うための育成支援の強化に努めます。

第 6 章

伊勢市の就学前のこどもの 教育・保育に関する施設整備計画

第6章 伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画

1 市内教育・保育施設の現状と前計画期間における公私立施設の状況について

現在、伊勢市には、公立・私立合わせて、幼稚園が7施設、保育所が25施設、認定こども園が9施設、小規模保育事業所が4施設、合計で45施設があります。公立幼稚園は2施設、また公立保育所は6施設が建築から40年以上経過しており、これらの施設については老朽化が進んでいることから、今後、大規模修繕や改築が必要となります。

平成26年12月に策定した前計画では、整備後の公立施設数を「幼稚園2、保育所8、認定こども園1」としてきました。また、「現存の公立施設のうち子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を存続させることとし、各地域における拠点として整備し、他の施設は、統合や民間への移管等により公立施設のスリム化を図る」としています。

計画策定後、私立施設の認定こども園への移行、私立小規模保育事業所の新設や公立施設の民間移管や統合による建て替えに取り組んできました。しかし、現状の施設の設置状況や将来的に就学前児童数がさらに減少することにより、就学前の教育・保育の需要の更なる減少が見込まれることから、民間施設の運営状況や体制を考慮しつつ、市全体で適切な定員設定となるような対応を図る必要があります。

前計画期間（平成27年度～令和6年度）における公私立施設の状況（開設、移管、廃止等）については以下のとおりとなります。

前施設整備計画（平成27年度から令和6年度）の進捗結果

	前計画当初 H26. 12時点		改定時 R3. 6時点		期間後 R7. 3時点	整備後
保 育 所	明倫保育所	⇒	存続	⇒	存続	明倫保育所
	浜郷保育所	⇒	存続	⇒	存続	浜郷保育所
	大世古保育所	⇒	民間 移管	⇒	民間 移管	H30民間移管 (私立：いせの杜保育園)
	保育所きらら館	⇒	存続	⇒	存続	保育所きらら館
	二見浦保育園	⇒	統合 整備	⇒	統合 整備	R5. 4. 1 統合整備 ふたみ保育園
	五峰保育園	⇒		⇒		
	高城保育園	⇒		⇒		
	保育所あけぼの園	⇒	民間 移管	⇒	民間 移管	R2民間移管 (私立：えがおあけぼの保育園)
	保育所しらとり園	⇒	存続	⇒	存続	保育所しらとり園
	保育所ゆりかご園	⇒	存続	⇒	存続	保育所ゆりかご園
	御園第一保育園	⇒	存続	⇒	存続	御園第一保育園
	御園第二保育園	⇒	存続	⇒	存続	御園第二保育園
	しごうこども園（保）	⇒	存続	⇒	存続	しごうこども園
幼 稚 園	しごうこども園（幼）	⇒	存続	⇒	存続	しごうこども園
	小俣幼稚園	⇒	存続	⇒	存続	小俣幼稚園
	明野幼稚園	⇒	存続	⇒	存続	明野幼稚園
	神社幼稚園	⇒	休園	⇒	廃止	R4. 3. 31廃止
	城田幼稚園	⇒	休園	⇒	廃止	
	豊浜西幼稚園 豊浜東幼稚園 北浜幼稚園 沼木幼稚園 早修幼稚園（休園）	⇒	休園	⇒	廃止	
保育所	13		10		保育所	8
幼稚園	10		10		認定 こども園	1
					幼稚園	2

【多様な保育サービスの提供（子育て支援センター開設等）】

年度	内容
平成 31 年度 (令和元年度)	・ 御園子育て支援センター：開設
令和 5 年度	・ ふたみ保育園：B型延長保育の開始 ・ 駅前子育て支援センター、駅前一時保育室：開設

【私立保育所・幼稚園（認定こども園への移行）】

年度	内容
平成 29 年度	・ ゆたかこども園：認定こども園へ移行 ・ マリアこども園：認定こども園へ移行
平成 30 年度	・ 有絹こども園：認定こども園へ移行
平成 31 年度 (令和元年度)	・ めいりんこども園：認定こども園へ移行 ・ 中島こども園：認定こども園へ移行

【小規模保育事業所（A型）】

年度	内容
平成 30 年度	・ にこにこ保育園：開設
令和 3 年度	・ まるこ保育園：開設 ・ にこにこ保育園第2：開設
令和 4 年度	・ キッズラボ保育園みその：開設

2 就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針

2-1 すべての就学前のこどもに対応する教育・保育について

(1) 就学前のこどもの教育・保育の質の充実

就学前の教育・保育の質の充実に向け、それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等が地域における就学前のこどもの育ちを支える中心的な役割を担い、地域の特色を生かした教育・保育の質をより一層充実させるとともに、小学校へのスムーズな就学に向けて、職員同士の交流や学校教育と就学前教育の相互理解、情報共有を進め、保幼小の連携を強化します。

(2) 就学前のこどもの教育・保育に関する施設の類型について

就学前のこどもの教育・保育を行う施設としては、保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は、保護者にとって利用しやすい施設であると考えられます。既設の認定こども園における状況を十分検証しながら、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて公・私立施設の認定こども園化も検討します。

小規模保育事業等の地域型保育事業の設置については、保育所や認定こども園を補完する役割として、今後の保育需要に応じてその都度、整備の必要性を検討します。

(3) 特別支援教育・保育の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもたちが、伊勢市の就学前の教育・保育施設において、その教育的ニーズ・保育的ニーズに応じた支援を受けることができるよう体制を強化します。

公立・私立施設の保育士及び幼稚園教諭の更なる資質向上を目的とした研修会・講演会を開催し、こども理解・障がい者理解を進め、支援に結びつけていきます。また、障がいのあるこどもたちに適切な支援が行えるように、市内の各教育・保育施設に対して専門家による指導・助言を受ける機会を設けるとともに、介助員や生活支援員等の人的配置等充実を図ります。合わせて、こどもの育ちや将来的な見通しについて保護者とともに考えていくための「個別の教育支援計画」や「パーソナルファイル」などの作成および利活用を推進していきます。

就学前の教育・保育施設での特別支援教育・保育を推進し充実を図るために、関係機関との連携や支援に向けたアドバイスができるような相談体制を強化します。

2-2 子育て支援の充実と家庭・地域との連携について

(1) 子育て支援の充実

現在、市内には7箇所の子育て支援センターを開設し、子育て中の親の孤独感や不安感の軽減と、家庭や地域の子育て機能の向上を図るため、子育て家庭の交流の場の提供や子育てに関する講座の開催、子育てに関する情報提供を実施しています。

令和5年5月に開設した駅前子育て支援センターについて、市における子育て支援施設の中心的施設として位置づけ、各地域の状況に応じた子育て支援事業の充実を図るとともに、利用者支援専門員による巡回相談を実施し、子育て家庭の個々のニーズの把握、相談内容に応じた子育て支援情報の提供や関係機関との連携強化を推進していきます。

また、こどもまんなか実行計画において、妊産婦、子育て世帯やこどもが気軽に相談でき、必要な支援につながることでできる子育て世代の身近な相談機関として「地域子育て相談機関（※1）」の整備が求められており、地理的・社会的条件、子育て施設の整備状況等総合的に勘案し、地域の実情に応じて、その役割を担う施設を検討します。

(2) 家庭・地域との連携

「こどもの想いが実現する 笑顔あふれるまち 伊勢」を進めるためには、地域社会全体で、こどもの成長を見守り、子育てを助け合える気運を醸成しなければなりません。そのために、就学前のこどもの教育・保育施設では、地域の人材を活用したり、こどもの体験活動の場を地域に求めるなど、地域社会と協同した就学前のこどもの教育・保育を展開していきます。

2-3 公立施設のあり方について

(1) 保・幼・小・中の連携を含む実践研究等の中核的な役割

公立施設においては、保幼小の連携等、実践的な研究をすることで、教育・保育の課題を明確にし、架け橋期（※2）のカリキュラムについて検討するなど、幼児教育の中核的な役割を担います。

(2) 特別支援教育・保育の中心的役割

公立施設においては、特別支援教育・保育に積極的に取り組み、支援が必要な幼児への適切な支援や、こどもの発育に不安や悩みを抱く保護者へのアドバイス等を行います。また、関係機関が開催する研修会等への積極的な参加に努め、特別支援教育・保育に関する職員の資質向上・意識向上を目指します。知識や経験を持ったアドバイザー等の人材の育成や配置を進めていき、特別支援教育・保育体制の充実を図ります。

（３）多様な保育ニーズへの対応

各施設において、園庭開放や子育て相談等の子育て支援に努め、未就園児も利用しやすい地域に根付いた施設を目指すとともに、こども未来戦略で示された「こども誰でも通園制度」について、令和８年度より本格的な実施を控えており、利用者のニーズを把握するとともに、先行して実施しているモデル事業の利用状況や他自治体の動向を確認しながら実施に向けて検討します。

また、各地域の実情に応じて、延長・休日保育や一時保育などの多様なニーズへ対応できる拠点的な施設が必要であり、私立施設との調整のもとで、公立施設はそれを積極的に担います。

（４）公立施設の整備・整理方針

少子化に伴い児童数が減少しており、今後もさらに減少することが見込まれています。公立施設の整理統合にあたっては、待機児童を出さないための受け皿としての役割を持ちながらも、児童数や地域分布、保育ニーズ、施設の態様、民間施設を含めた既存施設の配置や運営状況等を勘案した上で、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市全体の適正配置を図ることとします。

また、特別な支援や医療的ケアを必要としている児童の教育・保育施設の利用にあたって、保護者のニーズを的確に把握し、個々の児童の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全な保育を提供できるようセーフティネットとして保育体制や環境を整備します。

既存の公立施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として、耐用年数を勘案しながら整備し、他の施設については統廃合も視野に入れ、整理します。

なお、就学前の教育・保育の環境として、集団の規模が小さくなると職員とこどものつながりが深くなる半面、集団としての力や社会性を身に付けることに困難が生じます。教育の質や効果を確保するという観点から、集団の最低人数（１５人）を下回った幼稚園については整理していきます。

【用語説明】

※１ 地域子育て相談機関

すべての子育て世代やこどもが身近に相談することができる相談機関のこと。子育てに関する相談に応じ、必要な助言や支援に繋ぐ役割を持つ。設置場所としては保育園、認定こども園、地域子育て支援センター等が想定され、概ね中学校区に１か所を設置の目安としている。

※２ 架け橋期

「幼保小の架け橋プログラム」において、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であると考えられている、義務教育開始前後の５歳児から小学校１年生の２年間のこと。

3 就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画

3-1 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として取り組みます。

ただし、計画期間中であっても、子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画との整合を図るために、必要に応じて計画の見直しを検討するものとします。

3-2 公立施設の整備計画

2-3に示す公立施設のあり方を踏まえ、子育て支援センターの併設や多様な保育ニーズに対応できる施設を存続させることとし、今後の児童数の推移や保育ニーズ、耐用年限を考慮して統廃合により、各地域における拠点として整備することで市全体の適正配置を図ります。

なお、この計画に沿って整理統合をするにあたっては、就学前の教育・保育の質を低下させないこと、待機児童が生じることのないことを前提とし、津波や浸水、洪水被害が見込まれる地域については防災面も考慮して設置場所や建物の構造等を検討し、整備していくこととします。

(1) 明倫保育所

市中心部に位置し、過去5年の入所児童数は60人前後を推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移すると見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和25年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統廃合を検討していきます。

なお、併設している子育て支援センターについては、近隣に開設した駅前子育て支援センターとの役割を整理し利用状況を踏まえたうえで、子育て世帯を支援する機能の実施について検討します。

(2) 浜郷保育所

過去5年の入所児童数はピークを過ぎたものの、その後は75人前後で推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移するものと見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和23年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統廃合を検討していきます。なお、現在の施設は、送迎車両の通行に関する課題のほか、利用者も幅広い地域から児童が利用しており、統廃合にあたっては、立地を考慮する必要があります。

（３）保育所きらら館

平成 19 年度に、3 保育所を統合し新築した施設であり、送迎利便性のよい立地であることから保育需要の非常に高い施設です。また、子育て支援センターを併設するとともに、延長保育、休日保育、一時保育を実施する多機能保育所であり、今後も本市における子育て支援のモデル的役割を果たす公立施設として存続させていきます。

（４）保育所しらとり園

待機児童対策として令和元年度に定員変更を行い、乳児保育に対応する施設としました。周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から保育需要が高い施設であり、入所児童数は高い状況で推移していることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

令和 19 年に建物の耐用年限を迎えますが、保育室の配置や数に課題があることから、耐用年限の前後における他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ、施設の方向性について検討していきます。

（５）保育所ゆりかご園

周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から保育需要が高い施設であり、入所児童数は多い状況で推移しています。近接する小俣保健センター内で子育て支援センターと一時保育を実施する多機能施設であり、多様な保育ニーズに対応した小俣地区における子育て支援の拠点的作用を担う公立施設として存続させていきます。

建築から 50 年近くを経過しており、令和 17 年には建物の耐用年限を迎えることから、その時期を勘案しながら他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。

（６）御園第一保育園

送迎利便性がよく、保育需要が高い施設であり、入所児童数は多い状況で推移しています。近接する御園総合支所内で子育て支援センターと一時保育を実施する多機能施設であり、御園地区における子育て支援の拠点的作用を担う公立施設として存続させていきます。

令和 2 年度に大規模修繕を実施していますが、建築から 50 年が経過し、令和 14 年には建物の耐用年限を迎えることから、延長・休日保育を実施することによる多機能化を検討し、耐用年限の前後に御園第二保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。

（７）御園第二保育園

施設規模に対して入所児童数が少ない状況ですが、過去 5 年の入所児童数は 70 人前後を推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移すると見込まれます。周辺地域の避難施設として指定を受けていることから本計画期間内は、公立施設として存続させていきます。

建築から 50 年を経過しており令和 15 年には建物の耐用年限を迎えることから、耐用年限の前後に御園第一保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。

（８）ふたみ保育園

令和５年度に、津波浸水の危険性が高い地域である二見地区の３保育所を統合し、高台へ新築した施設です。小中学校と隣接し、送迎利便性もよく、二見地区で唯一の保育施設であることから保育需要の高い施設です。子育て支援センターを併設するとともに、延長保育を実施する多機能保育所であり、二見地区における子育て支援の拠点的作用を担う公立施設として存続させていきます。

（９）しごうこども園

平成２３年度にあさま保育所と四郷幼稚園を統合し新築した幼保連携型認定こども園であり、一時保育の実施、子育て支援センターの併設により地域の子育て支援の拠点的作用を担っています。また、当市における認定こども園の先進的取り組みの実践施設として機能しているため、今後も、保幼小の連携等の実践研究を担う公立施設として存続させていきます。

（１０）小俣幼稚園

園児数はピークを過ぎたものの、その後は７５人前後で推移しており、周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から今後も同程度の園児数で推移するものと見込まれます。小俣地区における多様なニーズに対応した幼児教育の中心的な役割を担っていることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和２１年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。

（１１）明野幼稚園

園児数は減少傾向ではありますが、周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から今後も現在と同程度の園児数で推移するものと見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建築から５０年を経過しており、令和１３年には建物の耐用年限を迎えることから、今後の園児数の推移を考慮した上で、他施設との統合も含め、存続について検討していきます。

（１２）駅前子育て支援センター・駅前一時保育室

令和５年度に、妊娠・出産から子育てまで総合的に支援する健康福祉ステーションに設置した施設です。子育て支援センターと一時保育室を併設し、親子がともに遊べる交流ひろばを備え、子育て期の様々な相談支援や情報発信、健康福祉ステーション内の他部署と連携するなど、子育てに関する拠点として機能しているため、今後も、市内の子育て支援センターの中心的な役割を備えた公立施設として存続させていきます。

【公立施設整備計画表（令和7年度から令和11年度）】

		現状		計画期間中の 施設の状況	計画期間以降の 将来的な方向性
保育所	(1)	明倫保育所	⇒	存続 併設施設の 機能転換の検討	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統廃合を検討していきます。
	(2)	浜郷保育所	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統廃合を検討していきます。
	(3)	保育所きらら館	⇒	存続	市における子育て支援のモデル的役割を担う多機能保育所として存続させていきます。
	(4)	保育所しらとり園	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合による認定こども園化を含め、施設の方向性を検討していきます。
	(5)	保育所ゆりかご園	⇒	存続	多様な保育ニーズに対応した、小俣地区における拠点施設として、他の施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。
	(6)	御園第一保育園	⇒	存続 建替時期及び 機能追加の検討	延長・休日保育等の多機能化を検討し、御園地区における拠点施設として、御園第二保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(7)	御園第二保育園	⇒	存続 建替時期及び 機能追加の検討	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、御園第一保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(8)	ふたみ保育園	⇒	存続	二見地区における子育て支援の拠点的作用を担う多機能施設として存続させていきます。
認定 こども園	(9)	しごうこども園	⇒	存続	地域の子育て支援の拠点的作用、保幼小の連携等の実践研究を担う多機能施設として存続させていきます。
幼稚園	(10)	小俣幼稚園	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ、検討していきます。
	(11)	明野幼稚園	⇒	存続	耐用年限及び今後の園児数を考慮し、他の施設との統合も含め、存続について検討していきます。

○計画期間後の施設数

保育所	8	⇒	保育所	8
認定こども園	1		認定こども園	1
幼稚園	2		幼稚園	2

4 関係資料

4-1 各施設の入所（園）状況

【幼稚園】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R 6）
				H26	H31	R 6	
小俣幼稚園	公立	200	小俣町本町	153	127	77	38.50%
明野幼稚園	公立	70	小俣町明野	61	54	25	35.71%
常盤幼稚園	私立	25	岩淵1丁目	28	22	30	120.00%
まるこ幼稚園	私立	60	一之木1丁目	53	51	58	96.66%
双康幼稚園	私立	90	黒瀬町	103	93	68	75.55%
神宮高倉山幼稚園	私立	180	八日市場町	53	42	19	10.55%
神宮五十鈴川幼稚園	私立	200	宇治中之切町	36	25	27	13.50%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

【保育所】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R 6）
				H26	H31	R 6	
明倫保育所	公立	90	吹上2丁目	78	60	57	63.33%
浜郷保育所	公立	120	黒瀬町	94	112	75	62.50%
保育所さらら館	公立	75	常磐2丁目	75	76	72	96.00%
保育所しらとり園	公立	80	小俣町湯田	58	72	79	98.75%
保育所ゆりかご園	公立	150	小俣町本町	151	131	123	82.00%
御園第一保育園	公立	180	御園町長屋	171	147	134	74.44%
御園第二保育園	公立	150	御園町高向	81	65	77	51.33%
ふたみ保育園	公立	180	二見町光の街	—	—	171	95.00%
大湊保育園	私立	50	大湊町	49	50	34	68.00%
一色保育園	私立	70	一色町	127	90	49	70.00%
村松保育園	私立	45	村松町	51	37	29	64.44%
船江保育園	私立	90	船江3丁目	85	93	82	91.11%
たけのこ保育園	私立	120	常磐町	102	118	123	102.50%
東大淀保育園	私立	60	東大淀町	52	49	38	63.33%
豊浜西保育所	私立	90	磯町	140	116	86	95.55%
みどり保育園	私立	30	矢持町	32	32	21	70.00%
有滝保育園	私立	30	有滝町	35	22	22	73.33%
中須保育園	私立	100	中須町	108	103	97	97.00%

佐八保育園	私立	50	佐八町	64	57	42	84.00%
みややま保育園	私立	90	旭町	99	87	85	94.44%
なかよし保育所	私立	45	勢田町	47	47	40	88.88%
えがお保育園	私立	60	小俣町元町	69	66	68	113.33%
あけの保育園	私立	90	小俣町新村	108	100	91	101.11%
いせの杜保育園	私立	70	大世古4丁目	—	77	54	77.14%
えがおあけぼの保育園	私立	125	小俣町明野	—	—	125	100.00%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

【認定こども園】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R6）
				H26	H31	R6	
しごうこども園	公立	30	一字田町	8	18	11	36.66%
		95		95	88	82	86.31%
修道こども園	私立	40	楠部町	49	40	33	82.50%
		120		102	131	112	93.33%
暁の星こども園	私立	75	小俣町本町	145	48	26	34.66%
		175		50	168	153	87.42%
和順こども園	私立	60	小俣町元町	43	62	40	66.66%
		60		66	46	55	91.66%
マリアこども園	私立	15	岡本1丁目	—	1	4	26.66%
		105		121	93	89	84.76%
ゆたかこども園	私立	90	御園町王中島	261	117	64	71.11%
		160		—	152	157	98.12%
有緝こども園	私立	45	船江2丁目	124	42	41	91.11%
		96		—	90	98	102.08%
めいりんこども園	私立	35	岡本1丁目	75	61	39	111.42%
		90		—	44	83	92.22%
中島こども園	私立	30	中島2丁目	47	45	30	100.00%
		73		—	57	73	100.00%

※各施設の上段は、1号認定、下段は、2・3号認定を示しています。

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

【小規模保育事業所（A型）】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R 6）
				H26	H31	R 6	
にこにこ保育園	私立	12	小俣町元町	—	22	14	116.66%
まるこ保育園	私立	6	一之木1丁目	—	—	6	100.00%
にこにこ保育園第2	私立	12	小俣町元町	—	—	13	108.33%
キッズラボ保育園みその	私立	19	御園町長屋	—	—	16	84.21%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

4 - 2 公立施設の建築年等

【公立幼稚園、保育所、認定こども園】

施設名	所在地	建築年	構造	耐用年限
小俣幼稚園	小俣町本町	昭和 54 年	鉄筋コンクリート造	令和 21 年
明野幼稚園	小俣町明野	昭和 46 年	鉄筋コンクリート造	令和 13 年
明倫保育所	吹上 2 丁目	昭和 58 年	鉄筋コンクリート造	令和 25 年
浜郷保育所	黒瀬町	昭和 56 年	鉄筋コンクリート造	令和 23 年
保育所さらら館	常磐 2 丁目	平成 19 年	鉄骨造	令和 49 年
保育所しらとり園	小俣町湯田	昭和 52 年	鉄筋コンクリート造	令和 19 年
保育所ゆりかご園	小俣町本町	昭和 50 年	鉄筋コンクリート造	令和 17 年
御園第一保育園	御園町長屋	昭和 47 年	鉄筋コンクリート造	令和 14 年
御園第二保育園	御園町高向	昭和 48 年	鉄筋コンクリート造	令和 15 年
ふたみ保育園	二見町光の街	令和 4 年	鉄骨造	令和 64 年
しごうこども園	一宇田町	平成 23 年	鉄骨造	令和 53 年

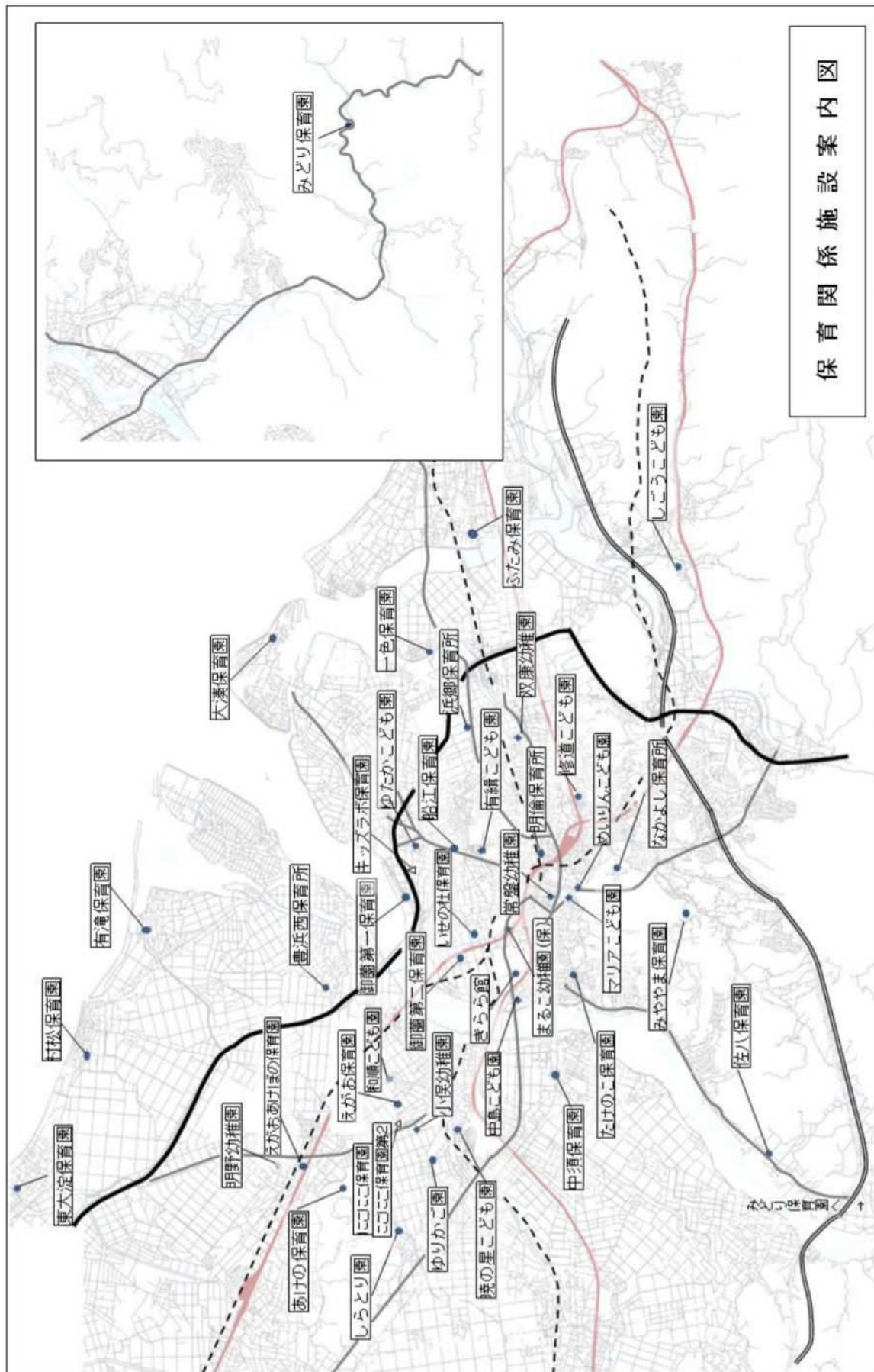
※耐用年限は、伊勢市公共施設等総合管理計画において目標耐用年数とする建築年から 60 年後としています。

4 - 3 就学前児童数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0 歳	793	748	703	676	589
1 歳	873	808	788	722	680
2 歳	818	884	794	795	723
3 歳	882	816	895	806	795
4 歳	933	869	822	890	814
5 歳	977	928	866	819	887
合計	5,276	5,053	4,868	4,708	4,488

※各年度 4 月末日時点、住民基本台帳人口より。

4-4 伊勢市管内保育関係施設案内図



第 7 章

計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所等のこども施策事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

◆関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、本市の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

2 進捗状況の管理

本計画の策定に向けて、保護者、保健医療や教育の関係者、こども施策事業者や学識経験者等により構成される「伊勢市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。当会議は、こども施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられているため、計画策定後も当会議において、年度計画の各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、進行管理を行っていきます。

点検・評価等の結果は本市ホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

資料編

1 こども・子育て支援に関するニーズ調査の概要、結果（抜粋）

2 こども・若者に関するアンケート調査の概要、結果（抜粋）

3 子ども・子育て会議委員名簿、開催状況、設置条例

3-1 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿

3－2 会議開催状況

3-3 伊勢市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 10 日
伊勢市条例第 17 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、伊勢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令 5 条例 26・令 6 条例 33・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項を調査審議すること。

(令 6 条例 33・全改)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 保健医療の関係者
- (5) 教育の関係者
- (6) こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策(次号において「こども施策」という。)に関する事業に従事する者
- (7) こども施策に関し学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(令 6 条例 33・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(令 2 条例 2・旧第 8 条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年3月31日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月7日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年7月5日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市こども計画

発行：令和 年 月

編集：伊勢市健康福祉部 子育て応援課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL：0596-21-5561

FAX：0596-21-5555

E-mail：kosodate@city.ise.mie.jp

伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する 施設整備計画について

平成 26 年 12 月に策定した「伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針・施設整備計画」について、令和 6 年度末をもって計画期間が終了することに伴い、次期整備方針・施設整備計画を策定する。

1. 施設整備計画（案）の概要

計画期間を令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、整備方針の 3「公立施設のあり方について」を踏まえ、子育て支援センターの併設や延長保育等の多機能化に対応できる施設を存続させることとし、児童数の推移や保育ニーズ、耐用年限等を考慮した上で、統廃合により各地域における拠点として整備することで市全体の適正配置を図る。

○公立施設の整理統合にあたって考慮する点

- ・就学前の教育・保育の質を低下させないこと
- ・待機児童が生じることのないこと
- ・津波や浸水、洪水被害が見込まれる地域については防災面も考慮して場所や建物の構造等を検討する

2. 今後の予定

令和 6 年 12 月 パブリックコメントの実施

令和 7 年 1 月 伊勢市子ども・子育て会議にて協議

2 月 教育民生委員会へ計画（最終案）を報告

3 月 策定・公表

伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する
整備方針・施設整備計画（案）について

令和 年 月

伊勢市

伊勢市教育委員会

目次

- 1 就学前のこどもの教育・保育に関する現状と課題
- 2 就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針
- 3 就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画
- 4 関係資料

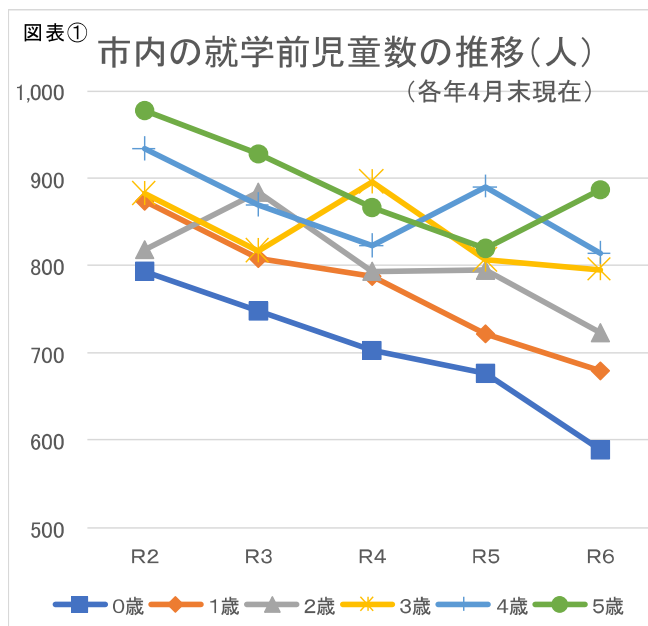
1 就学前のこどもの教育・保育に関する現状と課題

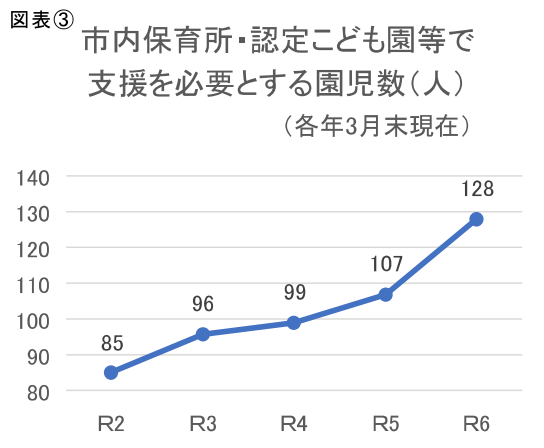
1-1 就学前児童数の状況とこどもの教育・保育に関する環境について

本市における就学前児童【0歳から5歳人口】は、令和2年の5,276人から令和6年の4,488人（いずれも4月末日現在）に減少しており、今後も少子化が進むと推測されています（図表①、図表②）。

日本における社会経済情勢が日々変化する中で、こどもを取り巻く環境においても、少子化や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などから家庭や地域での子育てが困難となり、幼稚園、保育所や認定こども園などの就学前のこどもの教育・保育施設の担う役割が重要となっています。また、共働き世帯の増加、価値観の多様化やワーク・ライフ・バランスの実現などを背景として大きく変容し、特に乳児期からの保育（図表②）、長時間の保育、一時的な預かりなどのニーズが高まっているほか、障がい等の理由により支援を必要とするこどもの数も増加しています（図表③）。

そのような中で、教育と保育の総合的な提供が求められており、提供にあたっては、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないよう、こどもの最善の利益を考慮しなければなりません。さらに、すべてのこどもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければなりません。そのためには、教育・保育の内容をより一層充実させ、こどもが就学前教育から小学校教育へとスムーズに移行できるような体制づくりを確立していくことが重要となっています。





1－2 市内教育・保育施設の現状と前計画期間における公私立施設の状況について

現在、伊勢市には、公立・私立合わせて、幼稚園が7施設、保育所が25施設、認定こども園が9施設、小規模保育事業所が4施設、合計で45施設があります。公立幼稚園は2施設、また公立保育所は6施設が建築から40年以上経過しており、これらの施設については老朽化が進んでいることから、今後、大規模修繕や改築が必要となります。

平成26年12月に策定した前計画では、整備後の公立施設数を「幼稚園2、保育所8、認定こども園1」としてきました。また、「現存の公立施設のうち子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を存続させることとし、各地域における拠点として整備し、他の施設は、統合や民間への移管等により公立施設のスリム化を図る」としています。

計画策定後、私立施設の認定こども園への移行、私立小規模保育事業所の新設や公立施設の民間移管や統合による建て替えに取り組んできました。しかし、現状の施設の設置状況や将来的に就学前児童数がさらに減少することにより、就学前の教育・保育の需要の更なる減少が見込まれることから、民間施設の運営状況や体制を考慮しつつ、市全体で適切な定員設定となるような対応を図る必要があります。

前計画期間（平成27年度～令和6年度）における公私立施設の状況（開設、移管、廃止等）については以下のとおりとなります。

前施設整備計画（平成27年度から令和6年度）の進捗結果

	前計画当初 H26. 12時点		改定時 R3. 6時点		期間後 R7. 3時点	整備後
保 育 所	明倫保育所	⇒	存続	⇒	存続	明倫保育所
	浜郷保育所	⇒	存続	⇒	存続	浜郷保育所
	大世古保育所	⇒	民間 移管	⇒	民間 移管	H30民間移管 (私立：いせの杜保育園)
	保育所きらら館	⇒	存続	⇒	存続	保育所きらら館
	二見浦保育園	⇒	統合 整備	⇒	統合 整備	R5. 4. 1 統合整備 ふたみ保育園
	五峰保育園	⇒		⇒		
	高城保育園	⇒		⇒		
	保育所あけぼの園	⇒	民間 移管	⇒	民間 移管	R2民間移管 (私立：えがおあけぼの保育園)
	保育所しらとり園	⇒	存続	⇒	存続	保育所しらとり園
	保育所ゆりかご園	⇒	存続	⇒	存続	保育所ゆりかご園
	御園第一保育園	⇒	存続	⇒	存続	御園第一保育園
	御園第二保育園	⇒	存続	⇒	存続	御園第二保育園
	しごうこども園（保）	⇒	存続	⇒	存続	しごうこども園
幼 稚 園	しごうこども園（幼）	⇒	存続	⇒	存続	しごうこども園
	小俣幼稚園	⇒	存続	⇒	存続	小俣幼稚園
	明野幼稚園	⇒	存続	⇒	存続	明野幼稚園
	神社幼稚園	⇒	休園	⇒	廃止	R4. 3. 31廃止
	城田幼稚園	⇒	休園	⇒	廃止	
	豊浜西幼稚園 豊浜東幼稚園 北浜幼稚園 沼木幼稚園 早修幼稚園（休園）	⇒	休園	⇒	廃止	
保育所	13		10		保育所	8
幼稚園	10		10		認定 こども園	1
					幼稚園	2

【多様な保育サービスの提供（子育て支援センター開設等）】

年度	内容
平成 31 年度 (令和元年度)	・ 御園子育て支援センター：開設
令和 5 年度	・ ふたみ保育園：B 型延長保育の開始 ・ 駅前子育て支援センター、駅前一時保育室：開設

【私立保育所・幼稚園（認定こども園への移行）】

年度	内容
平成 29 年度	・ ゆたかこども園：認定こども園へ移行 ・ マリアこども園：認定こども園へ移行
平成 30 年度	・ 有絹こども園：認定こども園へ移行
平成 31 年度 (令和元年度)	・ めいりんこども園：認定こども園へ移行 ・ 中島こども園：認定こども園へ移行

【小規模保育事業所（A 型）】

年度	内容
平成 30 年度	・ にこにこ保育園：開設
令和 3 年度	・ まるこ保育園：開設 ・ にこにこ保育園第 2：開設
令和 4 年度	・ キッズラボ保育園みその：開設

2 就学前のこどもの教育・保育に関する整備方針

2-1 すべての就学前のこどもに対応する教育・保育について

(1) 就学前のこどもの教育・保育の質の充実

就学前の教育・保育の質の充実に向け、それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等が地域における就学前のこどもの育ちを支える中心的な役割を担い、地域の特色を生かした教育・保育の質をより一層充実させるとともに、小学校へのスムーズな就学に向けて、職員同士の交流や学校教育と就学前教育の相互理解、情報共有を進め、保幼小の連携を強化します。

(2) 就学前のこどもの教育・保育に関する施設の類型について

就学前のこどもの教育・保育を行う施設としては、保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は、保護者にとって利用しやすい施設であると考えられます。既設の認定こども園における状況を十分検証しながら、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて公・私立施設の認定こども園化も検討します。

小規模保育事業等の地域型保育事業の設置については、保育所や認定こども園を補完する役割として、今後の保育需要に応じてその都度、整備の必要性を検討します。

(3) 特別支援教育・保育の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもたちが、伊勢市の就学前の教育・保育施設において、その教育的ニーズ・保育的ニーズに応じた支援を受けることができるよう体制を強化します。

公立・私立施設の保育士及び幼稚園教諭の更なる資質向上を目的とした研修会・講演会を開催し、こども理解・障がい者理解を進め、支援に結びつけていきます。また、障がいのあるこどもたちに適切な支援が行えるように、市内の各教育・保育施設に対して専門家による指導・助言を受ける機会を設けるとともに、介助員や生活支援員等の人的配置等充実を図ります。合わせて、こどもの育ちや将来的な見通しについて保護者とともに考えていくための「個別の教育支援計画」や「パーソナルファイル」などの作成および利活用を推進していきます。

就学前の教育・保育施設での特別支援教育・保育を推進し充実を図るために、関係機関との連携や支援に向けたアドバイスができるような相談体制を強化します。

2-2 子育て支援の充実と家庭・地域との連携について

(1) 子育て支援の充実

現在、市内には7箇所の子育て支援センターを開設し、子育て中の親の孤独感や不安感の軽減と、家庭や地域の子育て機能の向上を図るため、子育て家庭の交流の場の提供や子育てに関する講座の開催、子育てに関する情報提供を実施しています。

令和5年5月に開設した駅前子育て支援センターについて、市における子育て支援施設の中心的施設として位置づけ、各地域の状況に応じた子育て支援事業の充実を図るとともに、利用者支援専門員による巡回相談を実施し、子育て家庭の個々のニーズの把握、相談内容に応じた子育て支援情報の提供や関係機関との連携強化を推進していきます。

また、こどもまんなか実行計画において、妊産婦、子育て世帯やこどもが気軽に相談でき、必要な支援につながることでできる子育て世代の身近な相談機関として「地域子育て相談機関（※1）」の整備が求められており、地理的・社会的条件、子育て施設の整備状況等総合的に勘案し、地域の実情に応じて、その役割を担う施設を検討します。

（2）家庭・地域との連携

「こどもの想いが実現する 笑顔あふれるまち 伊勢」を進めるためには、地域社会全体で、こどもの成長を見守り、子育てを助け合える気運を醸成しなければなりません。そのために、就学前のこどもの教育・保育施設では、地域の人材を活用したり、こどもの体験活動の場を地域に求めるなど、地域社会と協同した就学前のこどもの教育・保育を展開していきます。

2-3 公立施設のあり方について

（1）保・幼・小・中の連携を含む実践研究等の中核的な役割

公立施設においては、保幼小の連携等、実践的な研究をすることで、教育・保育の課題を明確にし、架け橋期（※2）のカリキュラムについて検討するなど、幼児教育の中核的な役割を担います。

（2）特別支援教育・保育の中心的役割

公立施設においては、特別支援教育・保育に積極的に取り組み、支援が必要な幼児への適切な支援や、こどもの発育に不安や悩みを抱く保護者へのアドバイス等を行います。また、関係機関が開催する研修会等への積極的な参加に努め、特別支援教育・保育に関する職員の資質向上・意識向上を目指します。知識や経験を持ったアドバイザー等の人材の育成や配置を進めていき、特別支援教育・保育体制の充実を図ります。

（3）多様な保育ニーズへの対応

各施設において、園庭開放や子育て相談等の子育て支援に努め、未就園児も利用しやすい地域に根付いた施設を目指すとともに、こども未来戦略で示された「こども誰でも通園制度」について、令和8年度より本格的な実施を控えており、利用者のニーズを把握するとともに、先行して実施しているモデル事業の利用状況や他自治体の動向を確認しながら実施に向けて検討します。

また、各地域の実情に応じて、延長・休日保育や一時保育などの多様なニーズへ対応できる拠点的な施設が必要であり、私立施設との調整のもとで、公立施設はそれを積極的に担います。

(4) 公立施設の整備・整理方針

少子化に伴い児童数が減少しており、今後もさらに減少することが見込まれています。公立施設の整理統合にあたっては、待機児童を出さないための受け皿としての役割を持ちながらも、児童数や地域分布、保育ニーズ、施設の態様、民間施設を含めた既存施設の配置や運営状況等を勘案した上で、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市全体の適正配置を図ることとします。

また、特別な支援や医療的ケアを必要としている児童の教育・保育施設の利用にあたって、保護者のニーズを的確に把握し、個々の児童の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全な保育を提供できるようセーフティネットとして保育体制や環境を整備します。

既存の公立施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として、耐用年数を勘案しながら整備し、他の施設については統廃合も視野に入れ、整理します。

なお、就学前の教育・保育の環境として、集団の規模が小さくなると職員とこどものつながりが深くなる半面、集団としての力や社会性を身に付けることに困難が生じます。教育の質や効果を確保するという観点から、集団の最低人数（15人）を下回った幼稚園については整理していきます。

【用語説明】

※1 地域子育て相談機関

すべての子育て世代やこどもが身近に相談することができる相談機関のこと。子育てに関する相談に応じ、必要な助言や支援に繋ぐ役割を持つ。設置場所としては保育園、認定こども園、地域子育て支援センター等が想定され、概ね中学校区に1か所を設置の目安としている。

※2 架け橋期

「幼保小の架け橋プログラム」において、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であると考えられている、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間のこと。

3 就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画

3-1 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として取り組みます。

ただし、計画期間中であっても、子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画との整合を図るために、必要に応じて計画の見直しを検討するものとします。

3-2 公立施設の整備計画

2-3に示す公立施設のあり方を踏まえ、子育て支援センターの併設や多様な保育ニーズに対応できる施設を存続させることとし、今後の児童数の推移や保育ニーズ、耐用年限を考慮して統廃合により、各地域における拠点として整備することで市全体の適正配置を図ります。

なお、この計画に沿って整理統合をするにあたっては、就学前の教育・保育の質を低下させないこと、待機児童が生じることのないことを前提とし、津波や浸水、洪水被害が見込まれる地域については防災面も考慮して設置場所や建物の構造等を検討し、整備していくこととします。

(1) 明倫保育所

市中心部に位置し、過去5年の入所児童数は60人前後を推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移すると見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和25年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統廃合を検討していきます。

なお、併設している子育て支援センターについては、近隣に開設した駅前子育て支援センターとの役割を整理し利用状況を踏まえたうえで、子育て世帯を支援する機能の実施について検討します。

(2) 浜郷保育所

過去5年の入所児童数はピークを過ぎたものの、その後は75人前後で推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移するものと見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和23年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統廃合を検討していきます。なお、現在の施設は、送迎車両の通行に関する課題のほか、利用者が幅広い地域から児童が利用しており、統廃合にあたっては、立地を考慮する必要があります。

(3) 保育所きらら館

平成19年度に、3保育所を統合し新築した施設であり、送迎利便性のよい立地であることから保育需要の非常に高い施設です。また、子育て支援センターを併設するとともに、延長保育、休日保育、一時保育を実施する多機能保育所であり、今後も当市における子育て支援のモデル的役割を果たす公立施設と

して存続させていきます。

(4) 保育所しらとり園

待機児童対策として令和元年度に定員変更を行い、乳児保育に対応する施設としました。周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から保育需要が高い施設であり、入所児童数は高い状況で推移していることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

令和19年に建物の耐用年限を迎えますが、保育室の配置や数に課題があることから、耐用年限の前後における他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ、施設の方向性について検討していきます。

(5) 保育所ゆりかご園

周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から保育需要が高い施設であり、入所児童数は多い状況で推移しています。近接する小俣保健センター内で子育て支援センターと一時保育を実施する多機能施設であり、多様な保育ニーズに対応した小俣地区における子育て支援の拠点的作用を担う公立施設として存続させていきます。

建築から50年近くを経過しており、令和17年には建物の耐用年限を迎えることから、その時期を勘案しながら他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。

(6) 御園第一保育園

送迎利便性がよく、保育需要が高い施設であり、入所児童数は多い状況で推移しています。近接する御園総合支所内で子育て支援センターと一時保育を実施する多機能施設であり、御園地区における子育て支援の拠点的作用を担う公立施設として存続させていきます。

令和2年度に大規模修繕を実施していますが、建築から50年が経過し、令和14年には建物の耐用年限を迎えることから、延長・休日保育を実施することによる多機能化を検討し、耐用年限の前後に御園第二保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。

(7) 御園第二保育園

施設規模に対して入所児童数が少ない状況ですが、過去5年の入所児童数は70人前後を推移しており、保育需要は、今後も同程度の児童数で推移すると見込まれます。周辺地域の避難施設として指定を受けていることから本計画期間内は、公立施設として存続させていきます。

建築から50年を経過しており令和15年には建物の耐用年限を迎えることから、耐用年限の前後に御園第一保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。

(8) ふたみ保育園

令和5年度に、津波浸水の危険性が高い地域である二見地区の3保育所を統合し、高台へ新築した施設です。小中学校と隣接し、送迎利便性もよく、二見

地区で唯一の保育施設であることから保育需要の高い施設です。子育て支援センターを併設するとともに、延長保育を実施する多機能保育所であり、二見地区における子育て支援の拠点的役割を担う公立施設として存続させていきます。

(9) しごうこども園

平成 23 年度にあさま保育所と四郷幼稚園を統合し新築した幼保連携型認定こども園であり、一時保育の実施、子育て支援センターの併設により地域の子育て支援の拠点的役割を担っています。また、当市における認定こども園の先進的取り組みの実践施設として機能しているため、今後も、保幼小の連携等の実践研究を担う公立施設として存続させていきます。

(10) 小俣幼稚園

園児数はピークを過ぎたものの、その後は 75 人前後で推移しており、周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から今後も同程度の園児数で推移するものと見込まれます。小俣地区における多様なニーズに対応した幼児教育の中心的な役割を担っていることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建物の耐用年限は令和 21 年ですが、耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮した上で、他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。

(11) 明野幼稚園

園児数は減少傾向ではありますが、周辺地区の人口推移や宅地開発の状況から今後も現在と同程度の園児数で推移するものと見込まれることから、本計画期間内は公立施設として存続させていきます。

建築から 50 年を経過しており、令和 13 年には建物の耐用年限を迎えることから、今後の園児数の推移を考慮した上で、他施設との統合も含め、存続について検討していきます。

(12) 駅前子育て支援センター・駅前一時保育室

令和 5 年度に、妊娠・出産から子育てまで総合的に支援する健康福祉ステーションに設置した施設です。子育て支援センターと一時保育室を併設し、親子がともに遊べる交流ひろばを備え、子育て期の様々な相談支援や情報発信、健康福祉ステーション内の他部署と連携するなど、子育てに関する拠点として機能しているため、今後も、市内の子育て支援センターの中心的な役割を備えた公立施設として存続させていきます。

【公立施設整備計画表（令和7年度から令和11年度）】

		現状		計画期間中の 施設の状況	計画期間以降の 将来的な方向性
保育所	(1)	明倫保育所	⇒	存続 併設施設の 機能転換の検討	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統廃合を検討していきます。
	(2)	浜郷保育所	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統廃合を検討していきます。
	(3)	保育所きらら館	⇒	存続	市における子育て支援のモデル的役割を担う多機能保育所として存続させていきます。
	(4)	保育所しらとり園	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他の施設との統合による認定こども園化を含め、施設の方向性を検討していきます。
	(5)	保育所ゆりかご園	⇒	存続	多様な保育ニーズに対応した、小俣地区における拠点施設として、他の施設との統合による認定こども園化も視野に入れ検討していきます。
	(6)	御園第一保育園	⇒	存続 建替時期及び 機能追加の検討	延長・休日保育等の多機能化を検討し、御園地区における拠点施設として、御園第二保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(7)	御園第二保育園	⇒	存続 建替時期及び 機能追加の検討	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、御園第一保育園との統合を踏まえた建て替えを行います。
	(8)	ふたみ保育園	⇒	存続	二見地区における子育て支援の拠点的作用を担う多機能施設として存続させていきます。
認定 こども園	(9)	しごうこども園	⇒	存続	地域の子育て支援の拠点的作用、保幼小の連携等の実践研究を担う多機能施設として存続させていきます。
幼稚園	(10)	小俣幼稚園	⇒	存続	耐用年限及び今後の保育需要の動向を考慮し、他施設との統合による認定こども園化も視野に入れ、検討していきます。
	(11)	明野幼稚園	⇒	存続	耐用年限及び今後の園児数を考慮し、他の施設との統合も含め、存続について検討していきます。

○計画期間後の施設数

保育所	8	⇒	保育所	8
認定こども園	1		認定こども園	1
幼稚園	2		幼稚園	2

4 関係資料

4-1 各施設の入所（園）状況

【幼稚園】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R6）
				H26	H31	R6	
小俣幼稚園	公立	200	小俣町本町	153	127	77	38.50%
明野幼稚園	公立	70	小俣町明野	61	54	25	35.71%
常盤幼稚園	私立	25	岩淵1丁目	28	22	30	120.00%
まるこ幼稚園	私立	60	一之木1丁目	53	51	58	96.66%
双康幼稚園	私立	90	黒瀬町	103	93	68	75.55%
神宮高倉山幼稚園	私立	180	八日市場町	53	42	19	10.55%
神宮五十鈴川幼稚園	私立	200	宇治中之切町	36	25	27	13.50%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

【保育所】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R6）
				H26	H31	R6	
明倫保育所	公立	90	吹上2丁目	78	60	57	63.33%
浜郷保育所	公立	120	黒瀬町	94	112	75	62.50%
保育所きらら館	公立	75	常磐2丁目	75	76	72	96.00%
保育所しらとり園	公立	80	小俣町湯田	58	72	79	98.75%
保育所ゆりかご園	公立	150	小俣町本町	151	131	123	82.00%
御園第一保育園	公立	180	御園町長屋	171	147	134	74.44%
御園第二保育園	公立	150	御園町高向	81	65	77	51.33%
ふたみ保育園	公立	180	二見町光の街	—	—	171	95.00%
大湊保育園	私立	50	大湊町	49	50	34	68.00%
一色保育園	私立	70	一色町	127	90	49	70.00%
村松保育園	私立	45	村松町	51	37	29	64.44%
船江保育園	私立	90	船江3丁目	85	93	82	91.11%
たけのこ保育園	私立	120	常磐町	102	118	123	102.50%
東大淀保育園	私立	60	東大淀町	52	49	38	63.33%
豊浜西保育所	私立	90	磯町	140	116	86	95.55%
みどり保育園	私立	30	矢持町	32	32	21	70.00%
有滝保育園	私立	30	有滝町	35	22	22	73.33%
中須保育園	私立	100	中須町	108	103	97	97.00%
佐八保育園	私立	50	佐八町	64	57	42	84.00%
みややま保育園	私立	90	旭町	99	87	85	94.44%
なかよし保育所	私立	45	勢田町	47	47	40	88.88%
えがお保育園	私立	60	小俣町元町	69	66	68	113.33%

あけの保育園	私立	90	小俣町新村	108	100	91	101.11%
いせの杜保育園	私立	70	大世古4丁目	—	77	54	77.14%
えがおあけぼの保育園	私立	125	小俣町明野	—	—	125	100.00%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

【認定こども園】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R6）
				H26	H31	R6	
しごうこども園	公立	30	一字田町	8	18	11	36.66%
		95		95	88	82	86.31%
修道こども園	私立	40	楠部町	49	40	33	82.50%
		120		102	131	112	93.33%
暁の星こども園	私立	75	小俣町本町	145	48	26	34.66%
		175		50	168	153	87.42%
和順こども園	私立	60	小俣町元町	43	62	40	66.66%
		60		66	46	55	91.66%
マリアこども園	私立	15	岡本1丁目	—	1	4	26.66%
		105		121	93	89	84.76%
ゆたかこども園	私立	90	御園町王中島	261	117	64	71.11%
		160		—	152	157	98.12%
有緝こども園	私立	45	船江2丁目	124	42	41	91.11%
		96		—	90	98	102.08%
めいりんこども園	私立	35	岡本1丁目	75	61	39	111.42%
		90		—	44	83	92.22%
中島こども園	私立	30	中島2丁目	47	45	30	100.00%
		73		—	57	73	100.00%

※各施設の上段は、1号認定、下段は、2・3号認定を示しています。

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

【小規模保育事業所（A型）】

施設名	公立 私立	定員	所在地	入所（園）児童数			充足率 （R6）
				H26	H31	R6	
にこにこ保育園	私立	12	小俣町元町	—	22	14	116.66%
まるこ保育園	私立	6	一之木1丁目	—	—	6	100.00%
にこにこ保育園第2	私立	12	小俣町元町	—	—	13	108.33%
キッズラボ保育園みその	私立	19	御園町長屋	—	—	16	84.21%

※定員については令和6年4月1日時点、入所（園）児童数については各年度とも5月1日時点。

4-2 公立施設の建築年等

【公立幼稚園、保育所、認定こども園】

施設名	所在地	建築年	構造	耐用年限
小俣幼稚園	小俣町本町	昭和 54 年	鉄筋コンクリート造	令和 21 年
明野幼稚園	小俣町明野	昭和 46 年	鉄筋コンクリート造	令和 13 年
明倫保育所	吹上 2 丁目	昭和 58 年	鉄筋コンクリート造	令和 25 年
浜郷保育所	黒瀬町	昭和 56 年	鉄筋コンクリート造	令和 23 年
保育所きらら館	常磐 2 丁目	平成 19 年	鉄骨造	令和 49 年
保育所しらとり園	小俣町湯田	昭和 52 年	鉄筋コンクリート造	令和 19 年
保育所ゆりかご園	小俣町本町	昭和 50 年	鉄筋コンクリート造	令和 17 年
御園第一保育園	御園町長屋	昭和 47 年	鉄筋コンクリート造	令和 14 年
御園第二保育園	御園町高向	昭和 48 年	鉄筋コンクリート造	令和 15 年
ふたみ保育園	二見町光の街	令和 4 年	鉄骨造	令和 64 年
しこうこども園	一宇田町	平成 23 年	鉄骨造	令和 53 年

※耐用年限は、伊勢市公共施設等総合管理計画において目標耐用年数とする建築年から 60 年後としています。

4-3 就学前児童数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0 歳	793	748	703	676	589
1 歳	873	808	788	722	680
2 歳	818	884	794	795	723
3 歳	882	816	895	806	795
4 歳	933	869	822	890	814
5 歳	977	928	866	819	887
合計	5,276	5,053	4,868	4,708	4,488

※各年度 4 月末日時点、住民基本台帳人口より。

4-4 伊勢市管内保育関係施設案内図

